

NO.	氏名	所属研究機関・職名	研究課題	ページ
1	ウエノ カツヒサ 上野 勝久	東京芸術大学大学院 教授	千葉県に残る特異な形態の本堂内宮殿(厨子)に関する建築史的 研究	1～4
2	ウラ ヨウコ 浦 蓉子	奈良文化財研究所 研究員	平城京跡出土の大工道具からみた古代都城建築における造営技 術の復元	5～9
3	オオウエ ナオキ 大上 直樹	京都美術工芸大学 特任教授	タスキスミ 櫨墨による社寺建築の軒の決定法について	10～15
4	オオノ サトシ 大野 敏	横浜国立大学大学院 教授	正倉院所蔵の紫壇塔部材および黒漆塗六角厨子部材の復元的 考察	16～19
5	キタノ ヒロシ 北野 博司	東北芸術工科大学 教授	石積み技能者の伝統技術に関する歴史考古学的・土木工学的研 究	20～25
6	クロヤナギ アキオ 畔柳 昭雄	日本大学 特任教授	厳島神社に見る海上立地の計画的・技術的・構法的な対応に関 する研究	26～29
7	ゴトウ マサミ 後藤 正美	金沢工業大学 教授	南砺市に現存する伝統木造合掌建物の耐震性能評価に関する研 究	30～36
8	タキヤマ ナリコ 多幾山 法子	首都大学東京 准教授	伝統構法で建てられた土蔵の耐震性評価基準の緩和提案を目標 とした破壊メカニズムの解明	37～40
9	タブチ アツシ 田淵 敦士	京都府立大学大学院 准教授	壁土の水合わせ期間最適化に関する基礎的研究	41～46
10	トヨシマ ユウキ 豊島 祐樹	石川工業高等専門学校 助教	歴史的建築物の活用からみた建築基準法適用除外の現状と課題	47～50
11	ナカオ ナナエ 中尾 七重	山形大学 客員研究員	重文堀家住宅(賀名生皇居)の当初復元研究	51～54
12	ヒラガ アまな 平賀 あまな	東京工業大学 特任准教授	桂離宮御殿群修理の研究－戦後昭和期の文化財修理理念の発 展－	55～61
13	フジタ カオリ 藤田 香織	東京大学大学院 教授	近年の伝統的木造建築の風被害に関する調査研究	62～65
14	ミスノ リョウコ 水野 僚子	日本大学 助教	旧海軍施設を中心とした近代建築における使用鋼材に関する研 究(継続研究)	66～69
15	メグロ シンゴ 目黒 新悟	奈良文化財研究所 研究員	越後国村松藩の大工一族・小黑家の建築活動に関する基礎的研 究	70～73

※50音順

※原則、所属研究機関・職名は申込時を記載。

「千葉県に残る特異な形態の本堂内宮殿(厨子)に関する建築史的研究」実績要旨・概要

東京藝術大学大学院美術研究科・教授 上野勝久

芝浦工業大学建築学部・助教 小柏典華

1. はじめに

近世社寺建築の全国的調査は平成前半期に一段落し、この30年間にはその研究も着実に進んだが、地域性や多様性が顕著なため、現状は個別研究が求められている。

千葉県の南部地域にある大山寺不動堂の宮殿(以下、大山寺宮殿)は、国宝・重要文化財建造物の宮殿・厨子(17件、附指定を除く)と比較して、他に類のない特異な形態を有していることが明らかで、建築的価値と文化財価値を広く共有する必要がある。

本研究は建築史学として新たな類型を示すため試みである。令和2年度は、大山寺宮殿の独自の建築意匠や構造を解明し、建築年代も元禄12年(1699)と推定できた。令和3年度は、実地調査により大山寺宮殿の各種図面を作成し、さらに痕跡等の詳細調査から、その建設経緯を検討した。さらに類例として、館山市にある那古寺観音堂の宮殿を調査し、比較考察した。なお、令和2年度の成果は、2021年9月の日本建築学会大会(東海)で発表した。

2. 研究の目的と概要

近世社寺建築の全国的な調査は平成の前期に一段落し、この30年間にはそうした調査成果に基づく研究が着実に進んできたが、近世社寺建築は地域性や多様性が顕著であり、さらなる個別研究が求められているのが現状である。大山寺は、千葉県鴨川市、房総半島の内陸部に所在する真言宗寺院である。境内は大山の中腹に構え、東西に細長い平坦地には享和2年(1802)建築の不動堂(千葉県指定文化財)と18世紀中期頃の鐘楼(鴨川市指定文化財)、一段下がったところに19世紀中期頃の仁王門(鴨川市指定文化財)が建っている。不動堂の内陣には大型の宮殿(厨子)(以下、大山寺宮殿と記す。)があるが、これまで詳細な調査が行われておらず、構造形式や建築年代などが判明していない。本研究では詳細な調査をもとに構造形式を分析し、建設経緯と建築年代などを考究し、類例と比較して、大山寺宮殿の建築的価値を明確にした。

3. 大山寺と不動堂宮殿の概要

大山寺は、神亀元年(724)に良弁僧正を開基として創建されたという伝承があるが、詳しいことはわからない。不動堂の本尊である木造不動明王坐像及び両脇土像(千葉県指定文化財)は、様式から鎌倉時代中期の作と考えられ、また13点の中世文書(千葉県指定文化財)が現存しており、中世には地域の有力寺院であったと推察される。

中世の変遷は詳しくわからないが、天正14年(1586)の「大山寺不動堂棟札」(個人蔵)があり、現在の不動堂の前身堂があったことが明らかである。



図1 大山寺不動堂の外観(北東より)

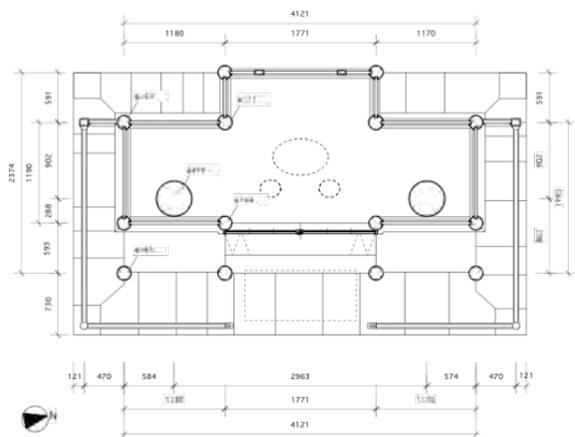


図2 大山寺宮殿平面図(単位:mm)

不動堂は、棟札より享和2年の建築である。大工棟梁は平郡本織村（現三芳村）の伊丹喜内英俊と長狭郡大桑村（現鴨川市）の畠山喜右衛門安國であった。向拝中備の龍彫物は裏面刻銘から、彫物師武志伊八郎信由（初代伊八）の作とわかる。東を正面とする不動堂は、桁行5間（12.8メートル）、梁間5間（12.8メートル）で、正面に向拝1間を付け、四周に擬宝珠高欄付切目縁を廻す。屋根は入母屋造、銅板葺、向拝に軒唐破風を設け、妻飾は二重虹梁大瓶束である（図1）。

宮殿は不動堂内陣中央の後方にあり、内部の太い2本の円柱は背面入側通り柱筋より902ミリメートル（約3尺）前方に位置している。柱間寸法をみると、2本の円柱は2963ミリメートル（9.78尺）で、不動堂の桁行中央間3490ミリメートル（11.52尺）の柱筋と揃っていない。しかも、この2本の円柱は現在の不動堂の軸部と連結しているところがない。

つまり、2本の円柱は現在の不動堂の来迎柱とは考えられず、大山寺宮殿が享和2年以降の改造とは思われない。部材や壁面に流麗な彫物が多用されているが、渦文や木瓜文などの絵様線型は不動堂のものと形状や彫方で大きく異なり、年代が不動堂より古いことを示している。

4. 大山寺宮殿の形式と構造

大山寺宮殿は、正面3間、側面2間で、正面1間通りを吹放しとし、背面中央間の1間を縁の出の大きさに突出した平面である。側廻りは正面入側通りの中央に両開き三ツ折棧唐戸、背面中央張り出しに両開き板扉を入れるが、ほかは板壁とする（図2）。上重は正面中央に千鳥破風を設けた切妻造、下重が四隅に隅木を入れた四注造になり、正面と両側面に軒唐破風を付ける。木瓦棒板葺で、軒は二軒繁垂木である。下重は円柱で長押、頭貫で固めた軸部に台輪を廻し、二重尾垂木付の三手先組物の詰組とする。上重は下重屋根上端の居を据え、拳鼻付出組の詰組とする（図3）。

須弥壇は四周を縁状に廻し、正側面の三方に禅宗様高欄、両側面後方には脇障子を設けている。須弥壇は三段構成になっており、下段は刳型の框を積み上げ、中段は太鼓張り状の束を立ててその間に彫刻を入れ、上段は彫刻拳鼻付きの三手先腰組とする。

通常、本尊を安置する宮殿や厨子は、内陣の床上に須弥壇をつくり、その上に安置される建築もしくは箱型のものが一般的である。大山寺宮殿は、内陣床上に置かれた須弥壇に載っているように見えるが、柱は須弥壇上板を貫通して、下に延びている（図4）。



図3 大山寺宮殿の外観

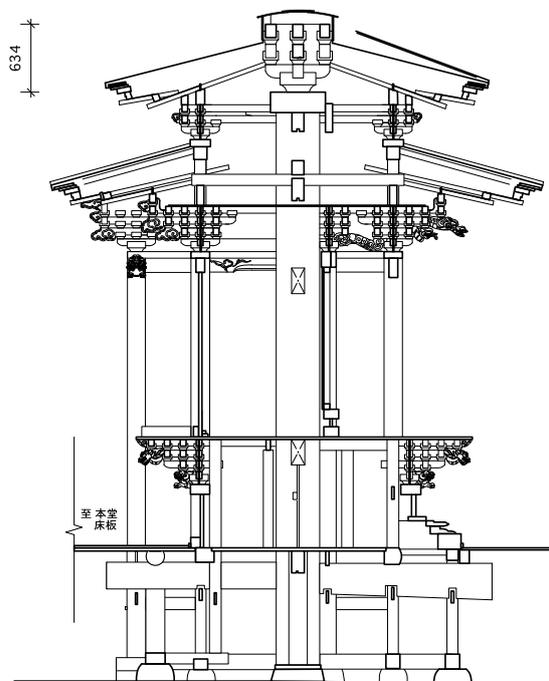


図4 大山寺宮殿の梁間断面図（単位：mm）

このように、大山寺宮殿は内部に立つ2本の円柱からなる骨格部、その円柱を囲む外殻部、さらに下部を取り巻く須弥壇部という、3つの構造体で形成されていることが判明した。現在の不動堂とは床組が繋がっておらず、宮殿は不動堂本体と分離独立した構造体になっている。

5. 大山寺宮殿の建設経緯と年代

内部の2本の円柱は礎石建で、現在は足固貫、飛貫、頭貫を通し、頂部には台輪を載せ、足固貫の下には前後に大引が入っている。また、足固貫と飛貫の間には腰と内法の位置に柄穴があって、腰貫と内法貫が通っていたことがわかる。さらに腰と内法の位置は背面側にも柄穴があって、部材が背面側に取り付いていたこともわかる(図5)。足固貫、飛貫、頭貫、台輪は材質と部材断面が現在の不動堂のものと合わず、不動堂とは異なる仏堂のものと判断される。台輪から棟の間には組物が組まれており、太い円柱を繋いでいる頭貫と台輪、飛貫を考え合わせると、これらは不動堂の前身仏堂の一部であったことが明らかである(図6)。

大山寺宮殿の建築的特徴は宮殿のみで建築形態が完結している点であるが、それは前身の仏堂の一部を再利用してつくられたという通常と異なる形成過程によると思われる。さらに、立派な宮殿を囲み込む覆屋のように、現在の不動堂が建設されたと考えられる。

現在の不動堂は享和2年の建築と判明しているが、大山寺宮殿の完成した年代は虹梁や木鼻の絵様などから、様式的には1700年前後と推定される。棟札などの資料が確認されていないが、下重組物の通肘木に記された墨書は組立時にしか記すことができない位置にある。全文が読み取れないものの、「元禄12年12月」と推測できる箇所が確認できた。したがって、大山寺宮殿の建築年代は極めて高い確率で元禄12年(1699)と考えられる。

6. 那古寺観音堂の宮殿

那古寺は千葉県館山市に所在する真言宗寺院で、観音堂は享保17年(1732)の建築、その内陣にある宮殿(以下、那古寺宮殿と記す。)は天明元年(1781)の新造である(図7)。那古寺宮殿は、正面3間、側面2間で、正面1間を吹放ちとし、背面中央間のみを突出した平面形式である(図8)。屋根は二重で、上重が切妻造、下重が四注造で正面と両側面に軒唐破風をつけ、木大山寺宮殿とほぼ同様の構成・意匠であるが、軸部は観音堂の床上に据えた土台から柱を立てて組み立てており、形式や意匠の面で、大山寺宮殿よりも成熟・洗練された感がある。

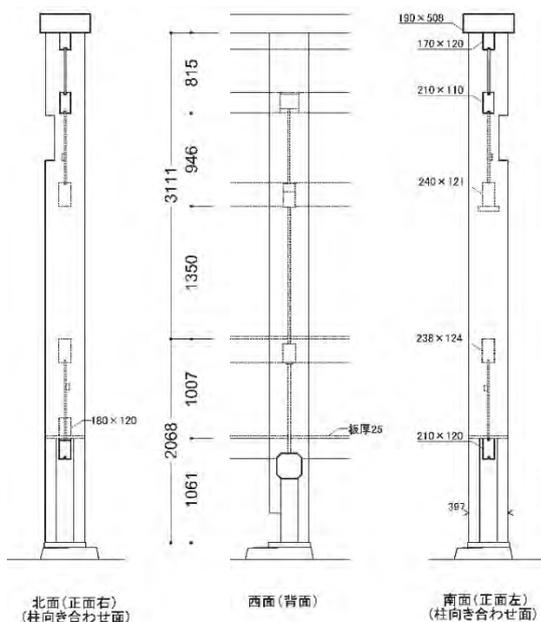


図5 大山寺宮殿の内部柱の痕跡図(単位: mm)

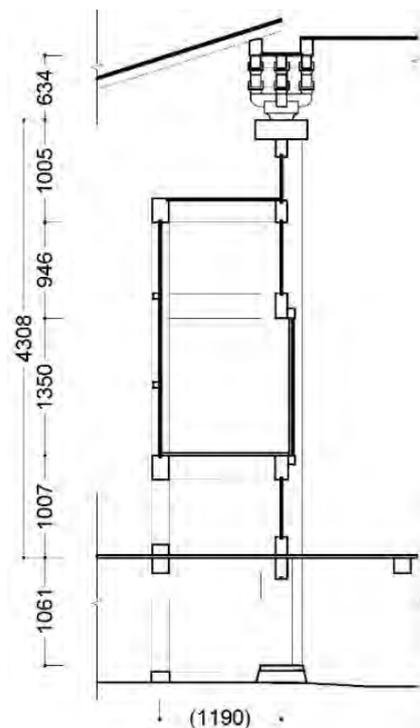


図6 大山寺宮殿の当初軸組推定図(単位: mm)

大山寺宮殿と那古寺宮殿は、いずれも二重屋根で、正面1間を吹放ちとし、細部を彫刻・彩色で密に彩る点など、全体の構成・規模・細部意匠に共通性があり、ともに類のない特異なものである。幸いにも、那古寺観音堂が享保17年、那古寺宮殿が天明元年、大山寺本堂が享和2年と、それぞれの建築年代が明確であり、大山寺宮殿は元禄12年という年代が推定できた。その結果、この2棟の宮殿には、その構造や建設過程に違いがみいだせる。



図7 那古寺宮殿の外観

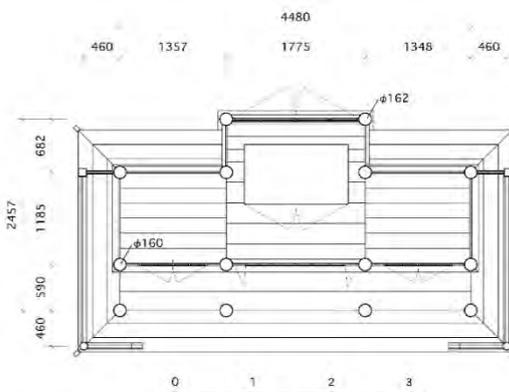


図8 那古寺宮殿の平面図（単位：mm）

7. まとめ

大山寺宮殿の構造形式について、文化財建造物の通例に倣った表記を試みると、「宮殿及び須弥壇桁行3間、梁間2間、背面中央部1間張り出し、四周須弥壇付、二重、上重切妻造、正面千鳥破風付、下重正面及び両側面軒唐破風付、木瓦棒板葺」となる。国宝重要文化財建造物の厨子（宮殿）と照合すると、この表記に合致するようなもの、同じようなものを見出すことができない。国宝重要文化財の附指定となっている厨子等159件と照合しても、同様である。これにより、大山寺宮殿は従来の文化財建造物に類例のない特異な構造形式となる。現時点では、大山寺宮殿と平面形式・構造形式がほとんど同じになる類例は那古寺宮殿であるが、ほかの建築と関係する可能性があるのかは課題である。今後、建築的価値・文化財価値の定まっていない大山寺宮殿・那古寺宮殿の評価により、近世における信仰の様相と文化の伝播を再認識することができる可能性がある。

最後に、今回の調査研究で山田修氏が作成した大山寺宮殿のAR画像を掲載しておく（図9）。



図9 「Augmented Reality」により作成した大山寺宮殿の外観（正面）

平城京跡出土の大工道具から見た古代都城建築における造営技術の復元

研究代表者 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究員 浦蓉子
共同研究者 奈良女子大学 大和・紀伊半島学研究所 古代学・聖地学研究センター 協力研究員 李暉

1. はじめに ー研究の概要ー

本研究は考古学と建築学の知識を融合し、古代都城建築における造営技術を復元することを目的とする。奈良時代(8世紀)の平城京跡から出土した大工道具、中でも鉄斧に着目し、形状、素材、製作技法を分析し、その成果をもとに古代の大工道具を復元製作し、木材の加工実験をおこなう。そして平城宮から出土した宮殿建築の部材に残された加工痕跡や、出土した木屑などと対照するために必要となる情報の取得をおこなった。どのような大工道具を用いて平城宮が造営されたのか、その造営技術の解明を目指す。

2. 平城京出土鉄斧について

奈良時代、特に平城京から出土する斧は、鉄製で上部両辺を折り曲げて袋状とし、柄を差し込む部分を作り出す袋状鉄斧である。刃を柄に対して平行に装着したものを縦斧、直行する方向に装着するものを横斧と呼ぶ。ただし、出土品の鉄斧の多くは柄と分離した状態で出土する。そのため、鉄斧のみが出土した場合に縦斧として用いられたか、横斧として用いられたかを判別することは非常に難しい。鉄斧の袋部に木質が残っている場合、その木取りを確認することで、横斧として用いられたか縦斧として用いられたかを区別することが可能となる。奈良時代の斧の柄は、樹幹とそこから延びる枝の二股部分を利用する。枝を握り部として、樹幹を斧台として利用するため、横斧として使用する場合の斧柄の木取りは、斧台部分が板目となる。対して縦斧として使用する場合の斧柄の木取りは、斧台部分が柾目となる。

また、平城京から出土する鉄斧の形状は「肩」がない「無肩式」のものが多く、袋部分から刃先に向かってやや撥状にひらく形態となる。刃先は使い減りや研ぎ減りがあると考えられるものの、多くの出土品が、中央部を頂点とした弧状の形態をなす。一方で、刃先が直線的な形状となる斧も数点出土している。

斧は使用によって使い減りや研ぎ減りがあり、製作時の長さを残すものは少ないとみられる。集成した斧の全長は4.9 cm~9.6 cm、刃幅3.5 cm~4.6 cmである。袋部の断面形状は長方形のものと、円形を呈するものがあり、長方形のものが多数を占める。出土した斧の重量は、40g前後、80~90g前後、120g以上の3種類に分かれる可能性があるが、出土点数も少ないため類例の増加をまって判断したい。これらは用途によって使い分けられていた可能性がある。

平城宮・京から出土した斧柄の点数は少ないが(図1)、ここから奈良時代の斧柄に用いられた樹種を知ることができる。木の枝部分を握り部とし、樹幹の部分の斧台とする。斧柄に使われる材としては、アカガシ亜属、コナラ亜属、サカキがあることが判明している。

いずれの斧柄も、斧台の装着部の幅は2.8~4 cm程度であり、平城京から出土する鉄斧に装着されていたと考えて差し支えないといえる。

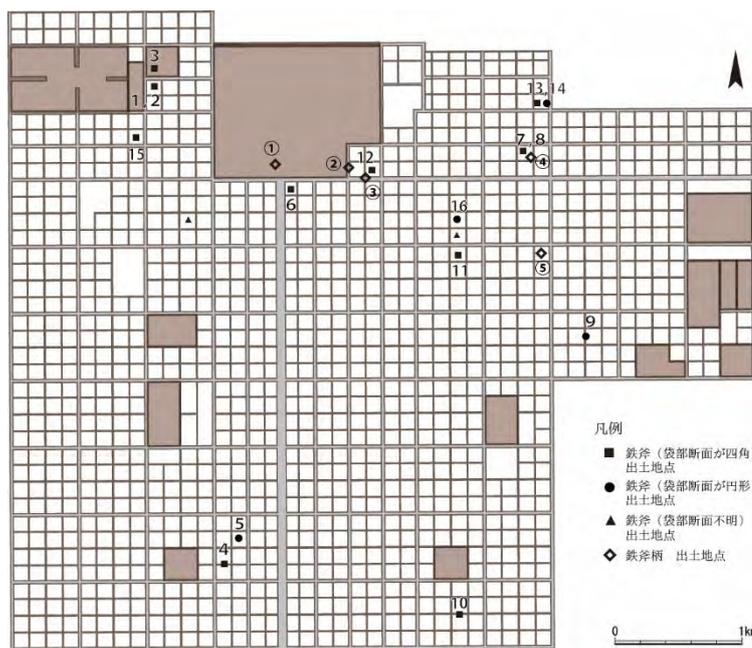


図1 平城京出土鉄斧および斧柄出土位置図 1:60,000

3. 出土鉄斧の構造

斧の復元製作に入る前に、X線を使って斧の内部構造を観察した(図2)。X線を照射すると、物質の透過画像が得られ、遺物の劣化状態や内部構造を明らかにすることができる。材質の違いや厚さがコントラストとなって画像にあらわれる。本分析においては、斧が鍛造か鋳造か、製作技法の別についてと、刃部に鋼を入れているかどうかについての確認をおこなった。

分析の結果、層状に錆が入ること、断面のX線CT画像で層構造が確認できることから鍛造による製作と判断した。刃部に鋼を入れているかどうかを、画像のコントラストで区別できるかを試したが難しく、鋼の使用について判断することはできなかった。図2-4には、袋部と刃部の境目に横方向の、細い線状部分がみられる。袋部から刃部にかけての斜面であり、何らかの製作痕跡(鍛接など)を示すものか。

刃線に直交する断面形は、両方の刃面が左右対称となっており、両刃であると判断できる。



図2 平城京出土鉄斧のX線画像 1:2

4. 木材加工実験の準備

木材加工実験に向けて今回製作復元した斧は2種類ある。1つは横斧で、平城京右京八条一坊十三・十四坪の調査で出土した資料である。もう1つの縦斧は平城京内からの出土品に装着状態の出土例がなく、同じ8世紀の資料として長岡京左京一条三坊二町の炭廃棄土坑SX435033から出土した資料を参照した(図3、表1)。縦斧に装着されていた鉄斧の法量は平城京から出土する斧の法量と類似し、大きな齟齬はないと考えた。斧柄は、平城京から出土した斧柄の樹種(アカガシ亜属、サカキ)を参考にし、アラカシ、サカキの柄を準備した。出土品の柄の握り部の直径は約1.6~2.8cmで、今回採取した斧柄の握り部の直径も1.8~2.4cmと概ね一致する。

実験に向けて用意した木材は2種類ある。手斧による平面切削の実験には長さ約2m、幅約40cm、厚さ約9cmのヒノキの板材を用いた。建築部材を想定した大きさであること、加工の際の動作によって動かない重量の木材が必要であった。また、奈良時代の平城宮・京から出土する建築部材および木製品のほとんどにヒノキが用いられていることからヒノキを選択した。木口面の切削実験用には直径約80cmのスギ材を準備した。平城宮・京でヒノキに次いで使用される樹種である。それぞれの木材について加工実験時に水分量を計測した。ヒノキの板材の水分量は12%、スギ材の樹心付近の水分量は21.5%であった。計測には佐藤計量器製作所水分チェッカーSK-540Aを用いた。

なお、復元製作した斧は加工実験前に宮大工の方に研ぎなおしていただき、刃先が鈍角になるよう調整いただいた。

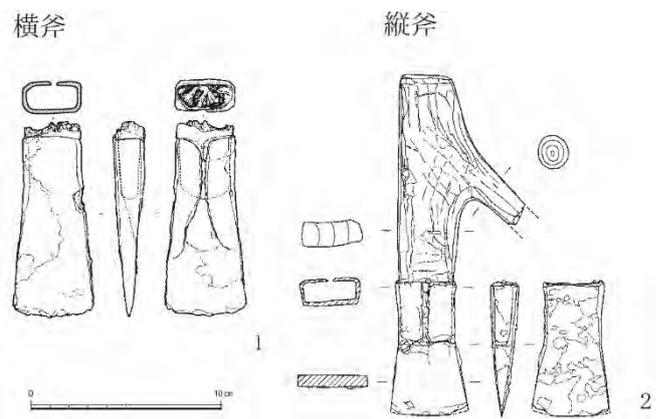


図3 復元対象とした斧 1:4

表1 復元対象とした斧の法量と重量

	長さ [cm]	刃幅 [cm]	袋部内寸 [cm]	重量 [g]	備考
横斧	9.6	4.4	2.7×1.2	131.1	平城京右京八条一坊十三・十四坪
縦斧	7.1	4.1	2.9×1.1	83.8	長岡京左京一条三坊二町

表2 製作復元した斧の量と重量

	長さ〔cm〕	刃幅〔cm〕	袋部内寸〔cm〕	重量〔g〕	備考
横斧1	9.2	4.4	2.7×1.1	117.3	サカキの横斧に装着、両刃
横斧2	9.5	4.3	2.5×1.0	141.6	アカガシの横斧に装着、両刃
縦斧1	7.3	4.2	2.5×1.0	99.0	サカキの縦斧に装着、両刃
縦斧2	7.5	4.3	2.7×1.0	93.1	アカガシの縦斧に装着、両刃



図4 復元製作した斧

5. 木材加工実験の成果

本節では2023年に奈良文化財研究所でおこなった復元斧（図4、表2）による木材加工実験の記録を抜粋して紹介する。宮大工で竹中大工道具館の技能員の方をお招きし、復元斧で木材を加工していただいた。実験は公開し、研究所内外の30名以上の方々にご参加いただいた。実験に際しては、動画と写真による木材加工動作の記録と、動作・加工道具ごとに木屑を回収し、写真による木材の加工痕跡の記録を合わせておこなった。以下の説明文は図5に対応する。

- 1) 木材の平滑面（機械製材した面）を、カシの柄を付けた復元手斧ではつる。加工痕に頻繁に表れる段差は「手斧まくら」という。加工痕跡は重複しているため、基本的に手斧の刃幅より、幅の狭い痕跡が残る。斧で同じところを何回か打ち、木屑を外していくという作業であった。木屑は刃が入る部分が層状に湾曲し、捲れ上がる。加工痕には、刃先の刃どまりの痕跡が頻繁に残る。
- 2) 材の表面を木の楔で割り取り、露出させた割肌面を、カシの柄を付けた復元手斧ではつる。割肌面の凹凸を平らにならす作業。平らにするためには、機械製材面を加工するより多くの時間と労力を要した。斧を打ち付ける勢いと力が増し、木屑もより長いものとなった。1回のハツリで削り取るというよりは、複数回打ち込み、最後の打撃で、材が割裂し、木屑となる。
- 3) 木材の割肌面を、ゆるやかな曲刃（刃幅6.3cm）の現代手斧ではつる。復元手斧と同様に、「手斧まくら」が目立つ。木屑の上端で、刃が入る部分は層状になり、湾曲する。
- 4) 木材の木口面（チェンソーによる切断面）を横斧で平らにする。斧台が木口面に当たるため、刃が抜けきらず段差が残る。出土建築部材の木口面に顕著に残る刃先、刃端痕による凹凸に似せて加工した。木屑は薄く、木口の年輪に沿って割れやすい。

6. 加工実験を終えて

今回の木材加工実験では、平城京から出土した斧柄の樹種を参照し、アラカシとサカキの柄を準備した。鉄斧の重量は最大で140g程度であり、サカキの柄を装着した斧は軽く、打ち込む際に狙いを定めることが難しかった。そのため、加工実験ではもっぱらカシの柄の復元斧が選択的に用いられた。

1) 復元手斧（カシの柄）を用いた加工 … 木材の左側に立って、両手で手斧を持って削る



2) 復元手斧（カシの柄）を用いた加工 … 木材の左側に立って、両手で手斧を持って削る、板材の割肌面を平らにする



3) 現代手斧を用いた加工 … 木材の上に片足を置いて、両手で手斧を持って削る



4) 復元手斧（カシの柄）を用いた加工 … 木材の正面に膝で立ち、両手で斧を持って削る



図5 加工実験の成果（抜粋） 加工痕跡（実寸大）と木屑（1：5）

4) の加工痕跡のみ縮尺任意

今回、復元手斧および現代手斧で平面切削の加工をした際に「手斧まくら」と呼ばれる「段差」が頻繁にあらわれた。右写真のような出土品ではあまり顕著ではない印象を持つ、この「手斧まくら」について、どのように形成されるのかを追求することができなかった。斧の刃の構造に違いがあるのか、出土品では目立たないだけなのか、加工者によって異なるのか。今後、加工動作時の映像や、新たな実験を交えながら検討すべき課題の一つである。



図6 西大寺食堂院から出土した井戸枠に残る加工痕跡 1 : 10

また、鉄斧の刃の構造についても課題を残すこととなった。出土品のX線画像にみられた線が鍛接の痕跡を示している

のか。今後、製作方法を把握している復元斧をX線やCTで解析することで鍛接の痕跡などを把握し、出土遺物の画像と比較検討をおこなうことで刃部の構造について知見を深めたいと考えている。

7. おわりに

平城京から出土した鉄斧は、寺院の造営現場や山作所で作られる斧や手斧に比べて、かなり小ぶりなものであることが判明した。これらの出土斧は小ぶりながらも、縦斧と横斧としての使い分けがあったことが、柄の出土から判明した。

それでは、平城京から出土する斧はどのような用途に用いられていたのか。これは、木材に残る加工痕跡を丹念に集成していくことで区別することが可能であると考えている。予察としては、杭などの先端加工や表面加工、木材の切断、部材の柄穴や仕口の加工に用いられたのではないかと考えている。

今後、出土部材の加工痕跡を観察していくとともに、そのためには今回おこなった木材加工実験を重ねながら、加工痕跡を判別していく視点を養っていく必要がある。

謝辞

本稿で紹介する木材加工実験に際しては、竹中大工道具館の植村昌子氏、北村智則氏に格別なご協力を賜りました。

本稿の作成及び木材加工実験に際しては以下の方々にお世話になりました。記して感謝いたします。

青柳泰介、飯田ゆりあ、久住一友、白鷹興光、永田喜義、南部裕樹、平井洸史、福田さよ子、藤田倫子、船木祥啓、星野安治、目黒新悟、柳田明進、山本光良（五十音順、敬称略）

主要参考文献

大隅亜希子 2001「奈良時代権衡制度に関する一考察—大小制の問題を中心として—」『計量史研究』23

佐原真 1994『斧の文化史』東京大学出版会

西山良平 1977「奈良時代「山野」領有の考察」『史林』60巻3号

福山敏男 1943『日本建築史の研究』桑名文星堂

挿図出典

図1、2、4、5 筆者作成

図3 1：奈良国立文化財研究所編 1989『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告 奈良国立文化財研究所学報 第46冊』より改変して転載

2：財団法人向日市埋蔵文化財センター2002『向日市埋蔵文化財調査報告書第55集 長岡京跡左京北一条三坊二町』より転載

図6 遺物は奈文研所蔵

表1、2 筆者作成

禪墨による社寺建築の軒の決定法について

STUDY OF HOW TO DETERMINE THE EAVES OF SHRINES AND TEMPLES BY TASUKI LINE

大上 直樹*
Naoki OOUE

Keywords : TASUKI LINE, EAVES, SHRINE AND TEMPLE ARCHITECTURE, FRONTAGE.

禪墨, 軒, 社寺建築, 表の間

はじめに

本研究は軒の高さを定めるに際して、禪墨が用いられているのではないかとの仮説を提唱し、実際の遺構によって確認しようとするものである。また、軒の禪墨は彼岸や冬至における太陽南中高度にも関係している場合もあることを併せて指摘するものである。

第1章 禪墨について

第1節 3つの基準墨 陸墨・立墨・禪墨

陸墨は水平の基準墨、立墨は垂直の基準墨であり、禪墨は傾斜した基準墨であり、建築各部はこの3つの基準墨のうち二つの基準墨の交点によって、高さや出などの諸寸法が決まる。

また、禪墨は勾配として表現される場合も多い(図1-1)

第2節 社寺建築における禪墨の使用法

鳥居の笠木・嶋木、貫：禪墨の使用例で代表的なものが鳥居の横架材の水平方向の出の決定である。笠木等はすべて、柱足元を起点とする禪墨によって決定される(図1-2)。起点については木割書によって若干の相違がある。

高欄：和様刳高欄先端の架木、平桁の小口の切様も地覆上角を起点とした禪墨によって決定されることが知られる(図1-3)。

脇障子笠木：脇障子親柱を起点とする禪墨によって笠木小口の切様が決められる。これも木割書で若干の相違がある(図1-4)。

第3節 現代建築における禪墨

現代の戸建て住宅の軒の決定には禪墨がつかわれている。戸建て住宅の場合、軒の出や勾配はほぼ一定であるので、軒の高さについては禪墨で決めるとする。その手がかりになる勾配は、夏至、春分・秋分そして冬至の南中高度である。この軒の決定法は建築計画学では広く知られている。

図1-5の如く軒の出と高さを定めると、夏至太陽の南中高度は縁の外に落ち、春分・秋分は縁と居室境になり、冬至には室内奥まで日光が射すというのである。

第4節 本研究の視座

以上禪墨が我国の建築設計において、水近世以前の社寺建築に限らず現代においても、平材の出や高さを決定するに長く使用されてきた事例を示した。本稿では、そうした禪墨が軒の出や高さの決定に使用されてきた歴史を読み解こうとするものである。

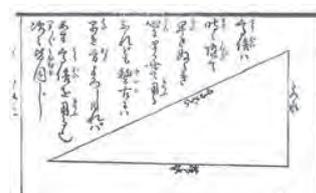


図1-1 勾配

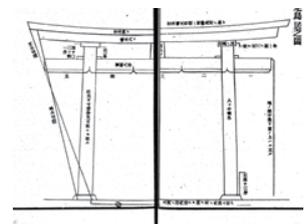


図1-2 鳥居の禪墨

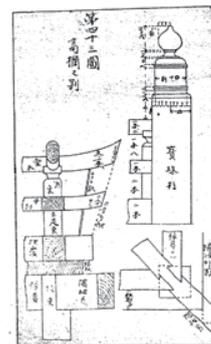


図1-3 勾欄の禪墨

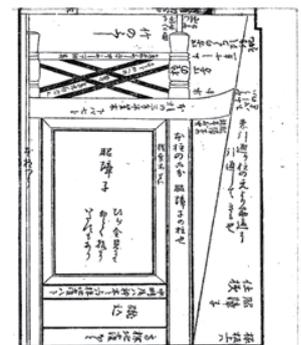


図1-4 脇障子笠木の禪墨

ここで、本研究における禪墨の定義は、「禪墨とは、我国の歴史的建造物の寸法決定手法のひとつで、勾配を有する基準墨である。高さを示す陸墨と、ある基準から引き出された勾配線との交点によって、空間上の一点を定める傾斜した基準墨のことをいう。」とする。

さらに本稿では、春分・秋分、冬至の南中時の角度について、特に着目したい。それぞれは、勾配で表示すると大変重要な事実が見えてくる。

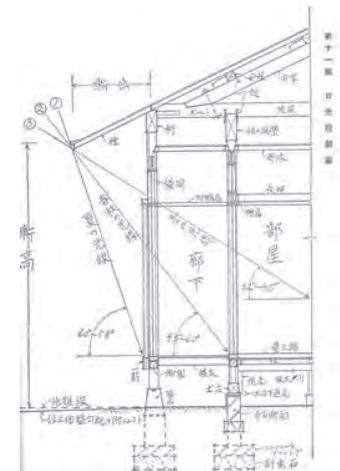


図1-5 日光投射図

* 京都美術工芸大学 建築学科 特任教授・博士(学術)

Professor, Dpt. of Architecture, Kyoto arts and crafts Univ., Ph.D

春分・秋分の正午の日射角度は約 55 度であるが、この角度を勾配で示すと 1.418/1.000 となる。これは、ほぼ 1.4/1.0 勾配であり言い換えると $\sqrt{2}/1.0$ 勾配である。つまり、春分・秋分の正午の日射の勾配は $\sqrt{2}$ 勾配（白銀比勾配）になっているのである。

また冬至の正午の太陽角度は約 32 度であるが、勾配で表記すると 0.62/1.00 となる。つまり、黄金比勾配になっているのである。

この奇跡的な四季と太陽の南中高度の関係は、我国の緯度によって定まった自然の現象であるが、現代の住宅設計においても至極自然な背景として存在していたのである。

次章では、春分・秋分や冬至の南中高度を禪墨として、中世方丈建築において使用されていた事例を紹介したい。

第2章 東福寺竜吟庵方丈の軒と禪墨について

第1節 竜吟庵方丈の概要

竜吟庵方丈 1棟 室町時代 嘉慶元年(1387) 額銘

桁行 16.5 m、梁間 12.9 m、一重、入母屋造り こけら葺

附 玄関 1棟 桃山時代

第2節 方丈の軒と禪墨

広縁廻り

方丈の正面の向きは、筆者の測定で真南から東へ3～4度ほど振れているが、ほぼ正確に何面していると言えるであろう。

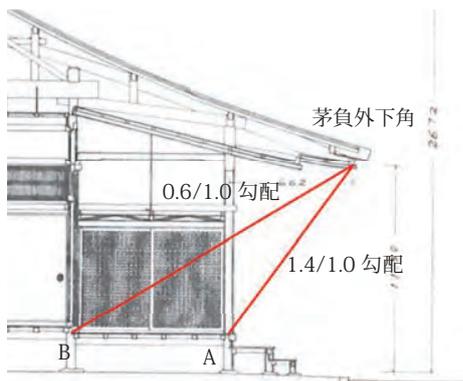


図 2-1 竜吟庵方丈の広縁廻りと軒の禪墨



写真 2-1 秋分正午における広縁の日射



写真 2-2 冬至正午における広縁の日射

方丈の南側全面が広縁で、その南側には落縁、簀の子縁が取りつく。屋根は全面化粧屋根裏である。広縁の奥行は他の方丈建築に比しても広く 8.50 尺で他の方丈建築に比べても広い。

広縁・室中境の断面矩計は図 2-1 のとおりで、軒出が側柱真から 6.62 尺、広縁上端から軒桁口脇高さが 11.03 尺。広縁上端から茅負外下角までの高さは 9.22 尺である。

軒における禪墨の検討

南面する正面広縁の要所、ここでは広縁床上端を基準に広縁前端境柱真（これを A 点とする）と広縁後端（室中境）柱真との交点（同じく B 点とする）の 2 箇所と茅負外下角を結んだ禪墨を作図し（図 2-5）、その勾配を計算すると、

茅負外下角・A 点を結んだ禪墨勾配は、

$$9.22 \text{ 尺} / 6.62 \text{ 尺} = 1.3927 \dots$$

茅負外下角・B 点を結んだ禪墨勾配は、

$$9.22 \text{ 尺} / 15.12 \text{ 尺} = 0.6097 \dots$$

それらの禪墨の勾配を端数処理すると、A 点は 1.4/1.0 勾配、B 点は 0.6/1.0 勾配となる。

以上の勾配は、前章で示したように、A 点からの禪墨は春分・秋分の正午の太陽の日射の勾配（ $\sqrt{2}/1.000$ 勾配）にほぼ一致し、B 点からの禪墨は冬至の正午の日射の勾配（黄金比 $\phi = 0.618/1.000$ 勾配）と略同じである。

実際の秋分（春分）、冬至の正午において広縁に射す日射の状況を札性した写真が、写真 2-1（2019 年秋分）と写真 2-2（2020 年冬至）である。

表門、方丈および前庭の関係

さらに推察を加えよう。方丈広縁前には庭があり、その南方 21.3 尺には表門が配されているが、表門が落とす影にも計画上の意図があるように思われる（方丈と表門の距離 21.3 尺は、方丈庇柱真から表門背面柱真までである。寸法は修理工事報告書の配置図を参照した）。

それは、冬至だけであるが特徴的な関係性が出現する。冬至の正午において、表門の切妻屋根中央の駒額の頂部が、ちょうど方丈軒下の雨落ちに落ちることが、作図で判明するのである（図 2-2）。実際の状況は、冬至正午の写真である写真 2-2 でも確認できる。

表門は桃山期の作で、後世に現在の位置に移築されたものである

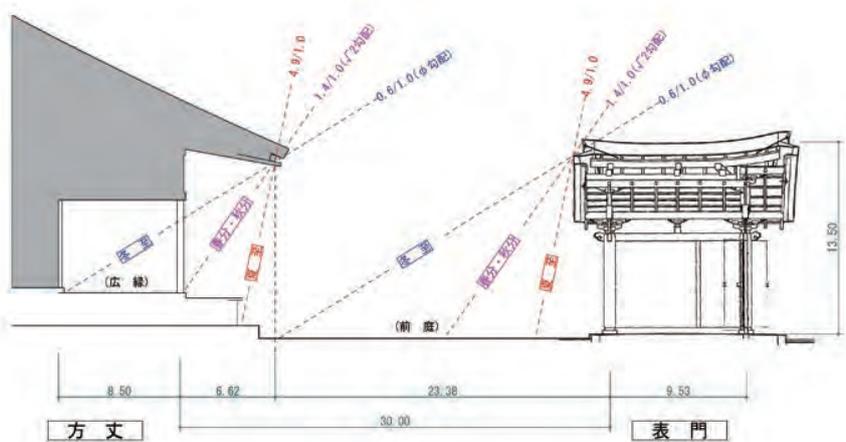


図 2-2 方丈と表門における春分・秋分、冬至、夏至の日射の関係

が、その時に改造されたことが判明している。その改造は些か特異なもので、断面図でも判るように、背面側の螻羽の出が正面より短いことから、背面側を切縮めたと考えられる。

冬至の正午における表門の日射の勾配は 0.61/1.00 であるから、その勾配は黄金比勾配であり、前庭奥行と表門の棟高の関係も黄金比の関係になるように計画されているのである。

第3節 軒の出の決定について

軒の出と高さの決定

軒の出と高さ、つまり茅負の位置のうち軒の出の決定法について、筆者は「軒比率」という概念を本稿で提案したい。通常は建物の正面間口である表の間（ヲゼ＝外法）に対する茅負長さの比率である（表の間といっても正面とは限らず軒先と同じ面でよい）。

そして、軒の高さは禪墨で定めるのである。

軒の出 ⇨ 軒比率（立墨）

軒の高 ⇨ 禪墨と軒比率（立墨）の交点

軒比率

軒の出は規模に応じて、表の間のダキ（外法寸法）に一定の比率で決められている。ここで軒の出というのは、通常の軒の出だけでなく、切妻造りの螻羽の出も含む。

規模別に具体的にいうと、表の間のダキ（外法）に対して、多少の前後はあるが、概ね以下の比率になっている。

表の間が一間の場合は、1.7～2.0

三間の場合は、1.4、1.5、1.6

五間の場合は、1.3

七間の場合は、1.2

七間以上の場合、1.2 以下

竜吟庵方丈の軒比率（図 2-3）

「軒比率」理論で竜吟庵方丈の軒の出の根拠を検討すると（正面の軒の出なので梁間で検討する）、

梁間真々 6.80 尺 × 5 間 + 8.50 尺（広縁）= 42.50 尺

柱の寸法 0.48 尺

したがって、梁間のヲゼ寸法は、42.50 尺 + 0.48 尺 = 42.98 尺

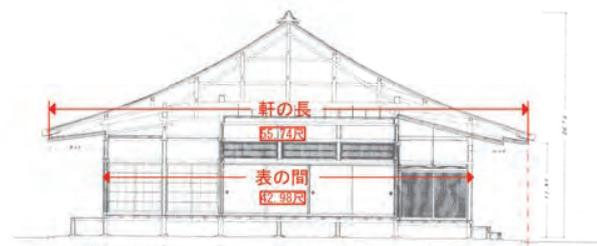


図 2-3 竜吟庵方丈の軒比率による軒の出の決定

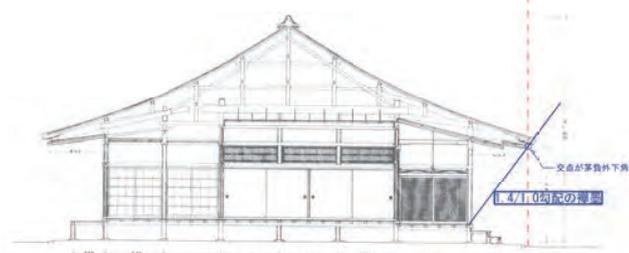


図 2-4 竜吟庵方丈の禪墨による軒の高さの決定

軒の出 6.62 尺

正面軒の出から背面の軒の出までの長さ（軒長さと呼ぶ）は、

$$42.50 \text{ 尺} + 6.62 \text{ 尺} \times 2 = 55.74 \text{ 尺}$$

梁間ヲゼ寸法と軒長さの比と求めると、

$$55.74 \text{ 尺} / 42.98 \text{ 尺} = 1.29688 \dots \approx 1.30$$

となり、極めて誤差の少ない明快な比率になっていることが判明する。軒長さ（正面中央茅負外下角から背面中央茅負外下角までの長さ）は、梁間ヲゼ寸法の 3 割増しであり、その半分がつまり梁間ヲゼの 1.5 割が平の軒の出に設計されていることを説明できる。

なお、この軒の比率の値 1.3 は、仏堂では五間堂と同様の比率であることを指摘出来る。

竜吟庵方丈の軒の高さの決定（図 2-4）

こうして求めた軒の出であるが、茅負の水平方向の位置が決まっただけであり高さは決っていない。そこで、本稿で課題としている禪墨である。すでに決められた軒の出に、禪墨を加えて軒の出との交点を求めれば、茅負の位置を一義的に定められる。

さて、広縁前縁の柱真上の広縁上端を起点に、そこから 1.4/1.0 勾配の禪墨を引くと、軒の出の立墨との交点が軒の高さになる。1.4/1.0 勾配は春分・秋分の太陽南中時の日射角度にもなっていることから、竜吟庵方丈の禪墨は太陽の運航つまり季節の移ろいを反映したものを採用したと推察される。

こうした軒の出と高さの決定法は、竜吟庵方丈だけで見られる技法ではなく、他の建物においても広く用いられていた可能性が考えられる。

なお、軒比率については、本編で詳細と実際例を述べたが、梗概では紙幅の都合で割愛した。

第3章 禪墨の検証 I 仏堂・仏殿

第1節 軒の決定と禪墨について

前章で述べたとおり軒は、中世以前の時代の軒の出は、表の間を基準にその整数比で決まり、「軒比率」と呼ぶ。軒の高さは軒の出と礎石等の天端を起点に作図された「禪墨」との交点で決定される。と、考えられることを提示した。

本章では、寺院本堂（金堂）・仏殿の軒 121 例の決定について検討をおこなった。なお、「禪墨」の起点が問題になるが、内部を土間とする場合は、側柱の礎石上端における柱真が基本とし、床を張る場合は、床天端における側柱真であることを念頭に検討した。ただし、床張りの仏堂であっても、礎石天端が起点になっていると思われるものも確認されたが、そのような特殊な事例は、適宜両方の可能性の検討おこない判断した。また本章については軒比率と禪墨の両方を検討し主要なものの一部を図面に示めすが、その他の検討結果は本編に一覧表を掲げ梗概では割愛した。

第2節 古代の仏堂

唐招提寺金堂

① 軒の出：修理工事報告書の復原図を参照にすると、表の間ヲゼに対し軒の長さは 7：9（1.29 倍）という比になる。中世の七間堂の場合の軒比率は 1.2 より深い軒であるということが出来る。

② 軒の高さ：禪墨は側柱礎石上端の柱真を基準に茅負外下角を結ぶと、その勾配は 1.5/1.0 になる。非常に簡明な禪墨の値であり、計画性が窺われる。

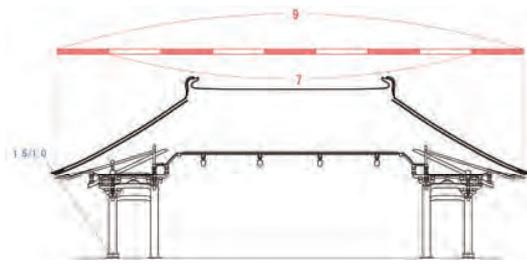


図3-1 唐招提寺金堂の軒比率と禪墨

平等院鳳凰堂

- ① 軒の出: 中堂身舎の表の間ヲゼに対して、軒の長さの比は、3:5 (1.66倍) と極めて明快な比率になっている。
- ② 軒の高さ: 身舎礎石天端の柱真から茅負を結んだ禪墨は、2.0/1.0 勾配という計画性が認められる勾配になっている。

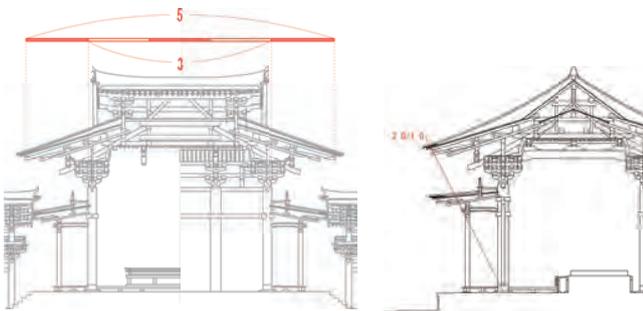


図3-2 平等院鳳凰堂身舎軒の軒比率と禪墨

第3節 中世の仏堂 鎌倉時代

西明寺本堂

鎌倉時代初期に五間堂として建立されたが、室町時代前期頃に七間堂一旦拡張された。今回は当初の五間堂時代に復原したもので検討をおこなった(当初軒の出等は現状とほぼ同じである)。

- ① 軒の出: 軒比率を検討すると、表の間中墨で検討すると、大変よく説明できる。表の間と軒の比率は3:4 (1.33倍) となり、五間堂として標準的な軒の出といえることができる。
- ② 禪墨: 中世仏堂は床を張るのを基本とするから、床天端における側柱真位置と茅負外下角を結ぶと、1.4/1.0 勾配を得る。これも中世仏堂の基本的な勾配である。この勾配は $\sqrt{2}$ 勾配であり、春分・秋分に太陽南中高度である。この本堂は正面が西を向いているので向かって右側面が南である。写真3-1は、2020年3月20日の秋分の日正午の日影を撮影したものであるが、軒の影はちょうど長押の外下角付近にくることがよくわかる。

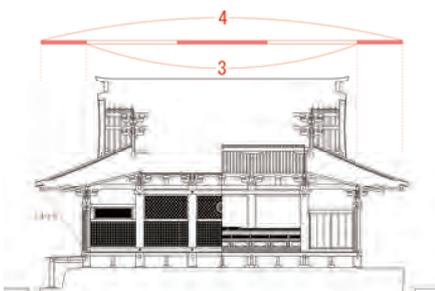


図3-3 西明寺本堂の軒比率と禪墨



写真3-1 西明寺本堂全景(秋分)

浄土寺浄土堂

- ① 軒の出: 軒比率は、表の間ヲゼに対して、垂木先鼻隠し板までが、4:5 (1.20倍) になっている。和様三間堂の一般的な値より軒の出は短い、大仏様という特殊性と見てよいだろう。
- ② 禪墨: 床天端の側柱真から垂木先(上端)を結ぶと、その勾配は1.6/1.0となる。この勾配は黄金比勾配である。浄土堂は建物全体の縦横の比率も1:1.6つまり黄金比になっていて、寸法決定において積極的に黄金比の使用が認められる。

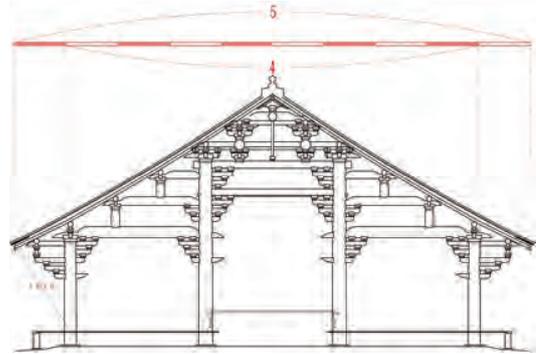


図3-4 浄土寺浄土堂の軒比率と禪墨

第4節 中世の仏殿・仏殿 室町時代

延暦寺転法輪堂(釈迦堂)

- ① 軒比率: 梁間ヲゼに対して、軒の長さは、4:5 (1.25倍) に決定されている。七間堂の仏堂は軒比率1.2倍程になるものほとんどで標準的な軒の出といえることができる。
- ② 禪墨: 外陣床天端の側柱真を起点に、茅負外下角を結ぶと、1.4/1.0 勾配を得る。西明寺本堂などと同じ勾配である。

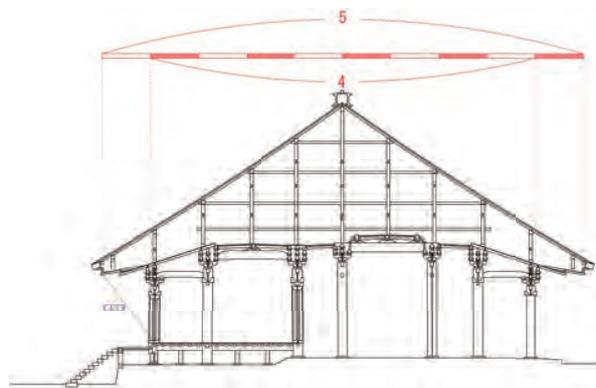


図3-5 延暦寺転法輪堂の軒比率と禪墨

円通寺本堂

- ① 軒比率: 表の間ヲゼに対して、軒長さは5:8 (1.6倍) に定めている。つまり、軒は黄金比で決められている。ちなみに柱の高さも黄金比によって定められていて、他の仏堂に比較して立ちが高い。
- ② 禪墨: 禅宗様仏殿で土間式である。礎石上端の側柱真を起点に茅負外下角を結ぶと、2.0/1.0 勾配を得る。

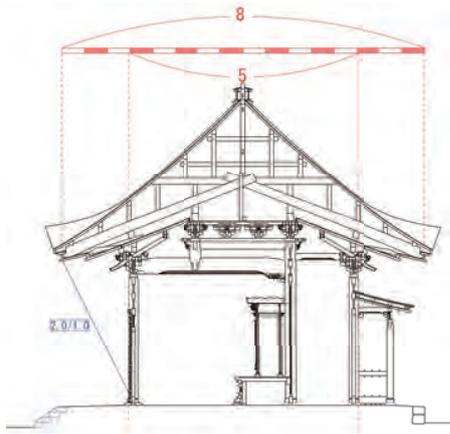


図 3-6 円通寺本堂の軒比率と檼墨軒比率と檼墨

第 5 節 近世の仏堂

善光寺経蔵

- ① 軒比率：表の間ヲゼに対して軒の長さは 5 : 7 (1.4 倍) になっている。
- ② 檼 墨：土間式の経蔵で、礎石上端の側柱真と茅負外下角を結ぶと、2.0/1.0 勾配になる。

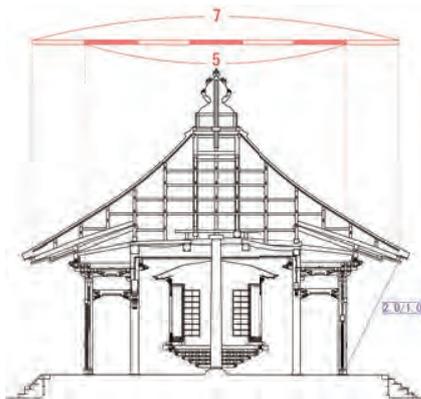


図 3-7 善光寺経蔵の軒比率と檼墨

第 6 節 仏堂の軒の檼墨

仏堂において、今回データを整理した 121 の事例の檼墨の値を考察した結果は以下のとおり。

全平均は、1.6/1.0 勾配である。規模は一間堂から三間堂、四間堂、五間堂、七間堂、九間堂、十五間堂及び六角堂までで、時代は飛鳥時代から江戸時代中期までである。

一間堂の平均は 2.4/1.0 勾配。事例も 3 例と少ないが、この規模は土間とし、全体の意匠も建ちの高いものとなるためであろう。

三間堂の全平均は、1.7/1.0 勾配である。時代別に見ると、鎌倉時代が 1.6/1.0。室町時代全期を通じての平均値は 1.6/1.0 で、その内訳は前期が 1.8/1.0。室町時代中期が 1.7/1.0。室町時代後期が 1.6/1.0 となる。桃山時代も 1.6/1.0。江戸時代は 1.8/1.0 と緩くなる。江戸時代を除くと概ね 1.6 勾配になっている。

五間堂の全平均は、1.6/1.0 勾配である。時代別に見ると、鎌倉時代は 1.6/1.0。室町時代全体で 1.5/1.0。その内訳は、前期が 1.6/1.0。中期も 1.6/1.0。後期が 1.4/1.0 である。桃山時代は 1.5/1.0。江戸時代は 1.7/1.0 となる。室町時代後期が高い傾向が見られるが、五間堂も概ね 1.6/1.0 勾配が平均であると言えるだろう。

七間堂は全時代を通じて 1.4/1.0 勾配となる。鎌倉時代が 1.5/1.0。室町時代が 1.4/1.0 で、事例の多い室町時代の値の影響が大きい。

総じて、規模が大きくなる方が、檼墨の勾配は緩くなる傾向があり、事例の多い三間堂と五間堂の檼墨はほぼ同じである。室町時代はもっとも事例が多いが、後期の檼墨がもっとも緩い（茅負高さが低い）傾向が認められる。

いずれにしても、檼墨の値（勾配）は、規模や時代に依じて、そう大きな幅があるものではなく、床を張るものは、1.4/1.0、1.5/1.0、1.6/1.0 程度で納まっていて、組物の違いによる影響も認められない点は重要であろう。

第 4 章 檼墨の検証Ⅱ 仏堂・仏殿以外

第 1 節 神社本殿の檼墨について

神社本殿は 84 例の檼墨の検討をおこなった。

苗村神社西本殿

浜縁上端で向拝柱真を起点に茅負外下角を結ぶと、檼墨 3.0/1.0 勾配を得る。

第 2 節 拝殿・幣殿の檼墨

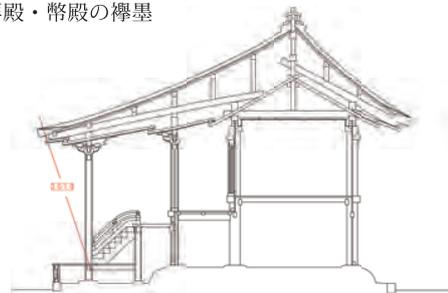


図 4-1 苗村神社西本殿 檼墨

拝殿・幣殿は 13 例の檼墨の検討をおこなった。

石上神宮拝殿

拝殿は、鎌倉時代前期の建立と考えられている七間入母屋造りで、檼墨の勾配は側柱真で縁上端を起点に茅負外下角を結ぶと、1.4/1.0 勾配を得る。したがって、東福寺竜吟庵方丈や西明寺本堂と同様に、秋分春分の日の中正には、縁と側柱境に軒の影が投影されるのであろう。

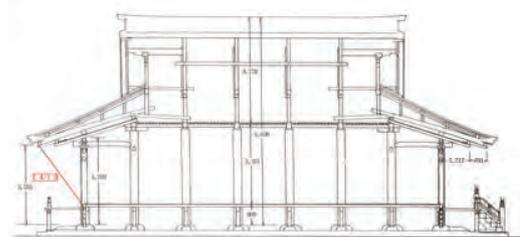


図 4-2 石上神宮拝殿 檼墨

第 3 節 塔（三重塔・五重塔・多宝塔）の檼墨

塔は三重塔 20 例、五重塔 9 例、多宝塔 9 例の檼墨を検討した。

如意寺三重塔

初層は縁長押上角を起点に茅負外下角を結ぶと、1.4/1.0 勾配の檼墨となる。二層は土居桁上端上の柱真を起点に、茅負外下角を結ぶと 1.2/1.0 勾配を得る。三層も二層と同じ 1.2/1.0 勾配を得ることから、三重塔において軒の高さの決定するために、檼墨は重要な計画上の要素であると推察される。

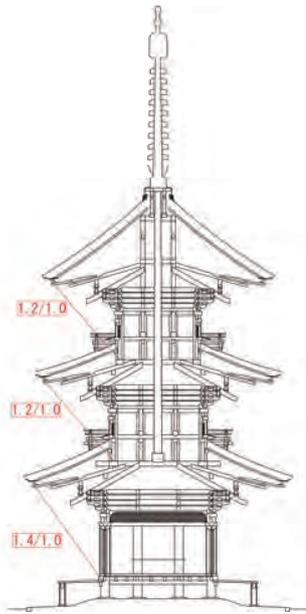


図 4-3 如意寺三重塔 禪墨

第4節 門（四脚門、八脚門、楼門、二重門）

門については 30 棟の禪墨を検討した。

久安寺楼門

軒の禪墨は上層床上端の側柱下端を起点に作図をおこない同楼門は 0.8/1.0 勾配であった。楼門は 1.0/1.0 程度のきの深いものと 2.5 ~ 3.0/1.0 勾配の軒の高い二種類が認められた。

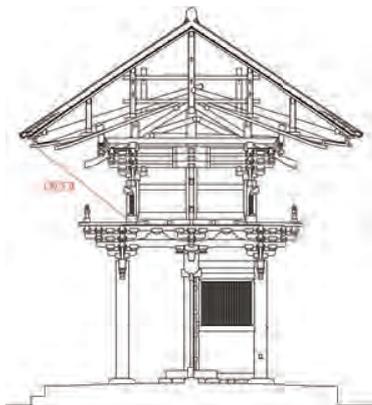


図 4-10 久安寺楼門 禪墨

第5章 結語

本堂・仏殿建築

本堂や禅宗様の仏殿建築は、寺院建築の技法において基準となる主要なものである。ただ、禪墨を作図する基準においては、奈良時代の金堂や禅宗様仏殿などの土間建築と、平安時代以降の床を張った和様では起点の位置が異なる。

土間の遺構は礎石上端の側柱真を禪墨の起点にする。対して、床を張ったものは床上端の側柱真を起点に茅負外下角を結んだ勾配とした。なお起点については今後の課題として精査する必要がある。

(1) 土間式の寺院建築

奈良時代の金堂や禅宗様仏殿のように、土間式建物の場合の禪墨の値は、2.0/1.0 勾配程度のものが大変多い（平等院鳳凰堂他）。ま

た、中尊寺金色堂も床を張るが礎石上端を起点として 2.0/1.0 勾配にしているようだ。

その他、法隆寺金堂は重層で軒が高いため 2.4/1.0 勾配とするが、単層の唐招提寺金堂は 1.5/1.0 勾配とかなり軒が深いといえることができる。

鎌倉時代の遺構では、大仏様の東大寺鐘楼は、やはり 2.1/1.0 勾配である。禅宗様仏殿の功山寺仏殿も 2.1/1.0 勾配であり、江戸時代の善光寺経蔵も正確に 2.0/1.0 勾配になっている。

その他、床を張っていても礎石上端を起点としていると推察されるものもある。室生寺御影堂や、圓教寺金剛堂は 2.0/1.0 勾配である。それらは、古代からの土間式の禪墨の作図の伝統が残っているのかもしれない。

(2) 床張り式の寺院建築

代表的な遺構は、西明寺本堂である。床上端の側柱真を起点に作図された禪墨は、1.4/1.0 勾配になる。これは春分の日や秋分の日の中正の正午に、軒の茅負の影が禪墨の起点である床上端の側柱真に落ちるのである。中世の五間堂の仏堂においては、1.4/1.0 近辺の値が標準的な禪墨であると指摘出来る。

それ以外では、大仏様の浄土寺浄土堂の禪墨は、1.6/1.0 勾配であるから黄金比勾配になっている。浄土堂は断面も桁行（梁間も同寸）総間寸法と棟高の関係が黄金比になっていて、黄金比が意匠決定の主要な比率になっていることが指摘できる。

神社本殿

今回は向拝の軒の禪墨で検討したが、禪墨の起点については今後も検討が必要である。園城寺新羅善神堂では 2.0/1.0 勾配であり、それ以外も概ね 2.0/1.0 ~ 3.0/1.0 勾配の範囲に納まるようだ。

拝殿

遺構数も少なく平面・構造形式も多様で一概には言えないが、禪墨は急勾配で本殿より軒の出は短くなる傾向は見取れる。

塔（三重塔・五重塔・多宝塔）

塔のように全体のプロポーションが重要な建築軒の決定に禪墨が極めて重要な役割をもっていると推察された。三重塔、五重塔では、初層のみ 1.4/1.0 前後の勾配とし、それ以上の層は少し緩い 1.1/1.0 前後の勾配とし、各層統一している遺構が多く確認できた。

第3節 軒の決定

本研究は、軒の位置（茅負位置）の決定において、禪墨が用いられていることを考察したものである。筆者は、「軒比率」によって軒の出が定まり、高さが「禪墨」で定められると考え、実例を通して検証をおこなった（軒比率については仏堂のみ）。

今後、「軒比率」と「禪墨」の組合せによる軒の分析資料が多く集まれば、中世以前の社寺建築の軒の設計技法を解明でき、ひいては中世の社寺建築の全体の木割術を解明するのに資するのではないかと期待される。

謝辞

2カ年度に渡って松井角記念財団研究助成をいただき、研究をまとめることが出来ました。日本建築技術史を研究する筆者には大変ありがたい助成です。深く感謝申し上げます。

1. 本研究の目的と方法

正倉院宝物には、原形をとどめない残欠と呼ばれる部材片資料(以下部材と呼ぶ)が存在する。宮内庁正倉院事務所は、こうした部材についても丁寧に保管しながら、本来形式の把握について着実に調査研究を進めている。

こうした調査研究対象の中に紫檀塔残欠と呼ばれる一連の部材(以下紫檀塔部材と呼ぶ)と黒漆塗六角厨子部材がある。前者は建築史学の泰斗・浅野清博士により部材の整理と復原考察がなされたが、未解明の部分が少なくない。後者は正倉院事務所において復原考察がなされているが、全体像の復原考察には至っていない。

大野敏・春日井道彦・箱崎和久は正倉院事務所のご厚意により、2017年10月に上記資料を実見する機会を得て、その実態を知ることができた。その経験をもとに、以下のような確認調査と復原検討の研究を企画した。

すなわち、紫檀塔部材は浅野清博士により海竜王寺五重小塔のような箱式構造の五重小塔の可能性が指摘され、組物の部分的な復原図が提示されている。ただし柱間寸法や塔全体の形状に関して復原図などの具体像は提示されていない。この点について、組物、垂木、隅木、茅負、高欄といった部材の再確認を行うことにより、①各部材の寸法比例から5層で確定しうるか、②組物復原は妥当か、③軒構造についての解明はどこまで可能か、④上記の検討の結果により、組物と軒回りを中心に断面図や立面図の作成がどこまで可能なのかを見極めたい。

また、黒漆塗六角厨子部材に関しては、2017年に柱の上下判断の可否が議論された。したがって柱の上下の解釈に従って2種類の復原案があり得ることを前提として、再度全部材を詳細に観察することにより、あらためて復原考察を行ってみたい。

以上本研究は、遺例の少ない奈良時代の建築・工芸の意匠と技法を解明するうえで重要な基礎的研究であり、今までの知見を深めるという点で意義が高い。

なお、本研究における成果は、令和4年度の正倉院紀要に発表する方向で正倉院事務所と計画を進めている。したがって調査の最終実績は紀要で公開予定である。そのため、本稿は調査の概要を記すにとどめたい。

2. 黒漆塗六角厨子部材確認調査の概要

2-1 先行研究と今回の調査の目的

黒漆塗六角厨子部材に関しては、すでに三宅久雄氏「正倉院宝物漆金銀絵仏龕の復元的考察」(『正倉院紀要』20号、1997年3月、宮内庁正倉院事務所)により、考察が行われている。そこでは、黒漆塗六角厨子部材は、正倉院宝物の漆金銀絵をその扉として一体的に捉えるのが妥当との見解を示され、その軸組構造の復元構成図(作図は西川明彦氏)の提示をなされている。この論考は、宝物として保管されている扉と、部材片として保管されている厨子部材を結びつけて、一体としての重要性を示した点において価値が高い。ただし、復原考察は厨子軸組と扉とのおさまりを主眼としたもので、六角厨子全体の復原考察は課題として残されていた。

そこで、今回の確認調査では、現在の黒漆塗六角厨子部材の構成材のすべてを観察し直して、寸法・おさまり・痕跡などを構成部材調書として把握したうえで、厨子として全体像の復原が可能か検討する。

2-2 構成部材調書の概要

正倉院事務所では、黒漆塗六角厨子部材を14区分にまとめて保管している。基本的にその分類に基づいてすべての部材の確認と実測を行った。その一覧を表1に示す。実際には部材1つずつ構成部材調書を作成しており、表1はそれを概要版としたものである

その中で気づいたこととして、重要なものを一例あげると、

柱は一端が柄形式に細めて作られており、その先端部がどのようにおさまるかが重要であった。また、上台輪と呼ばれる見付に反転刳形を有する断面の大きな水平部材は、重量バランスの面で気になったので、本当に上端

材で良いのか再検討した。その結果上台輪は隅組手の上前角に蕨手隅木の仕口あるいはその修復痕跡を留めており、厨子の軒・屋根境の部材であることが確定した。これに伴い、桁・長押のおさまりが確認できたので、柱のほぞ仕口がある方は足元と判断され、先行研究における上下の見解が正しかったことを確認できた。

仮番号	分類仮称	員数(個)	員数補記	形状の特徴	備考
1	屋根板類	14	12個は屋根板。	左右の軒反りと前後の反りむくりがある。基本的に黒漆塗り。	長六角屋根板が主体。軒先の屋根板は軒板を兼用する。板下端の傍に蕨手隅木仕口あり。屋根板上面傍には隅棟の取壊跡あり。
			2個は棟木	上棟木は上面に鑄付。棟反りと隅増しを有し、中央に棟飾りを取り付けた痕跡あり(宝珠か)。基本的に黒漆塗り。	棟木2種類あり。屋根板上に載る上棟木と、蕨手隅木により支えられて屋根板下に配置する下棟木。前後側隅棟板を胴付した痕跡あり
2	蕨手隅木	4	内3個は1つの隅木が欠損した可能性あり	断面は矩形の下面鑄、上面大面取りの変形五角形。復原すると2材の蕨手隅木となり、両者とも長い柄を造り出すので妻部材と判明(それ以外は下棟木に短い柄指し)見え掛かり黒漆塗り。蕨手先端は欠損。	上台輪の妻面の隅の落とし掛けに仕口していた蕨手隅木。その曲線により屋根板(軒板)曲率は大きかったことがわり、屋根板とも一致する。
3	上台輪(仮称に做う)	6	内2個新材	前面に反転曲線の削形を施し上面が広くなる。上端の各隅に蕨手隅木の落ち掛かり仕口がある。見付と下面は黒漆塗り。	部材中で最も断面が大きい(最大幅84mm・高84mm)
4	桁	6	側面材1個新材	断面30mm方形で外面見付上下に大面取り。隅留3枚柄。上面の上台あたりと下面の嵌板当たりを除いて黒漆塗り	3枚柄の隅留で組み、組手が柱頂部と仕口するらしいが柱で確認できない。上台輪と桁と羽目板を釘止。見付に飾り金具痕跡あり。
5	柱	3	当初柄残る材1個	変形五角形断面、一端は柄状に加工、一端は確認できるものなし。見え掛かり黒漆塗り。	一端ほぞ、方立溝、方立止め釘。ただし上端は補修により内法長止釘は確認できない。上端の補修状況から破損時に大きな力が作用と推察(上台輪の大きさが関係か)
6	内法上羽目板	6	2個は割損材のため1つ分となる(長さも不足)	上面は上台輪と桁を貫いて釘止めした痕跡あり。下面は内法長押下から釘止めした痕跡あり。	桁～内法長押間を塞ぐ板。正面と背面には束状の単材痕跡あり。その形状は上が広い斗状で、柱位置にも同じような痕跡がある。柱頂部を推定する資料として注目
7	内法長押	8	内法長押6個(1個新材)	端部は柱当たり欠きを施し、組手は隅大留。柱に釘止。下面両端方立溝(背面材は板溝)、背面材除きと当たり釘止。見え掛かり黒漆塗り。	柱のおさまり、扉内法幅、柱間寸法などを考察するうえで最重要部材。見付に飾り金具取付痕跡あり。正面材は下面中央に定規物遣り返し穴アリ。
			2個は戸当たり	長押に釘止。見え掛かり黒漆塗り。	他に内法長押に釘止されたままの部材と、No.9に紛れていた材が1個あり
8	方立らしい	5		長い材2個は、部材ほぼ完存、傍釘止痕、上下柄、見付金具痕、見え掛かり黒漆塗り。他の3個は板材で金具痕あるが切り欠き多い。見え掛かり黒漆塗り。	長い2材は方立。他の3材も方立かもしれないが明確でない。
9	小脇板か方立らしい	4		長い材2個は一端が古く他端は切断、傍割損らしい、見え掛かり漆塗りで板面に絵を描いた痕跡。細い材1個、短い割損板材1個、見え掛かり黒漆塗り。	長い2材は扉の一部かもしれない。細い材1個は内法長押の戸当たりと判明(内法長押のグループへ)。短い割損材は手掛かりが少なく用途不明。
10	定規縁ほかか	8		長さ35cmほどの棒状材2個、長さ70cm前後の平たい棒状材5個、見付に黒漆塗り。	長い材は2個が一端に先拡がり施し柄を設ける。他の3材も端部にほぞを設け、両端を仕口していたらしいが具体的おさまり不明
11	高欄地覆平桁と地覆らしい部材	6		平たい板のみであるが、各部材に束柱太柄穴とあたりがあり、隅組手に相欠き仕口があり。	組ませると長六角形の前半部だけの高欄が想定される。大きさは厨子より小さく、床上に置いたものか。あるいは別のものか

2-3 黒漆塗六角厨子の復原の可否

以上の知見により、黒漆塗六角厨子は柱以上の姿を概ね復原可能である。すなわち長六角形の蕨手隅木付の反りむくり板屋根(板軒)を有する優美な厨子で、屋根勾配は緩いのに対して蕨手と屋根板の軒先部の曲率が大きいことが注目される。大きさは異なるが、国宝当麻寺曼荼羅堂厨子と類似する厨子として貴重である。今回は黒漆塗部材表面に描かれた絵画(屋根板・軒板、方立などに認められた)については調査していないが、別途保管されている扉絵と共に、一体的に保存継承されるべき重要作品といえる。

3. 紫檀塔部材確認調査の概要

3-1 先行研究と今回の調査の目的

紫檀塔部材に関するこれまでの論考は、極めて少ない。『正倉院宝物』(1989年、正倉院事務所編集、朝日新聞社出版)、『正倉院宝物』(1996年、正倉院事務所編集、毎日新聞社出版)にも、ほとんど記載はない。古くは、『正倉院御物圖録』第13輯に紹介されており、これが最も古い解説である。

これまで紫檀塔部材について、最も深く研究されているのが浅野清博士の「正倉院紫檀塔残闕について」であ

る。この論文は、昭和28年4月に刊行された『美術史8』（美術史学会）に木村良雄氏との共著として発表された後、『奈良時代建築の研究』（昭和44年、中央公論美術出版）に再掲されている。

この論文は、序説・各説・結説の三説から成る。まず序説において、先に挙げた『正倉院御物圖説』掲載の解説から四つの疑問点・問題点を挙げ、その解決を試みたというものである。それらはすべて紫檀塔が「塔であること」を前提とし、それがこの残闕で成り立つかどうかという視点に立ったものである。

続く「各説」では、部材を八つに分類し、各論を述べられている。それぞれ(1)斗(2)肘木(3)垂木(4)木負・茅負(5)隅木(6)屋根瓦(7)高欄(8)雑材である。それぞれ個数や実測した寸法をあげ、部材によっては元興寺極楽坊五重小塔や海龍王寺五重小塔との比較も行っている。

最後に「結説」として先の各説10項目からのまとめを行い、それをもって復元的考察を①層数の問題 ②柱間の問題 ③斗拱の推定 ④軒の出の推定 ⑤塔の大きさの推定、として論じている。さらに「結語」として、九つの指摘を挙げ、論を閉じられている。

これらの中には、二手先の斗拱や高欄の復原図が含まれており、現在我々が古代建築、特に奈良時代の復原研究を行う際の重要な資料となっている。

今回の調査の目的は、浅野論文で掲載されている復原図が、復原の過程でどのパーツを使って作成されたかを検証し、改めて組物や高欄の形式を検討することである。また、部材の大きさから建物の規模を再検討し、多重の建造物であるかどうかを検討した。

3-2 構成部材調書の作成

紫檀塔部材は、黒漆塗六角厨子よりもはるかに部材数も多く細かい部材が多いので、「乾」「坤」二つの収納箱(各8段の棚を有する)の中に、糸で仮止めして保管している。

その一つ一つの部材の寸法・形状・仕上げの特徴を確認して構成部材調書を作成して、部材の詳細確認を行った(主担当：春日井道彦)。その概要を表2に示す。

仮番号	箱分類	棚分類	部材名	員数	備考
1	乾	第1層	大斗・巻斗	46	平・隅・壁付の条件での形態差があり、位置が推定できる。
2	乾	第2層	肘木・実肘木	19	三斗肘木(壁付・手先)、長さの異なる実肘木、丸桁仕口ある実肘木。「寄木」で作られた可能性のあるパーツの確認。
3	乾	第3層	飛檐垂木	87	飛檐垂木、一部地垂木の混在を確認。
4	乾	第4層	高欄部材	73	地覆・平桁・架木・横連子・斗束など大きさにより3種類は確認。
5	乾	第5層	高欄部材	33	地覆に飾り金具痕あり。高欄架木と平桁に登り高欄材あり。
6	乾	第6層	隅木・木負・茅負	17	切箔の使用位置で部材のおさまり推察可能。瓦座削りがある材(初層らしい)と瓦型を貼り付けた材(2層以上)があることを確認。木負・茅負の判別において新知見を得た。
7	乾	第7層	木負・茅負	19	従来は木負とされていたが、一部に茅負混入を確認。
8	乾	第8層	木負・茅負、高欄部材	30	直材の木負・茅負。
9	坤	第1層	木瓦(丸瓦)	22	尻仕口で位置が判明。鳥袞瓦と思われる材を確認。
10	坤	第2層	地垂木	24	配付の短い地垂木。
11	坤	第3層	地垂木	14	配付の長い地垂木。
12	坤	第4層	地垂木ほか	22	地垂木のほか、一部高欄材あり。
13	坤	第5層	地垂木	22	丸桁位置で折損材あり。
14	坤	第6層	地垂木	19	垂木尻の欠きとりと木釘痕に注目。
15	坤	第7層	その他	19	肘木断片・隅木断片、地覆か、垂木掛を確認したのは重要。
16	坤	第8層	その他	52	丸桁、軒丸瓦など雑の中に貴重な部材が含まれる。

この作業の中で、既往研究とは異なる部材に対する知見も少なくなかった。

特に重要なことの中で一例を紹介すると、「紫檀の寄木」による部材が存在したことであった。先行研究において、張り付けによる部材が存在することは、茅負や木負で確認されていたが、紫檀の塊を拵え、それを加工して部材を作っていたことは、先行研究にはない知見である。

3-3 紫檀塔復原可能性

先行研究も指摘するように、小型層塔としては残存部材数が少なく、全体像を復原することは難しい。しかし今回の調査において、先行研究の知見が唯一の解釈ではないことは把握できた。

斗拱については、先行研究でも「出組」の可能性を考えているが、改めてその可能性を探り、検討を加えた結果、具体的な形式を考えるに至った。また、軒先のおさまりや箱状の軸組に組物や軒をどのように構成していくのかについても検討した。

4. 本研究の総括

本研究の端緒は、黒漆塗六角厨子の部材を再整理し分類することにより厨子の形態復原が可能か否かを確認すること、および紫檀塔部材の検討について浅野清博士の論考以外の考え方はありえないのか、という2点である。

結論から言えば、黒漆塗六角厨子は従来の軸組復原案が正しいことを確認し、課題であった屋根の形態についてほぼ復原可能であることが把握できた。ただし、柱を指し通していたと考えられる基台部分の材料が確認できず、厨子脚元(基台)のおさまりは類例を参照して推定しなければならないことも認識した。

紫檀塔に関しては綿密な部材全数確認(構成部材調書作成)により、今までの分類(部材組み合わせ)に対していくつか修正が必要なことを示すことが出来た。それにより残存資料の整理に関して精度を高めることが出来、組物形式と軒回りの考え方に新知見を示すことが可能となった。

以上の成果の全体像については、来年度(令和4年度)刊行の正倉院紀要において示す予定である。

※本文では「復原」「復元」の記載について、先行研究で「復元」と記述する場合は復元と記載し、それ以外の場合は復原と記述した。

謝辞： 本研究遂行にあたり、調査に協力していただいた下記の方々に深く謝意を表す。(順不同)

西川明彦氏・山片唯華子氏・佐々田悠氏・永田大輔氏・吉田卓爾氏(以上正倉院事務所)、チェン・スイ・イー、王之璋、上野山耕平、庄司友貴(以上横浜国立大学大学院生)

*1：横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授、*2：公財・文化財建造物保存技術協会参事、*3：奈良文化財研究所都城発掘調査部長、*4：正倉院事務所保存課長

石積み技能者の伝統技術に関する歴史考古学的・土木工学的研究

研究代表者：北野博司 共同研究者：西形達明、山中稔

1. はじめに

現在、全国各地の城跡で史跡公園や都市公園の整備に伴って石垣修理が行われている。石垣は築城後400年が経過し、劣化・損傷が進むとともに、近年の巨大地震や集中豪雨によって大規模崩壊も目立つようになってきた。前近代の伝統技術で造られた石垣を文化財として保存していくためには、構造体としての特質を歴史考古学、土木工学の両面から把握していく必要がある。実際の石垣修理の現場では、文化財としての真実性と安定性を維持していくために伝統技術を有する石積み技能者の果たす役割が大きい。

本研究では、文化財石垣の修理に携わる熟練技能者らへのインタビューから、技能の成立プロセスを踏まえたうえで、石垣の安定性に関する技術的因子を抽出し、それらに対して土木工学的な解釈を試みる。文化財石垣の修理技術は文化財保護法の「選定保存技術」になっており、その保存団体として「文化財石垣保存技術協議会」（2008年設立）が認定されている。本研究は同協議会の会長および副会長ら、熟練技能者の協力を得て実施した。

2. 石積み技能者の形成プロセス

熟練技能者のライフヒストリーによれば、江戸時代に家業の伝統が遡れるA氏以外は、いずれも昭和30～40年代に土木一般の石工事（河川の護岸、公園整備、棚田の土留め等）を経験してきた。戦後、荒れていた各地の城石垣が文化財として修理されるようになるのは、早くも昭和29年の大坂城跡、昭和30年代後半の鳥取城跡、昭和40年代からの津山城跡、熊本城跡、篠山城跡などである。これらは国指

定史跡であり、石垣修理は管理団体となる自治体が事業主体となり、文化財保護委員会（文化庁）の補助事業として実施された。

昭和34・35年の鳥取城跡や昭和40・41年の津山城跡の石垣修理では「二又」や「ロクロ」といった伝統的な道具が用いられ、クレーン等の大型機械は導入されていない。津山城跡の設計監理業務は一級建築士の資格を有する「文部技官」個人が担当し、施工に関する細かな仕様が定められていた。勾配の取り方、丁張りの設置、旧材の取り換え基準、再使用不能石材の取り扱い、根石の据え付け方法、解体石材の番付、解体前の実測図作成、裏込め・間詰石の再使用、栗石の清掃、裏込めの幅、裏土の滑り防止策など、文化財としての価値の保存と石垣の安定性のバランスを考慮した今日的に見ても古くはない仕様となっている。

その後、石垣修理は公共工事として設計・監理をいわゆる文化財コンサルタントに委託するようになり、今日に至る文化財石垣修理工事の枠組みが形成されていった。昭和40年代から増えていく史跡の石垣修理に携わったのは、基本的には地元の石工たちだった。鳥取城跡のK氏や、やや時期は遅れるが、佐賀県肥前名護屋城跡のM氏がその代表格と言える。大津市坂本で自然石積みの技術を継承してきたA氏も昭和35年から50年にかけて行われた安土城跡等がホームグラウンドとなっていた。1つの城跡の石垣を長く修理することで文化財修理のノウハウを身に付けていったといつてよい。

文化財石垣の修理は歴史の証拠と構造体としての安定性を伝えることである。その理念や方法が当初から定まっていたわけではなかった。昭和30年代

からの史跡の石垣修理において、文化財保護の理念と工法等を指導した文化庁担当官らと、在来の石積み工事に長けた石工らの工夫により徐々に築き上げられていったものである。このころに史跡で修理を重ねた技能者らが後に指導的役割を果たしていく。

「一人親方」として石垣修理の技能を磨く石工とともに、石工事に巧みな技能者らを複数抱える企業が登場する。昭和29年から大坂城跡の石垣修理に入った大阪の中村石材工業、東京では小林石材工業は、文化庁担当官の推薦もあってか、やがて全国の石垣修理工事に職人を派遣するようになった。

現在、熟練技能者（文化財石垣保存技術協議会という「上級技能者」として認知される石工のルーツは、A氏を除いて、いわゆる「間知石」の加工や石積み工事一般を生業とした石工の系譜にある。しかし、彼らは文化財石垣の修理を重ねる中で、近世に築かれた石垣の技術と文化財保存の理念に学びつつ、自らの経験をもとに石垣構造の安定性に対して工夫を重ねながら現在の地位を獲得してきたといえる。

3. 安定性に及ぼす技術的因子の土木工学的評価

城郭石垣は土木的観点からみると、積み石、栗石、土層（盛土あるいは地山）の3つの材料からなる斜面構造物である（図-1）。このように複数の材料によって構成され、かつ個々の材料がもつ長所を活かすことでより大きな強度と経済性を付与した構造物のことを複合構造物と呼んでいる。単純に城郭石垣を上記のような複合構造物とみなせば、その安定性は現代の解析手法によって定性的ではあっても予測可能である。

ところが、城郭石垣を構築する際には、石積み技能者らがもつ数々の伝統技能がいたるところで駆使されており、近代の土木技術では計り知れない石垣の安定性向上要因が内在しているもの考えられる。このような伝統技能に関する理解なしでは、高さが30mにも及ぶ城郭石垣が崩壊することなく何百年も存続してきたことの原因を説明することは難しい。

ここでは、石積み技能者のインタビューから抽出

した因子のうち、築石、間詰石、介石、栗石の4点について工学的な面からの解釈を試みる。

(1) 築石

今回のインタビューでは築石そのものに関してあまり多くの話を聞けなかったが、一部で逆石（何らかの事情で前傾して積まれたか、あるいは変形によって前傾した築石）の話題がでた。『逆石は避けるべき』というのが共通意見であったが、技能者によって逆石の定義に相違があるように思えた。一般に築石は石垣表面に対して直角に積むことが多いが、こ

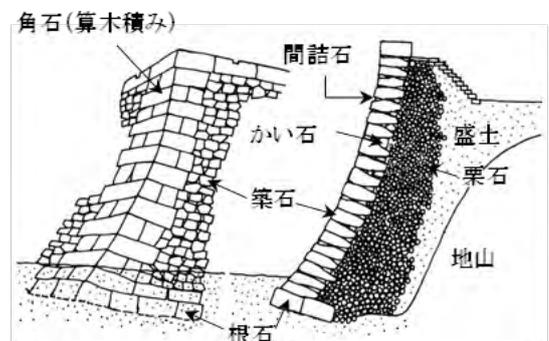


図-1 城郭石垣の構造と各部の名称²⁾



写真-1 逆石の摩擦抵抗試験²⁾

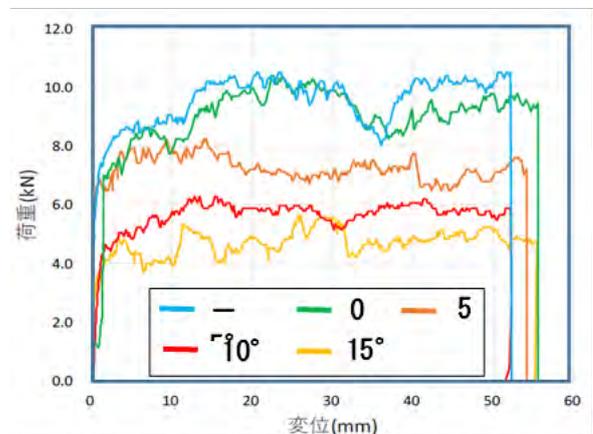


図-2 築石の各傾斜角度における押し出し荷重（摩擦抵抗）と変位の関係²⁾

れより小さい角度に設置された築石（水平設置を含めて）は「逆石」とあるとの意見もあった。

そこで、築石の傾斜角度（設置面角度）を変えて築石の摩擦抵抗試験（写真-1）を実施した結果から、築石の傾斜角と摩擦抵抗について考察する。図-2は築石の各設置角度における押し出し荷重と変位の関係を示したものである。図中の -5° は築石が 5° 前傾している場合である。図から、築石の傾斜角が小さくなるとともに押し出し荷重（摩擦抵抗）が大きくなり低下することがわかる。傾斜角が 0° と -5° の場合は摩擦抵抗の低下が顕著で、 10° や 15° の場合の半分近くになっている。ただ、『このような逆石が見つかったとしても、石を交換するべきではなく、元の石を用いてその臚に滑り出し防止のための石を配置する（あるいは取り付ける）などの対策を考えるべき。』というのが大半の意見であった。なお、この実験から得られた築石間の摩擦角は傾斜角や上載荷重の大きさにかわらず約 40° で一定であった。

（2）間詰石

技能者とのインタビューでは、間詰石については以下のような意見があった。

- ① 間詰石は全面に詰めて築石の安定化を図る。
ただし、野面積みの場合には多少空きがあった方がよい。
- ② 間詰石は詰め過ぎないようにし余裕を残す。
地震時には割れても抜けてもよい。
- ③ 地震時に変形が生じた場合に築石が元の状態に戻ることを阻害しないように適切な場所に詰めるべき。

工学的な立場から間詰石の機能を考えると、図-3に示すように、「間詰石の挿入によって築石間の接触力（図の赤矢印）が増加する。接触力が増加すると築石間の摩擦抵抗（図の青矢印）が増加し築石の変形が拘束される。現実には水平方向にも同様の効果が発生するため、石垣は3次元構造化して剛性（変形に対する抵抗）が向上する。」ということになる。

インタビューにおける①の意見は、上記の工学的



写真-2 間詰石を全面に詰めた例

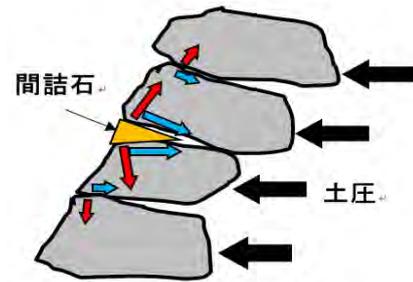


図-2 間詰石の機能

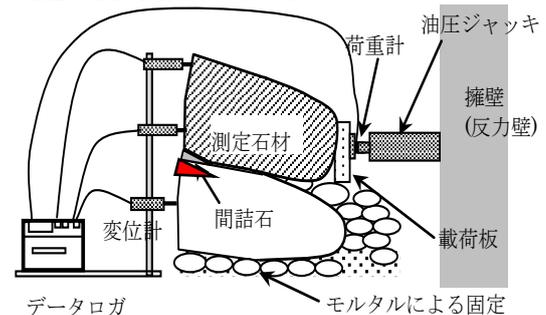


図-4 間詰石の効果調べる実験

な説明と同意であろうと思われるが、②の意見は積み石の剛性を高くすることが石垣構造全体の安定性を増加させ得るかどうか疑問があるということであろう。石垣構造が柔構造物である長所を残すべきという考え方に基づいている。とくに、①の意見の中で『野面積みについては全面に詰めることをよしとしない。』という意見は、野面積みの柔構造としての特徴との関連性を示唆しており興味深い。

次に、③の意見は『間詰石は築石の摩擦抵抗を増加させる効果をもつ反面、適切な位置に挿入しないと弊害を生むこともある。』という重要な意味を有しているように思われる。そこで、図-1の摩擦実験と同様の実験によって間詰石の効果を調べた結果を基に考察を行う。実験は図-4に示すような装置を用い、

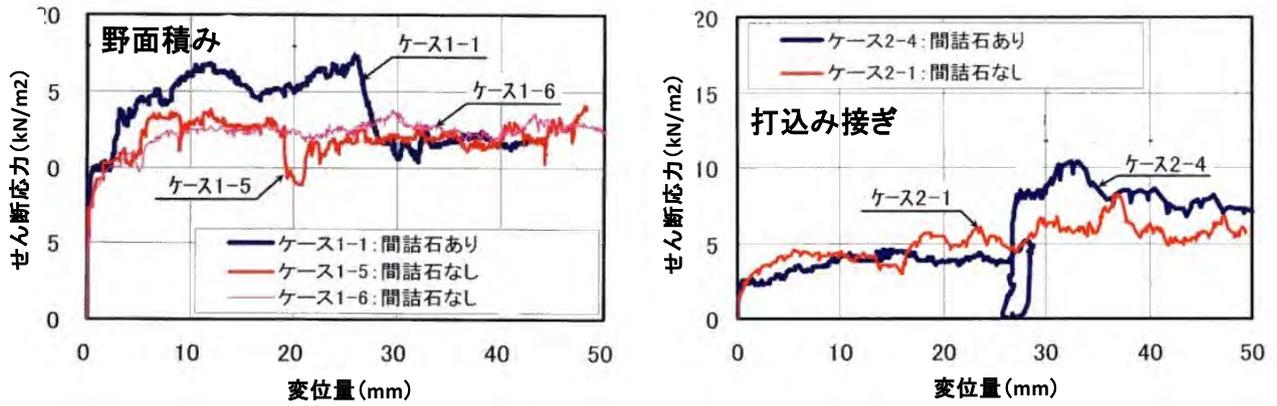


図-5 間詰石の有無による摩擦抵抗の変化

野面積みと打ち込み接ぎの2つのケースについてそれぞれ間詰石がある場合とない場合について行なわれた。その結果を図-5に示すが、両ケース共にある変位量のときに押し出し荷重（図では、せん断応力（=押し出し荷重／築石間の接触面積）で表示。）が不連続な増減を示している。とくに、打ち込み接ぎの場合には押し出し荷重が急激な減少と増加を示すと同時に変位が元に戻っている箇所がみられる。このような工学的に説明のつかない現象は、③の意見が示唆している『築石が元に戻る状況あるいは戻れない状況』が発生していたことを示しているように思われる。さらに、このような不連続な状況が発生したときに間詰石の抜け落ちや破壊が生じるものと考えられる。では、③の意見の「適切な場所とはどのような箇所であろうか」という疑問が残るが、これは現在のところ明らかではない。最近写真-2のように石垣面のすべての隙間に間詰された石垣を見かけることが多いが、これは、適切な間詰の挿入位置を探る技能が失われつつあるからかもしれない。

(3) 介石

介石に対する技能者の意見は以下のものであった。

- ① 築石の後部には大き目の栗石（臙介石）をしっかり設置する。これは石垣の安定上、重要な役割を担っている。
- ② 胴介石と間詰石は協力し合って築石を安定化させる。
- ③ 臙介石には長手の石を差し込んで、その1/3程を築石の後ろに出しておく。

④ 胴介石は基本的に3個で受ける。

石積み技能者のほぼ全員が①の考え方を示しており、臙介石の重要性を強調している。一方で、介石（とくに臙介石）の重要性は理解できる反面、その設置状況は外部から観察することが困難で、具体的な設置方法や機能については最も理解しにくいところ

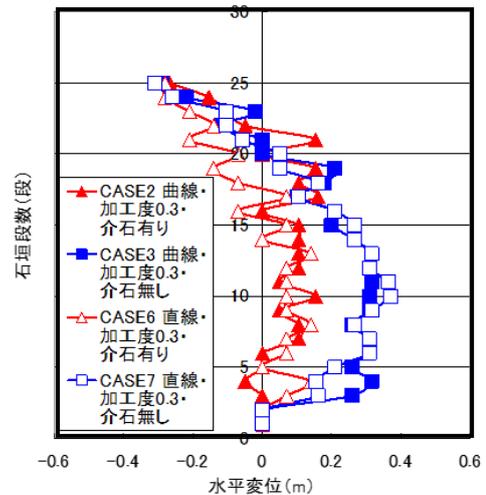


図-6 臙介石の有無による石垣のはらみ出し量の比較

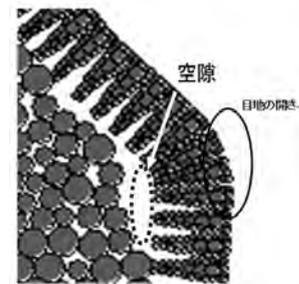


図-7 当初の臙介石がない場合の変形パターン

ろでもある。

図-6 はモデル実験によって介石の効果調べた結果である。石垣モデルに地震荷重を作用させて変形を生じさせた。図の横軸にはらみ出し量（水平変位）をとり、縦軸は石垣の高さ（段数）をとっている。石垣モデルに使用した介石は、鱸介石を模して実験モデルの築石の後部に詰め物をしただけの簡易なものであったが、図から鱸介石によるはらみ出し変形の抑制効果が明らかに見て取れる。

さらに、鱸介石が無いあるいは不十分な場合の変形パターンを実験当時は図-7 のように考察し、はらみ出し変形の発生に伴って築石後部には空隙が発生し、より不安定化しやすくなると安易に考えていた。ところが、意見③によって上記のような不安定化を生じさせない技能があることを知らされた。すなわち、③の『鱸介石の後部 1/3 を築石の後ろに出しておく』ことによって築石と後部の栗石を連結させることで、容易に築石後部に空隙を生じさせることなく、はらみ出し変形をより確実に抑制することが可能になるものと考えられる。さらに、この技能には見かけ上の築石の控え長さを長くするような効果も存在する可能性がある。

最後に、数は多くなかったが④の意見に興味もたれた。④の意味するところは、『胴介石は最小限の石でおさめるべきである。』ということであろう。最近写真-3 に示すように、築石間の全面に胴介石を挿入している例を多く見かける。この2つの方法のどちらが有効かについては即断できないが、写真-3 のような状態はかえって築石間の摩擦抵抗を減じてしまう危険性を感じる。

(4) 栗石

栗石に関して以下のような意見があった。

- ① 角礫の方が詰まりやすい。
- ② 円礫間の接点は必然的に最適な位置になるが、角礫は余分な点で接するので礫の破壊につながる。
- ③ 目つぶし材はすぐに下に落ちてしまうので効果が低い。

- ④ 栗石層への泥（土砂）の混入は避けるべきである。

図-8³⁾ は角礫と円礫について、締め固め度と内部摩擦角（摩擦抵抗）の関係を示したものである。これより、締め固める（栗石を丁寧に詰めて積む）と、角礫の摩擦抵抗が増加しやす



写真-3 全面に設置された介石

いことがわかる。一方、円礫は締め固めの影響を受けにくい。この結果を合わせて考察すると、①の意見は「丁寧な施工をすれば」という前提が必要である。自然に投入すれば円礫の方が密度が高くなることが知られているが、この点については、意見②が礫どうしの接点を例に挙げて適切に説明している。「丁寧に詰めて積めば（締め固め度が大きくなれば）」角礫の方が密度が増加し、摩擦抵抗も格段と大きくなることは図からも明らかである。インタビューでは、ほ

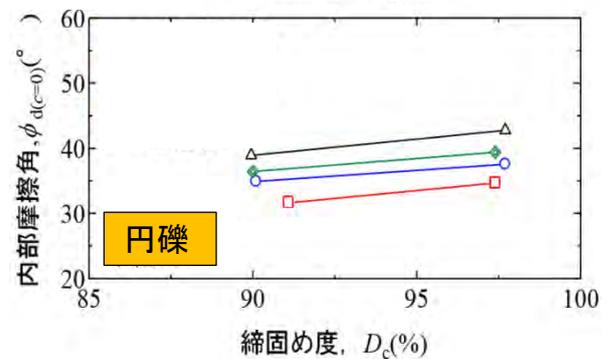
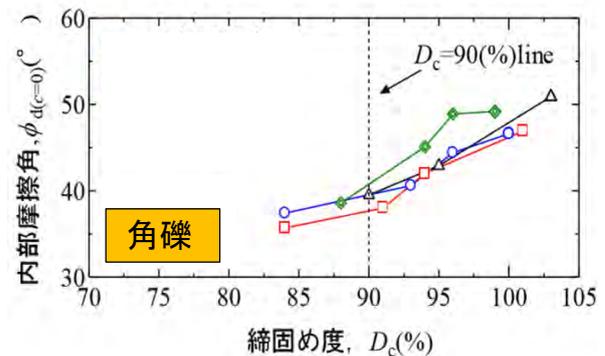


図-8 角礫と円礫の締め固め度と摩擦抵抗³⁾



写真-4 土砂が混入した栗石層

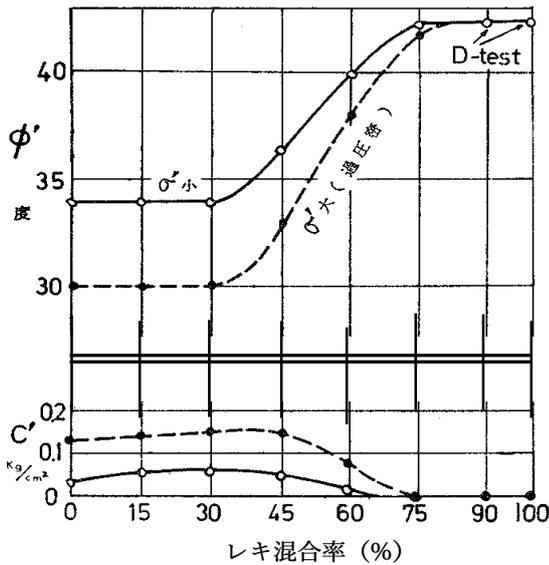


図-9 礫混合率による摩擦角 (ϕ') と粘着力 (c') の変化⁴⁾

ほとんどの技能者が栗石層の確実な施工が石垣の安定性のために重要であることを指摘している。その中である年配の技能者が『積み石は石垣の皮膚であり、栗石は石垣の骨であり筋肉である』と述べている。我々が熊本城の被災状況を見て栗石層の重要性を確信するかなり以前に、これだけの確信をもった言葉で栗石層を評価していることは驚きである。

意見③にある目つぶし材は、栗石を安定化させることを目的として、栗石の間に詰める小粒径の材料のことである。したがって、目つぶし材が使用された栗石層全体としての粒径分布は不連続にならざるを得ない。このような材料を不連続粒度材料と呼ぶが、一般に締固めは困難である。また、降雨水や振動によって分離しやすい(意見③では「落ちる」と表現している)。以上のことを考えると意見③にあるように、目つぶし材の効果的な使用は難しいので

はないかと考えられる。

最後に④の意見は栗石層への土砂の混入による目詰まり(写真-4)の問題である。この問題の重要性を指摘した技能者は1人であったが、工学的に重要な問題であるので触れておく。図-9⁴⁾は礫と粘性土の混合(図では礫混合率で表されている。本文で問題としている粘性土の礫層への混入率は、(100-礫混合率)%となることに注意。)による礫の摩擦角(ϕ')と粘着力(c')の変化を調べたものである。図から粘性土混合率が25%以上(礫混合率が75%以下)になると、本来の礫がもつ粒状材としての性質が失われて粘性土の性質に変わっていく様子(ϕ' が低下して c' が生まれ始める。)がわかる。すなわち、石垣の安定性保持のために本来礫が保持していなければならない強度特性が変化していくことを示している。

土砂が栗石層に混入すると、以下のような原因で石垣の不安定化を引き起こすことになる。

- ・上で述べた栗石層の強度低下。
- ・栗石層の不透水性による背後の水圧の増加。
- ・栗石層内に水分が貯留されやすくなることによる栗石層自身の重量増加。

それぞれの要因は単独でも斜面を十分崩壊に至らせるだけの力を秘めていることから、栗石層への土砂の混入は、④の意見の通り避けなければならない。

参考文献)

- 1) 渡辺 武：図解再見大阪城、大阪都市協会、1983、(一部加筆)
- 2) 澤田純之、西形達明、笠 博義、西村 毅、和田行雄：文化財石垣における逆石の滑動安定性に関する実験的検討、土木学会年次学術講演会、2010
- 3) 上本雄也、澁谷 啓、橋元洋典、川尻峻三：砂礫盛土材の締固め特性および変形・強度特性に及ぼす粒度特性の影響、地盤工学ジャーナル、Vol.16、No.2、pp.181-190、2011
- 4) 川上 浩、阿部広史：飽和れき混り粘土のせん断特性、土木学会論文集、No.163、pp.55-62、1970

研究概要

厳島神社に見る海上立地の計画的・技術的・構法的な対応に関する研究

- 海上社殿の廻廊に関する調査研究 -

畔柳 昭雄（日本大学）

1. はじめに

厳島神社は、瀬戸内海の西端の安芸灘に点在する島嶼群の中に位置する厳島の北西側にある小さな入江の奥の海の上に建立されている。今日、世界に類を見ない海の上に祀られた社殿は、創建時から 1400 年余りを過ぎており、大造営からは 850 年程を経過した木造建築である。

1996 年（平成 8 年）にメキシコで開かれた第 20 回ユネスコ世界遺産委員会において世界文化遺産に登録された。厳島神社の本社本殿・幣殿・拝殿など 17 棟と大鳥居及び陸域の五重塔・多宝塔 3 基からなる建造物群は 6 棟が国宝に指定され、11 棟・3 基が重要文化財に指定されている。

厳島神社の建築的研究に関しては、古くから行われているが、建築史的に見た時代考証や建築様式、建築意匠から見た社殿の空間構成、建築材料、幾多の災害やその都度なされた復元工事などが注視され報告されてきた。近年になり、背後の 2 つの河川やその流路の取りつき方、境内としての有浦湾や御笠浜の海浜のあり様、大鳥居の構造等について報告されている。ただ、概ね平清盛の大造営以降の事項に関する考究が多い。このことは神社創建後の文献資料に限りがあり限定的なためでもある。

一方、海に立地することに関する究明は、社殿を構成する廻廊に見られる波や潮位への対応策に対する考察が若干なされているが、海の上に立つことについては十分な解明はなされていない。近年、造船工学から本社本殿の床板の張り方について考究された報告がある⁹⁾。

厳島神社は寝殿造の影響を色濃く受けており、空間構成を見てゆくと、有浦湾の御笠浜に海側（北）を向いて建てられた母屋にあたる本社本殿が置かれ、その前面に拝殿と祓殿が並列に配され、これらは一棟形式で構成されていることが分かる。この本社本殿を囲み込むようにして廻廊は張り巡らされ、それに付随して祓殿の前には高舞台が設置されている。また、この高舞台を囲み込むようにして廻廊と同一の床高で平舞台が設けられている。この平舞台の左右には門客神社と楽房が配され、真中から釣殿に対置するような火烧先と呼ばれる先端部分が海に突き出し、その前方 200m に大鳥居が設置されている。

本社本殿を囲み込むようにして配されている廻廊は有浦湾の東西の陸域を結び、東側が僅かに長く、東端の陸域に接続する東廻廊は折れ曲がり 3 回で祓殿につな

り、西廻廊は祓殿から折れ曲がり 4 回で陸域につながっている。延長距離は 275 メートルある。

廻廊は本殿を守るための防波堤の役割を担っているとされてきているが、ここではこうした従来までの見方を尊重しながら、廻廊とその配置のあり方を再考する。

厳島神社の廻廊は神社の参道に求められる連続性を持つ空間構成を見せているが、それ以外にも役割があり、波浪や高潮を回避するための役割を担っているとされる。

社殿の建立においては、台風や高潮などの波浪による影響や被害を受けても、最終的には神社で最も重要な主祭神が祀られている本社本殿を守り抜くことができればよいことになる。そのためには本殿の前に波浪を抑えるための幾重にも重なるような障壁（多重防災）を設けることが要される。その障壁としての役割を、祓殿、廻廊を配することで担わせた。特に廻廊については、その配し方を工夫することで本社本殿を囲み込むように配しているものと思われる。

廻廊の床面は簀子状に床板が張られ、本殿前の高舞台と平舞台もそれぞれ簀子状に張られているが廻廊と比べて隙間は狭く、外海から来襲する波浪の波頭をここで抑え、本殿がその影響を被らないようにし、波浪が強い場合は舞台の床面が浮かび上がることで、波浪の力を建物に伝搬させない仕組みが工夫されている⁹⁾。

ただし、これまで清盛が廻廊に施したとされる簀子板については、波力緩和や浮力緩和に対する卓越した考え方のように思われがちであるが、寝殿造では元来寝殿の縁には簀子縁が配されていたために、波力や浮力緩和が意図されて用いられたものかは不明である。

2. 研究の目的

本研究では、厳島神社に見る海上立地のための計画的、技術的、構法的な対応策に関して考察することとする。

厳島神社に関する資料は、2 度の火災で社殿が焼失しているため、極限られた資料となるが、先行研究を収集整理することで、社殿が海に建てられた経緯と立地場所、清盛の大造営の意図、大造営の際の海の影響に対する建築的な対応策（潮汐作用、高潮等）について検討する。

研究手順は、①厳島神社の創建に見る海上立地に関する考究を行い、次いで、②社殿を構成する廻廊について、波力や浮力緩和を意図し簀子板を施したのか社殿横断面

図を基に、流体力学的観点から断面的に考究を行う。

3. 厳島神社の海上への建立経緯

厳島神社は、社伝によれば推古天皇即位元年（593年：飛鳥時代）に社殿造営の神託を受けた当地の豪族佐伯鞍職により創建されたのがはじまりとされる。創建当時の神社は、厳島神社の北西側の海岸に位置する有浦湾内の御笠浜に祠が海に向かって建立された。有浦湾は今日の地形とは様相を異にし、湾内には背後の山から流れる御霊川（現紅葉谷川）と瀧川（現白糸川）の2河川の河口部が湾奥の海岸線の東西に流れ込み、湾正面からは波が寄せる環境条件にあり、湾内には双方からの土砂堆積により中洲が形成され御笠浜がつくり出されていた。

宮島町史資料編地誌紀行Ⅰ（1992.3）には、佐伯景弘が1168年（仁安3年）に厳島神社の造営完成を記した「伊都岐島社神主佐伯景弘解」が記録されているが、これによると、創建当時、神社は島が禁足地という場所柄や神格化された島の風習などに配慮することで、島の中には建立せずに御笠浜に祠が建立された。ただ、御笠浜の前浜は満潮時には海面下に没するため、祠は波の影響を直接被る環境圧の高い場所に建立されていたものと思われる。

一方、この入江や浜については、神社建立のために人為的に造成されてきたとする説がある。それは前述したように島の神格化や風習などからもたらされた島のあり様や捉え方が誇張されることによる逸話とも捉えられる。これは、御笠浜の地下には岩場が広がり、その岩場の上に覆砂することで創出された海浜とされる説であるが、この場所は、元来は2河川が流れ込む河口部のため、河川からと海から運ばれる土砂が堆積することにより、中洲が形成されてきたと考えられる。この中洲の浜の上に創建時の祠が建立されたものと推測できる。

3-1. 神社の本社本殿の位置

厳島は、島そのものが御神体として崇められ、禁足地としても扱われてきていたため、島内に祠を建立することが避けられ、厳島神社を内宮（本宮）とすることで、島の外側に遥拝の場所を設けることが必須条件となった。そのため、外宮を対岸側に設け地御前神社と命名された。また、平清盛は、大造営を行った際、神社背後の弥山に奥宮としての御山神社を創建した。これら3つの神社は、「北辰信仰（北極星または北斗七星を信仰）」に則することで、真北に向かい一直線上に奥宮、内宮、外宮が揃うように立地している。このことにより平家一門の守護神としての品格をもつ新たな神社の姿かたちを生み出した。

3-2. 清盛の大造営

歴史上、平清盛が1168年に厳島神社の大造営を果たしたとされているが、大造営はいつ頃始まったのか、また、なぜ大造営が行われたのかについては必ずしも考究されていない。これについては「伊都岐島社神主佐伯景弘解」

に神社の完成年月日が1168年と列記されていたことによるもので、1164年（長寛2年）には既に完成していたと推測される⁷⁾。このことから大造営は、清盛が1160年に発参詣した頃から着手されたものと考えられることができる。

初代神主の佐伯鞍職により創建され有浦湾奥の汀線付近に建立されてきた社殿を大造営する上では、①厳島神社の社格を高める建築様式に変更する。②背後の山から湾内に流れ込む2つの河川の河口部の影響を緩和する。③有浦湾の中で海からの波浪や高潮の影響を逃れる場所に社殿を再配置する。ことに取り組みされたと考えられる。

3-3. 海に浮かぶように見せる工夫

大造営では御笠浜の前浜あたりに建立されていた祠を現在の不明門の前辺りに移設することで背後からの河川の影響や前面からの波の影響も緩和したと考えられる。また、土台の基礎部分は石積基壇や埋立てでは底面部分が大きくなり、河川からの水や土砂が滞留し堆積物が溜まり易くなるため、満潮時に海底になる社殿の基礎は、海底が低い場所に限りわずかな高さの基壇を設け、それ以外は廻廊を含めて束立て工法とし、祓殿より前面の平舞台などは石柱を採り入れ、水の流れを容易にした。

また、社殿の床高は潮が満ちたとき「厳島神社はまるで海に浮かんでいる」ことが意図されたが、床面は低すぎれば台風の高潮や大潮のとき床は水没するし、逆に海水に浸からない高さにすると、海面と床の間に大きな間隙ができ、海に浮かぶようには見えない。

このことは厳島神社が1989年から2006年まで観測してきた潮位変化を図-1に示す。これを見ると廻廊の浸水は、21世紀に入ってから著しくなった地球温暖化による気候変動の影響を受けるまではほとんど起きていないことがわかる。こうした海水面の水位変動を考慮した上で、美しく見える社殿としての最適な床高が決められた。通常目にする水面の高さは最高潮位時において、社殿の床下15cmの水位高となるように廻廊の床高は決められていた。この水面の高さを確定することにより“社殿が海面に浮かんで見える”ことを可能にしている。この高さは9月の大潮のときには、水面は床面と同じ程度の高さに上昇する。また、祓殿と拝殿の床は廻廊の床面よりもわずかに長押一本分だけ嵩上げされているが、本殿の床はさらに二本分程の嵩上げが施されていることも確認された。こうすることで廻廊の床面下の太引きと根太の高さまで水面が上がるようにし、海の上に浮かぶように見せた。

加えて、台風時の高潮や波浪への対応は、廻廊の床面を簀子状に張ることで海水が溢れることを許容する一方、波浪を抑える消波効果を果たし、建物に働く浮力や波力を軽減する減勢効果を持たせていたとされる。

厳島神社では元々海側からの参拝や遥拝を意図して建立されているため、潮の満ち引きに関係なく容易に社殿を参拝できるように陸域から廻廊を渡すことで問題の解

決を図り、且つ社殿としての空間的装いの演出も合わせて考慮することにより、寝殿造が取り入れられてきた。

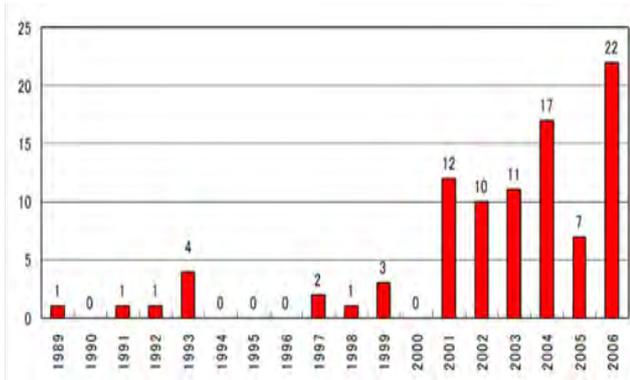


図1 厳島神社廻廊の年間冠水回数
(中国厳島神社日誌より地方整備局作成)

置している。また、有浦湾の御笠浜は宮島の北側に位置することから、台風時に北向きの外洋からの発達した波浪

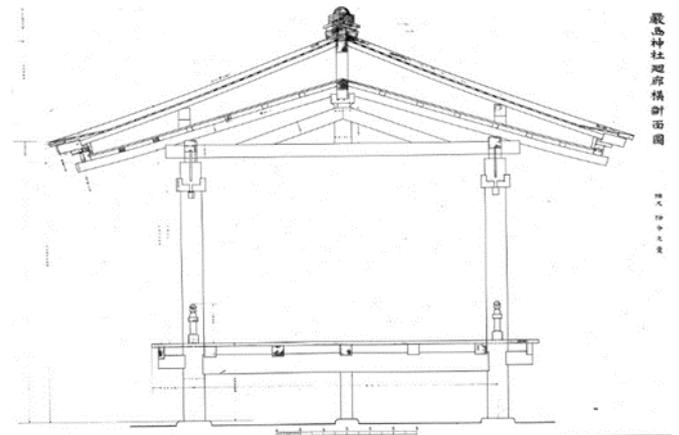


図2 厳島神社廻廊横断面図

丁度この大造営が行われた時期よりも若干早く 1160 年頃、貴族の邸宅として都（京都）では寝殿造と称される建築が姿を見せはじめ、清盛はこの都での建築的意匠の流れを取り入れたと思われる。寝殿造の基本構成は敷地の北側に寄せて建物を配し、南側に池が配され建物と庭園が一体化された空間をつくりだし、建物は寝殿（母屋）と庇からなり、対屋が置かれ、これら諸室は渡殿や透渡殿と呼ばれる廻廊でつながれた。

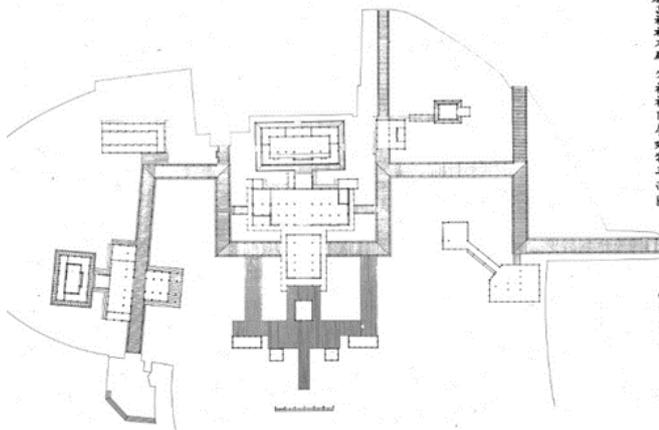


図1 厳島神社本殿及び客神社附属建物平面図

4. 厳島神社廻廊の流体力学的特性に関する考察

図1に厳島神社本殿及び客神社附属建物平面図を示す。約 277m 程度の回廊が本殿を取り囲むように配されている。図2に厳島神社廻廊横断面図を示す。現地での計測結果から、簀子板は、梁間で長さ約 4000mm、幅 260~300mm、厚さは 70mm 程度であった。各簀子板は 20mm 程度の間隔をあけ設置されている。

宮島は瀬戸内海の静穏な海域に位置し、南側には屋代島があり、そのさらに南側には佐田岬半島が遮るよう

が入射することなく、厳島神社沖合は静穏な海域特性を有する。台風時においても、屋代島から宮島までの海域約 30km 程度の区間でしか発達できない高波は、外洋から伝播する高波と比べ周期が短く緩傾斜の海底地形も相まって波高も小さい。しかし、台風による高潮は発生し、その海面変動は高波と比較し周期が長く、廻廊の冠水被害は頻繁に発生している。ここではまず、高潮のみを想定し、静水力学的観点から簀子板が浮力緩和にどの程度寄与しているかを考察する。現地での計測結果から、簀子板長さ 4000mm、幅 300mm、厚さ 70mm とし、簀子間隔が 20mm だと仮定すると、簀子がない場合に比べ 6.25%の浮力緩和となる。柱間約 2400mm、直径 280mm の廻廊柱に対して、浮力緩和分がどれほどの浸水深に相当するかを試算すると、約 340mm であった。ただし、この相当浸水深はあくまで簀子がある場合の浮力緩和分と鉛直方向の柱に対する浮力増分が同じと仮定した場合の値であり、廻廊自体の構造物質量を考慮したものではなく、廻廊自体の浮上の有無に直接関係する値ではない。

次に、簀子板が波力緩和にどの程度寄与しているかを考察する。図1の廻廊の配置、および図2の横断面図から簀子板を消波構造物としての没水平板とみなし、試算を進めることとする。なお、以降の試算には高木 2)による実験結果を用いる。簀子板が没水した場合を想定し、前述した地形的特性から波周期を 3s~4s と仮定し波の透過率を求める。分散関係を考慮すると、水深 1.1m 波周期 3s の場合の波長は約 9m、波周期 4s の場合の波長は約 12.5m である。簀子板を梁間 4m と考え、波周期 3s の場合 $\lambda/L=2.25$ 、透過率は 0.4~0.8 程度であり、波周期 4s の場合、 $\lambda/L=3.125$ 、透過率は 0.2~0.7 程度である。没水深度が浅いほど透過率は小さくなる傾向にあり、没水深度が 0 の場合に最も透過率が小さい。本試算には、簀子の影響を考慮していないが、考慮した場合には鉛直方向へ

の水粒子運動の制限が小さくなり、透過率は大きくなる
ことが予想される。なお、没水平板は、入射波が通過す
る際に激しい砕波現象が発生し、波エネルギーを消散さ
せる。この現象が確認されたのち、国内で消波構造物と
して利用が考えられたのは1980年代頃のことである。

6. おわりに

従来まで報告されてきた巖島神社研究の成果を踏まえ
つつ、これまで考究されることのなかった巖島神社の創
建から大造営に至る社殿の海上立地(建立)における計画
的・技術的・構法的な対応について、本研究では流体力学
的な視点を用いることで新たな考察を行うことができた。

参考文献

- 1)三浦正幸:平清盛と宮島 瀬戸内海文庫Ⅱ,南々社,2011.12
- 2)川本博元:日本の空間における軸線に関する研究-巖島神社に関する
考察その1-,日本建築学会大会学術講演梗概集 1972.10
- 4)伊澤岬:海洋空間のデザインウォーターフロントからオーシャンズ
ペースへ,彰国社,1990.5
- 6)高木幹雄:巖島神社における波浪制御の技,日本建築学会広島大会,研
究協議会,巖島神社にみる海洋建築の技と匠 2008.9
- 7)山口佳巳:仁治度巖島神社の社殿,広島大学総合博物館研究報
告,2009.12

南砺市に現存する伝統木造合掌建物の耐震性能評価に関する研究

後藤 正美（金沢工業大学 教授）

西村 督（金沢工業大学 教授）

1. はじめに

本研究では富山県南砺市にある合掌造り村上家住宅を対象とする。村上家住宅は重要文化財の建築物でもあり多くの観光客が訪れている。地震が起きた際にも倒壊しないだけの耐震性能が求められる。合掌造りの耐震性能に関する研究では、白川郷の合掌造りを対象にした実験的研究¹⁾、解析的研究²⁾が報告されている。しかし、南砺市の合掌造りの耐震性能評価に関する研究は報告されていない。対象建物の耐震性能を適切に評価するためには構造要素の特性を明確にする必要がある。

村上家住宅の特徴的な構造要素は、合掌部分のはねがいと居室部分の板壁が考えられる。本研究では、これら構造要素の静的加力実験を実施し、復元力特性を明らかにする。更に構造要素の復元力特性をモデル化し、Wallstat と限界耐力計算を用いて合掌造りの耐震性能を評価する。

2. 建物概要

村上家住宅は富山県南砺市上梨に位置し約 350 年前の建物であり間口約 10m 奥行き約 23m である写真 1 に外観を図 1 に平面図を示す。

板壁を構成する柱にクリ材が使用されており、杉などと比較し材料強度が高い樹種である。貫は通し貫、板ははめ込みである。

はねがいは弓なり形状で合掌屋根構面の下側に配置されている。はねがい同士の交差部、はねがいと合掌材との接合は縄で結ばれている。合掌屋根全体にはねがいが用いられているため合掌全体の面内剛性を高め、特に桁行方向の荷重に対して、屋根面の微小変位範囲では部材が接合位置



写真 1 外観

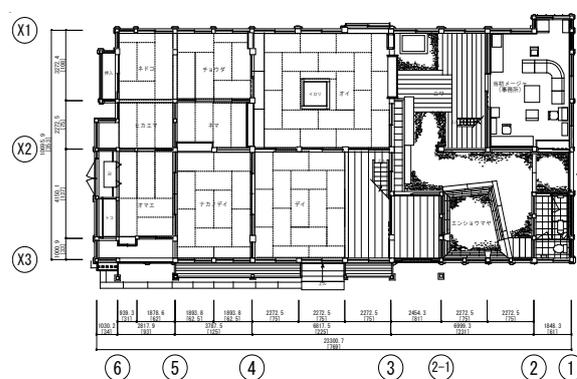


図 1 平面図

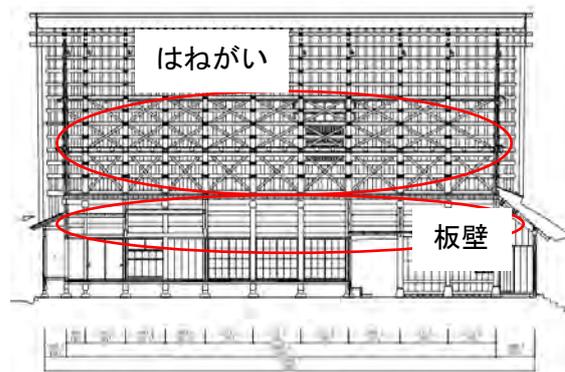


図 2 断面図及び構造要素の位置

で滑り、大きな抵抗を示さず、大変位域に至る直前に縄の変位拘束により高い剛性が発現すると考えられる。

村上家住宅に使用されている主な樹種としては、柱はクリやヒメコマツ、ヒバ、ケヤキ、土台やミズバリなどはクリ、大引や合掌などはヒメコ

マツ、梁はアカマツ、垂木はカラスザンショウやネズコ、壁板はハリギリが使用されている。図2に断面図及び構造要素の位置を示す³⁾。

3. 構造要素の静的水平繰返加力実験

対象建物の板壁と合掌部分のはねがいを実寸大の試験体を作製し静的水平繰返加力実験を実施した。

3-1. 板壁の静的水平繰返加力実験

板壁は板壁部分と貫部分から構成されている。本実験の目的は板壁と貫の特性を明らかにすることであり、2スパンの試験体を実験の対象とした。また、実験装置の都合により、柱は実寸よりも短く設計した。実際の板壁の柱はクリ材が用いられているが用意出来なかったため、貫はヒバ、柱・梁は米マツで代用した。試験体数は3体(以後、板壁1~3と称す)とする。板壁3の実験終了後に板を外し貫と柱のみの実験も1体ではあるが行った(貫のみと称す)。

柱脚はピン支持となるように治具を用いて、M18のボルトで固定した。梁となる部分をオイルジャッキで加力した。荷重反転点を1/300rad, 1/200rad, 1/150rad, 1/120rad, 1/100rad, 1/75rad, 1/50rad, 1/30rad, 1/15radとして正負3回水平繰返し試験を行った。ロードセルで頂部水平荷重、ワイヤー変位計で頂部水平変位と貫ごとの水平変位、変位計で柱の回転角を計測した。写真2に実験の全景を図3に変位計設置図、図4に柱脚拡大図を示す。

3-2. はねがいの静的水平繰返加力実験

板壁同様に正負水平繰返し試験を行った。

ロードセルで頂部水平荷重、横架材ごとにワイヤー変位計を設置し、それぞれの横架材の変位を計測した。写真3にはねがい実験の全景を示す。



写真2 板壁実験の全景

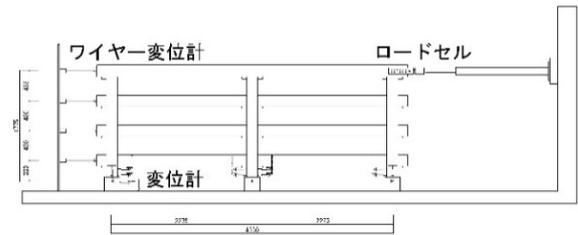


図3 変位計設置図

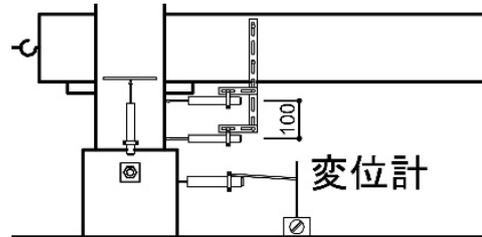


図4 柱脚拡大図



写真3 はねがい実験の全景

3-3. 板壁実験結果と考察

- ・層間変形角と頂部水平荷重の関係

板壁1~3の層間変形角と頂部水平荷重の関係を図5に示す。

1/50radまでは接合部のゆるみ(あそび)で力学的な耐力は低く、1/50radを超えると、接合部の耐力が発揮されハードニング型の復元力特性を示している。その後変形が進むと木材のめり込みにより、剛性低下が発生し紡錘型の復元力特性

を示している。

貫のみの抵抗は層間変形角 $1/50\text{rad}$ 以下では貫を含む板壁の抵抗の約 50% である。変形角が大きくなるにつれて貫の抵抗割合は上昇し層間変形角 $1/10\text{rad}$ では約 70% に達する。貫は大変位時の水平抵抗に大きく寄与している。

・層間変形角と接合部節点回転角の関係

試験体中央の柱脚の左右に取り付けた変位計の実験データを用より、接合部の回転角 θ を求

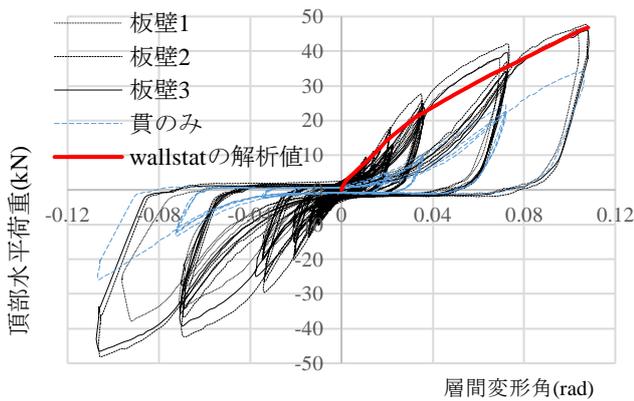


図5 層間変形角と頂部水平荷重の関係

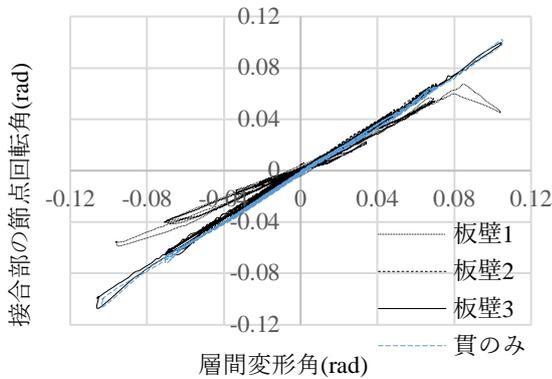


図6 層間変形角と接合部回転角

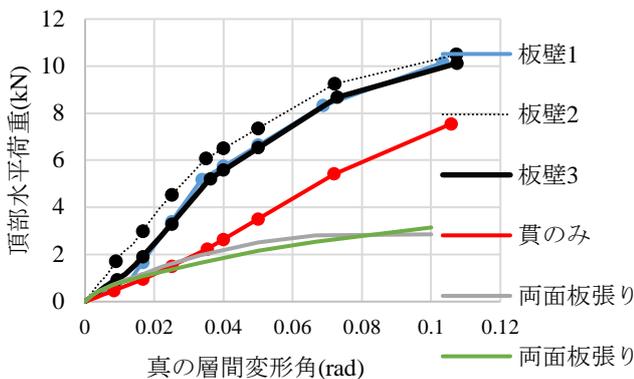


図7 各試験隊の包絡線

める。層間変形角と接合部の回転角の関係の図を作成し、傾きがほぼ 45° であることを確認した(図6参照)。このことは全ての静的加力実験において、柱脚に設置した変位計の上段と下段の差は 10mm と統一した。全ての板壁試験体においてほぼ 45° となっている。構面全体の層間変形角と接合部の回転角は同一の挙動を示していることから、構面はせん断変形が卓越していると考えられる。

・楔の緩み過程

写真4と5に板壁試験体の中央柱脚部の楔の緩み過程を示す。接合部回転角が $1/75\text{rad}$ より徐々に楔が緩み始め、 $1/10\text{rad}$ では楔が抜け始めていることが分かる。この挙動は構面全体の剛性低下の一因として考えられる。



写真4 接合部回転角が $1/75\text{rad}$ 時の状況



写真5 接合部回転角が $1/10\text{rad}$ 時の状況 (楔の抜け出しが確認出来る)

3-4. はねがいの実験結果と考察

はねがいの1構面を対象として、静的水平繰り返し加力実験を行った結果を図8に示す。は

ねがいは接合部を縄で結んでいるために、初期剛性は低い。しかし変形が1/50rad程度を越えると縄が締まる音が顕著となり、剛性の上昇が見られた。典型的なハードニング型の復元力特性を示した。しかし、縄による緊結が接合部の挙動を支配する構造となっているので、はねがい3の試験体のように個体差が大きく生じる結果となる場合もあった。

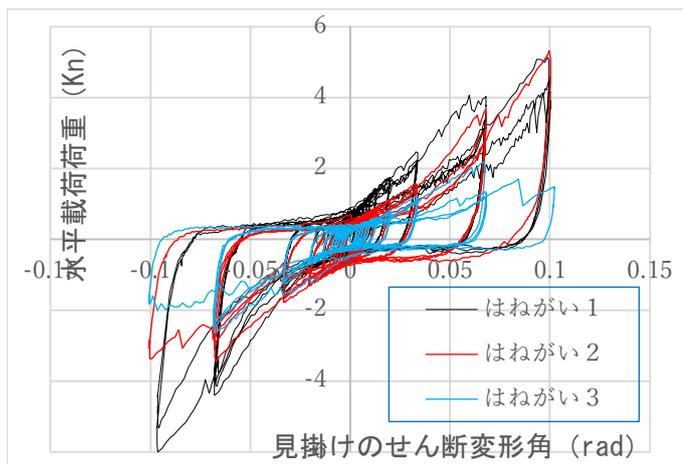


図8 はねがいの復元力特性

4. 解析用の復元力特性のモデル化

板壁3体と貫のみの実験結果に基づいて包絡線を作成し、併せて一般的な両面板張りの1Pと2Pの復元力特性⁷⁾を図7に示す。全てのデータは壁長1m当たりに換算する。

図7の板壁3体の下限値の耐力を示す板壁3の実験データを以降の耐震診断及び耐震シミュレーションの板壁要素の力学特性として採用する。

5. 建物重量

固定荷重のうち屋根の茅葺き重量は「重要文化財(建造物)耐震診断設計指針」参考資料集⁵⁾よ

り、その他は建築物荷重指針・同解説⁴⁾に基づいて設定した。積載荷重は2階床に10人程度の観光客がいることを想定し、通常の居住必要積載荷重の約1/3とする。1階床の積載は一般的な居住必要積載と同様とする。冬季間は建物を閉鎖することと近年の状況を踏まえて設計用積雪深は100cmとする。積雪荷重は屋根勾配を反映した建築施行令第86条より算出する。今回の診断に適用した設計用建物重量一覧を表1に示す。

6. Wallstat による建物の挙動の把握

6-1. 構面のモデル化

wallstat は木造建物の地震時応答のシミュレーションに使用されるソフトウェアで、建物の挙動を視覚的に捉えられる点も大きな特徴の一つである。ここではwallstatを適用して合掌建物の地震時挙動を把握する。解析モデルの簡単化を図ることを目的に、今回は合掌屋根部分の重量を1層の梁と桁に等分布荷重として与え、屋根を剛体として扱うこととした。(合掌屋根部分の挙動については、研究を継続している)。下屋の主要な構造要素である板壁を板要素と接合部要素に分けてモデル化する。板要素の包絡線は板壁3の実験データから貫のみの実験データを引いて求める。接合部要素の包絡線は貫のみの実験データを接合部数で除して求める。接合部要素はバイリニアモデル(図9)、板要素はマルチリニアモデル(図10)とした。柱梁接合部のモーメントばねは一般値⁶⁾を柱寸法比で割り増す。上記

表1 設計用建物重量一覧

	大屋根(kN/m ²)	下屋1(kN/m ²)	下屋2(kN/m ²)	積載荷重(kN/m ²)	固定荷重(kN/m ²)	各層荷重(kN/m ²)
1層目	730	81	22	22	475	1330
1階床				155	160	315
無積雪	615	43	5	22	475	1160

の3つの要素を組み合わせて構面の復元力特性を設定する。設定した構面モデルを対象にプッシュオーバー解析の結果を図5中の赤線に示す。板壁3の実験結果の包絡線と解析結果は概ね対応している。

6-2. 建物のモデル化

前記の構造要素の解析モデルを用いて建物全体の解析モデルを構築する。解析モデルを図11に示す。

本研究では建物のねじれの検討を行った。また、耐震性能評価は損傷限界を考えず安全限界1/15radとし、建築センター波の極稀地震（建築基準法で大地震として規定した地震動）の長手方向と短手方向で解析を行った。解析結果を図12に示し、損傷状況を表す一覧を表2に示す。短手方向の損傷を平面的に模式的に表したものを図13に示す。図中の○数字で示した柱の応答変位の結果に基づいて、長手方向の軌跡（変位①と③）を図14、短手方向の軌跡（変位①と②）を図15に示す。図14より柱①と③の長手方向の応答変位

はほぼ等しく、建物が一体に動いていることが読み取れる。一方、図14より柱①と②の短手方向の最大変位は柱①で約0.15m、柱②は約2倍の0.3mである。変位の軌跡から建物が6通りを中心に回転し、ねじれ振動の挙動を示している。

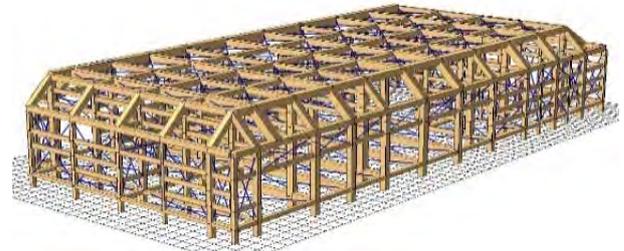


図11 解析モデル

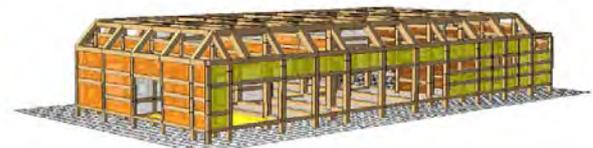


図12 解析結果の一例（加振後の損傷状況）

表2 壁の変形による色分け表

変形角 (rad)	色
~1/120	変化なし
1/120~1/30	黄色
1/30~1/15	オレンジ
1/15~	赤

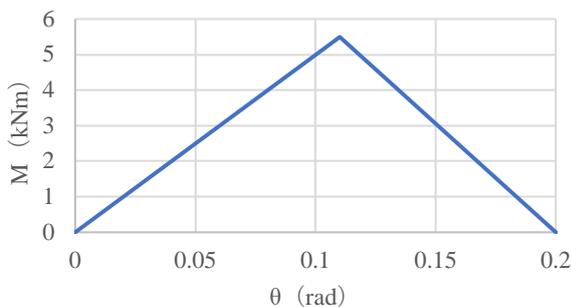


図9 接合部の解析モデル

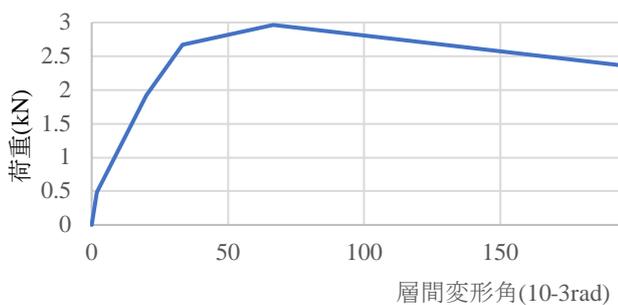


図10 板要素の解析モデル

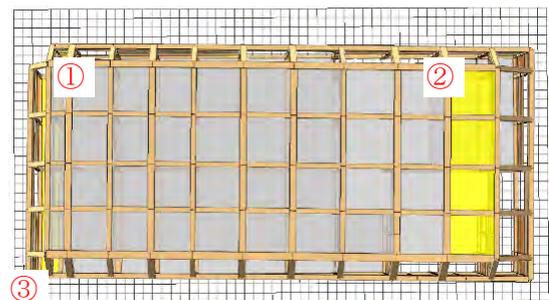


図13 短手方向の損傷程度の模式と

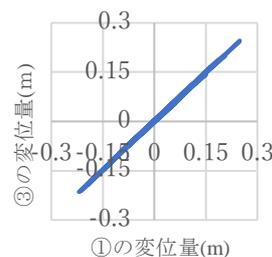


図14 長手方向の軌跡

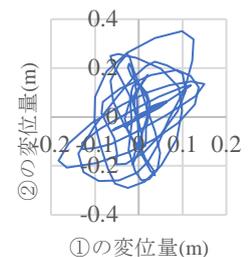


図15 短手方向の軌跡

7. 限界耐力計算による耐震性能評価

7-1. 建物の応答値の検討

長手方向は建物全体が一体として挙動するので1質点系として解析する。短手方向は建物を一体として考えられないので短手方向の限界耐力計算は図1の1~3通り、4~6通りと建物を2つにゾーニングして検討を行った。

図7の板壁3の包絡線を平滑化し、解析に適用する。試験体は貫3段で作製したため、3段貫の板壁を基準とし1段貫の板壁の場合は3段貫の板壁の包絡線を3で除した包絡線を用いる。同様の考え方で貫の段数に応じて変換する。板壁3の貫段数を考慮した包絡線を図16に示す。

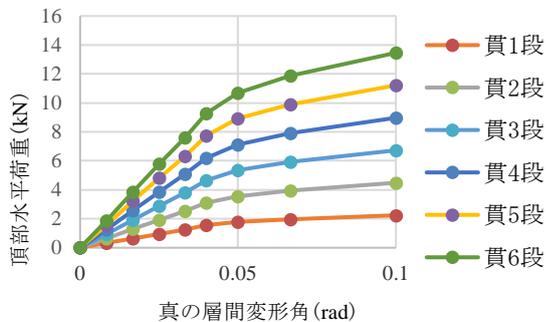


図16 貫の復元力特性

現状の建物の応答値は長手方向の極稀地震では1/10rad、短手方向1~3通りの極稀地震では1/11rad、短手方向4~6通りの極稀地震では1/9radとなった。また、建築センター波におけるWallstatでの最大応答値は長手方向1/17rad、短手方向1/14radとなり、限界耐力計算の結果よりは応答値が小さくなった。今回の解析結果では、限界耐力計算の結果が安全側であることが分かる。

限界耐力計算での長手方向、短手方向ともに安全限界1/15radを満たさなかったため、耐震補強案として乾式の土壁(荒壁パネル)⁶⁾と仕口タイプ粘弾性ダンパー⁶⁾を提案する。仕口ダンパーは20cmのものを採用する。X2通りに荒壁パネルと仕口ダンパーを設置した例を展開図として図17に示す。

補強後応答値計算の結果、長手方向の極稀地震では1/15rad、短手方向1~3通りの極稀地震では1/15rad、短手方向4~6通りの極稀地震では1/15radとなり、全ての方向で、安全限界1/15radを満たした。

7-2. 柱脚の検討

地震時における柱と礎石間の摩擦について検討する。礎石建て木造建物の場合、柱底面と礎石間の摩擦係数 μ は平均的数値である0.4として検討する⁷⁾。図15 短手方向の軌跡

各方向の摩擦について判定した結果、それぞれのベースシア係数は長手方向では積雪時0.34、無積雪時0.38、短手方向1~3通りでは積雪時0.39、無積雪時0.44、短手方向4~6通りでは積雪時0.33、無積雪時0.37となった。短手方向1~3通りの無積雪時ではベースシア係数が想定した摩擦係数0.4を上回り柱脚の移動が生じる可能性があるため、柱脚部の滑動に対する対策が必要となる。

ここでは柱脚の対策案として礎石の拡大を提案する。文献⁷⁾より、ベースシア係数が摩擦係数を上回ると柱脚部は滑動すると考えられる。

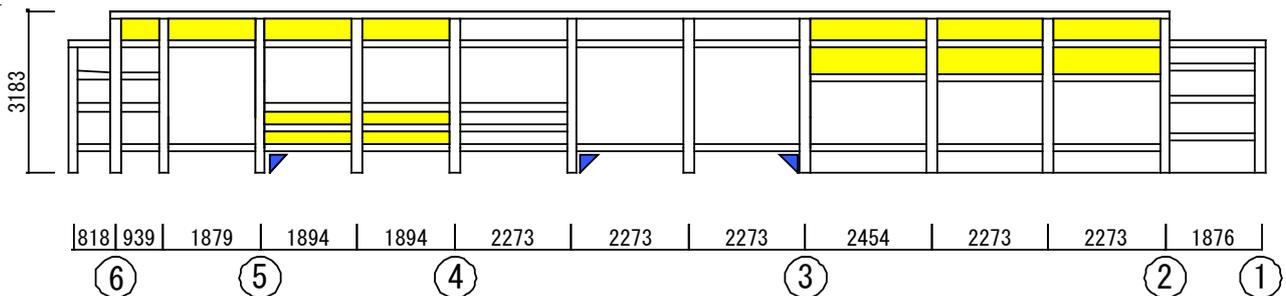


図17 X2通りに設置した荒壁パネルと仕口ダンパーの展開図

極めて稀に発生する地震動に対する柱脚の滑り量は 20 cm とするので、礎石の大きさを柱面から ±20 cm とする方法を採用する（柱脚部の滑動量を正確に算出する方法はまだ確立されていない。ここでは、実験結果を基に仮に 20cm 程度の滑動量とした）。

8. おわりに

本研究の結果から以下のように結論できる。

- ・実験から得た復元力特性を適応して wallstat で地震応答解析を行った。解析の結果、建物の短手方向ではねじれが生じていた。ただし、倒壊には至っていない。
- ・Wallstat の解析結果に基づいて建物の短手方向は 1～3 通りと 4～6 通りでゾーニングし、限界耐力計算を行った。現状の建物では長手方向、短手方向ともに安全限界 1/15rad を満たしていないため、これを満足するよう荒壁パネルと 20 cm の仕口ダンパーを配置し、補強案として提案した。
- ・今回の研究対象とした伝統的合掌造の建物において、限界耐力計算と wallstat で評価して得られた最大応答値は、限界耐力計算の応答結果が全てで上回っており、安全側の評価結果が得られた。

謝辞

本研究を行う上で、南砺市村上家及び南戸市役所の皆様、建物の調査や試験体の作成では富山職藝学院の上野幸夫教授に、多大な御協力をいただきました。また、実験及び現地調査では金沢工業大学生柳澤絵吏沙、馬淵紗緒さん（当時）には多大な協力を頂きました。ここに、感謝の意を表します。

参考文献

- 1) 松田昌洋, 腰原幹雄: 白川郷合掌造り民家の垂れ壁付き独立柱の静加力実験, 日本建築学会大会学術講演梗概集, (2016. 8), pp. 443-444.
- 2) 金子慎也, 高島英幸: 白川郷合掌造りの構造モデル化及び静的弾性解析, 日本建築学会大会学術講演梗概集, (2009. 8), pp. 873-874.
- 3) 重要文化財村上家住宅修理委員会: 重要文化財村上家住宅修理工事報告書, 重要文化財村上家住宅修理委員会, (1971), pp. 1-10.
- 4) 日本建築学会: 建築物荷重指針・同解説, 丸善, (2004), p. 135.
- 5) 文化庁: 重要文化財(建造物)耐震基礎診断実施要項, 文化庁, (2012), p9.
- 6) 木造軸組構法建物の耐震設計マニュアル編集委員会: 伝統構法を生かす木造耐震設計マニュアル, 学芸出版社(2011), p. 77, 84, 100.
- 7) 伝統的構法木造建築物設計マニュアル編集委員会: 伝統的構法のための木造耐震設計法, 学芸出版社(2019), p85. pp107-108.

伝統構法で建てられた土蔵の耐震性評価基準の緩和提案を目指した破壊メカニズムの解明

東京都立大学 准教授・多幾山法子

1. 研究の背景および目的

近年、我国の文化的価値の高い伝統木造建物を利活用しつつ、歴史的な集落・町並みの保存を図る活動が社会的に活発化している。しかし、歴史的建築物は建築基準法6条1項の四号に規定され、耐震改修を行う場合には、独自条例などを定める必要があるものの、技術的な拠り所がない。

伝統木造建物の耐震性評価手法の一つとして、限界耐力計算に基づく手法がある¹⁾。限界耐力計算は構造要素のせん断力を単純加算して建物全体のせん断力を推定するものであるが、現行の値は限定的な仕様に対しての研究成果に基づいたものであり、地域性が色濃く反映されているはずの伝統木造建物の特性を適切に考慮できていないと言いき難い。

伝統構法木造建物的一种である土蔵の概ねは極めて厚い大壁を有するが、大壁の力学特性に関する実験的研究は、扱いが難しいため事例は多くない。一方、過去の地震における倒壊事例より、大壁は、平時にはその重量により地震に不利な構造物であるが、大変形領域では土壁が剥落し、重量が大幅に軽減されることで、倒壊には至らないと推察されている。

以上を踏まえ、本プロジェクトでは、大壁仕様の土蔵の地震時挙動を剥落も含めて適切に評価する手法の構築を目指し、福島県喜多方市に伝わる土蔵造建物を対象として一連の研究活動を遂行している²⁾。対象地域である福島県喜多方市には、現在、4000棟以上の多様な土蔵が残っている。2018年8月に小田付地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、伝統的建造物における修理・保存事業が進められているが、市街地から離れた農村集落にも土蔵が多く残る³⁾。

以上を踏まえ、本報では、喜多方市に存在する土蔵造建物1棟を取り上げ、構造的観点から現地調査を行い、振動特性の把握と限界耐力計算に基づく耐震診断から耐震性についての分析を行う。また同建物の解体時に、大壁から切り出した要素試験体について、せん断性能を確認するための対角圧縮試験と、柱や梁などの躯体部材について、材料特性を把握するための曲げ試験を実施し、現地調査との関連性について考察を行う。以上を通じて、耐震性の評価基準の見直しに向けた定量的判断に繋がる知見を得る。

2. N邸の構造調査

2020年9月28日に、喜多方市の土蔵造建物N邸(写真1)の構造調査を行った。

主な調査項目は以下の通りである。

- (a) 耐震性評価のための建物の実測と構造的特徴の把握
- (b) 腐朽と蟻害の確認と柱傾斜などの状態把握
- (c) 表層地盤と建物の常時微動計測

2.1 建物の状態確認および実測

N邸は築約150年の2階建の土蔵造の木造建物で、倉庫と

して用いられていた。腐朽による土壁の剥がれや、柱部材の蟻害が確認できた。地元大工の聞き取りによると、躯体の主要な材種は福島県産のスギで、土台・小舞部材はクリである。土壁には福島県産の土や再利用した壁土が用いられている。

N邸の平・断面図を図1,2に示す。床面積は各階26.331m²、柱本数は1階が32本、2階が26本であった。柱径は大黒柱が160mm、標準柱が120mmであった。主な耐震要素は土壁や貫、差鴨居である。柱傾斜の最大値は梁間方向では東に0.007rad、桁行方向では南に0.129rad、平均値は梁間方向では東に0.006rad、桁行方向では南に0.016radであった。柱含水率の最大は24.8%、平均が18.5%であった。また、地元大工の聞き取りによると、南壁面の損傷の程度が大きいことがわかった。



写真1 N邸 (左: 外観, 右: 内観)

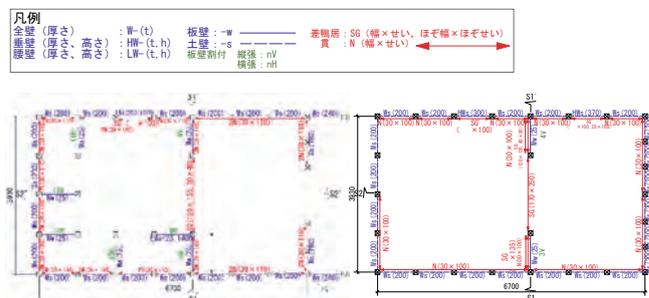


図1 N邸平面図

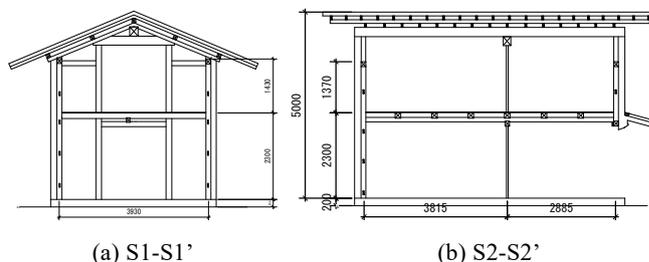


図2 N邸断面図

2.2 地盤と建物の常時微動計測

常時微動計測におけるセンサー配置を図3に示す。計測時間は500秒間とし、自由地盤上と建物内にセンサーを配置した。自由地盤の計測点は1階床下とし、水平2成分、鉛直1

成分の計測をした。建物の計測では、2階床梁上と小屋梁上、および、自由地盤上の計測点において、水平2成分の多点同時計測を実施した。計測点のフーリエスペクトルを自由地盤の値で除したものをフーリエスペクトル比とし、図4に示す。梁間方向の固有振動数は3.2Hz、5.2Hz、桁行方向の固有振動数は3.3Hz、4.7Hzであった。

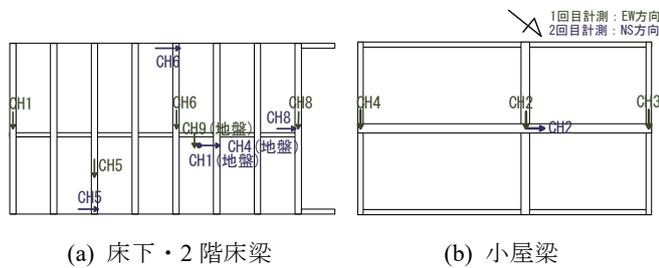


図3 常時微動計測における計測点配置

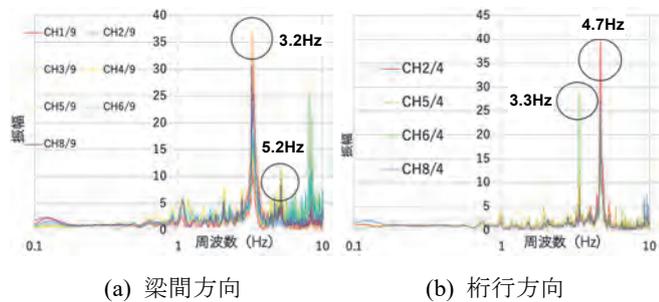


図4 フーリエスペクトル比

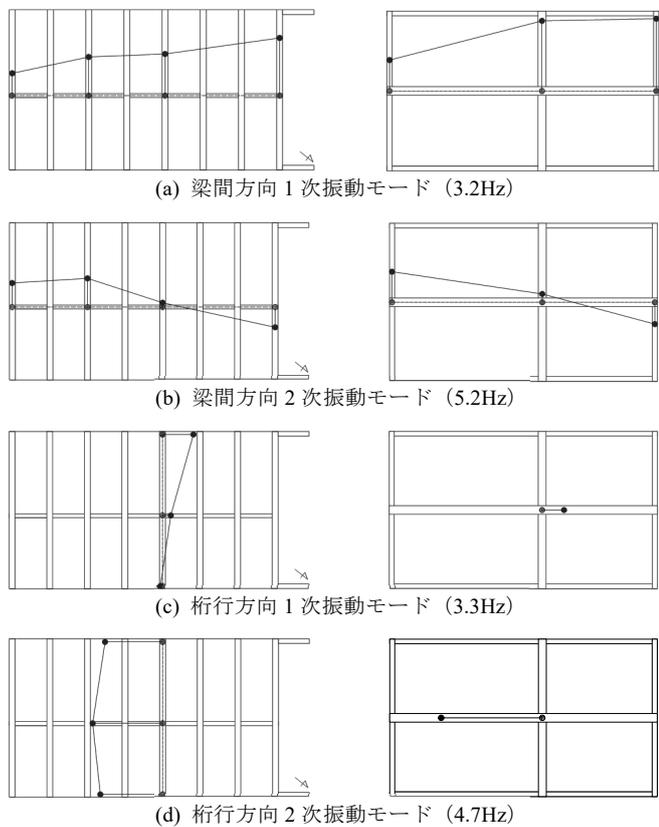


図5 振動モード形状

固有振動数の小さい順に1次、2次とし、振動モード形状を図5に示す。梁間方向の1次振動モードは、開口の多い入口側（北側）の振幅が大きい。桁行方向の1次は、損傷の大きい南面側の振幅が大きい。

2.3 耐震性評価

耐震性を検討する指標として、実測情報に基づき、限界耐力計算に基づいて算出したベースシア係数 C_b の推移を図6に、縮約1質点系応答値を図7に示す。また、喜多市は多雪地域であることを考慮し、重量計算において1mの積雪荷

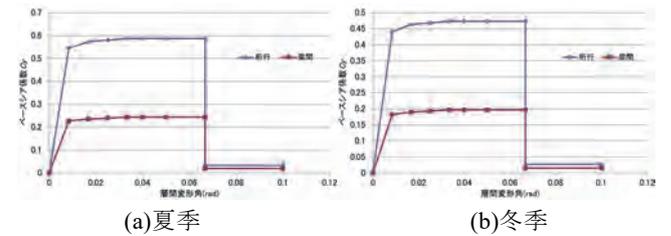


図6 降伏ベースシア係数の推移

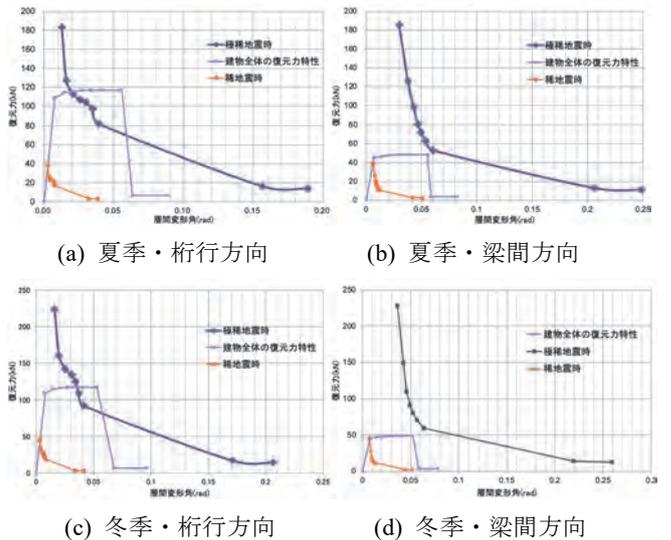


図7 縮約1質点系応答値

表1 計測値および評価値のまとめ

固有振動数 (Hz)	方向	1次	3.2	
		2次	5.2	
固有振動数 (Hz)	桁行	1次	3.3	
		2次	4.7	
降伏ベースシア係数 C_b	夏季	梁間	0.24	
		桁行	0.59	
	冬季	梁間	0.20	
		桁行	0.47	
応答変形角 (rad)	夏季	稀地震時	梁間	0.006
			桁行	0.003
		極稀地震時	梁間	倒壊
			桁行	0.0208
	冬季	稀地震時	梁間	0.0083
			桁行	0.003
		極稀地震時	梁間	倒壊
			桁行	0.0333

重を想定した冬季と、積雪荷重非考慮の夏季の2通りの比較検討を行った(表1)。夏季の降伏ベースシア係数は桁行方向が0.59、梁間方向が0.24、冬季は桁行方向が0.47、梁間方向が0.20であった。縮約1質点系応答値より稀地震時は夏季・冬季ともに安全側にあるが、極稀地震時には夏季・冬季ともに梁間方向が倒壊すると推定される。

3. 壁要素試験体を用いた対角圧縮試験

前章の調査後の2020年10月にN邸の解体が行われたが、その際に壁の一部を切り出し、対角圧縮試験を行う^{4,5)}。

3.1 壁要素試験体

N邸の平均的な壁断面模式図を図8に示す。建物内側は真壁、外側は大壁となっている。壁全体の厚さは200mm程度であった。貫や木舞の材種や寸法は図中に示す。

切り出し後の要素試験体を写真2に示す。壁側面から躯体(貫・柱)を避けて500mm角で土壁を切り出す。計17体(東面6体、南面6体、西面5体、北面0体)を切り出すことができた。外壁面は砂壁仕上げで傷はほとんど見られず、内壁面は土の仕上げでひび割れが多く脆かった。断面は外側壁、木舞、内側壁、外壁の3層に分かれて見えた。本報では東面5体(N1~N4, N6)の結果を述べる。

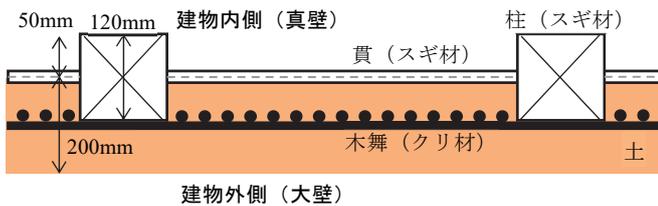


図8 N邸の平均的な壁断面模式図



写真2 切り出し後の要素試験体

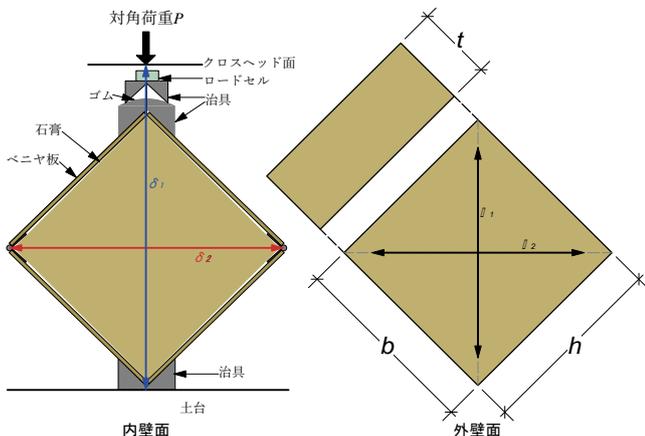


図9 加力システムと変位の計測位置

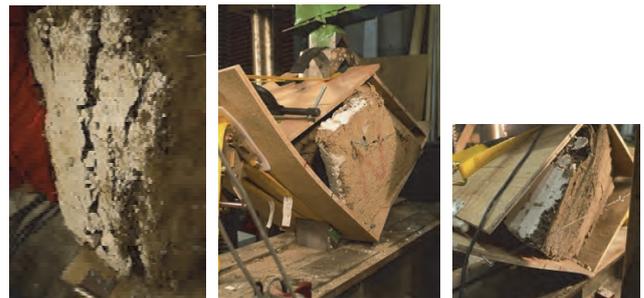
3.2 加力・計測方法

加力システムと変位計測位置を図9に示す。試験体を45度傾斜させてアムスラー型万能試験機に設置し、対角荷重Pを加える。切断面4辺には石膏を塗り、外枠としてベニヤ板を当てて崩れを防止する。上下に加力治具を設置し、紙面下向きに圧縮力を加える。圧縮荷重は、治具とクロスヘッドの間に挟んだロードセルで計測する。変位は、試験体の上下水平対角の変位を、外枠および土壁に直接設置したワイヤー変位計で測定した。加力は、試験体の初期上下対角長さに対する上下対角変位を変形率として制御する。

3.3 試験結果

1) 破壊性状

試験体N3を代表させ、破壊後の様子を写真3に示し、全試験体の外壁面(大壁)の破壊の進展を表2にまとめる。全試験体で小舞が振れたことに起因して、外壁側の層の剥離、内壁側の層の剥離が順に進行した。内壁面は変形率4%あたりから、外壁面は変形率約6%から小舞から剥がれ始めた。内壁面は13~15%で、外壁面は16%を超えて完全に剥離した。外壁面・内壁面に水平方向のひび割れが生じた。



(a)断面の剥離 (b)外壁面の剥離 (c)内壁面の剥離

写真3 壁試験体N3の破壊後の様子

表2 外壁面(大壁)の破壊の進展一覧

変形率	N1	N2	N3	N4	N6
3%		剥離開始			
4%					剥離開始
6%	剥離開始	ひび割れ			
7%			剥離開始	剥離開始	
10%		概ね剥離			
11%		ひび割れ	ひび割れ		
12%	概ね剥離				ひび割れ
14%			ひび割れ		
19%				概ね剥離	
20%				ひび割れ	
22%			概ね剥離		

2) 復元力特性

荷重-変形率関係を図10に、せん断応力度-せん断ひずみ度関係を図11に示す。外壁側、内壁側の順に剥離した。変形率6~10%で生じる外壁面の剥離に応じて、最大せん断応力は3.5~4.5N/mm²程度と得られ、最大せん断応力度は

0.025~0.045N/mm であった。最大荷重到達後に荷重が低下するが、再度耐力が回復する場合は、内壁面と小舞の層による抵抗力、もしくは、小舞の層のみによる抵抗力によると考えられる。剥落の進展に伴ってせん断力を負担する壁厚が順次低減することを踏まえると、3層（外壁層、内壁層と小舞の層）で抵抗しているときのせん断応力度よりも、2層（内壁層と小舞の層）で抵抗する時の方が高く、さらに、1層（小舞の層）のときの応力度が高いことがわかった。

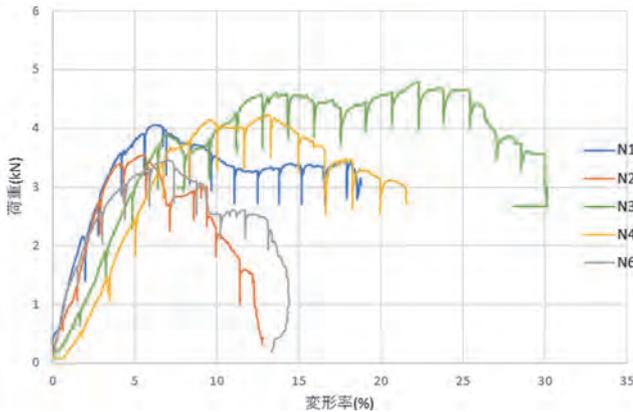


図 10 荷重－変形率関係

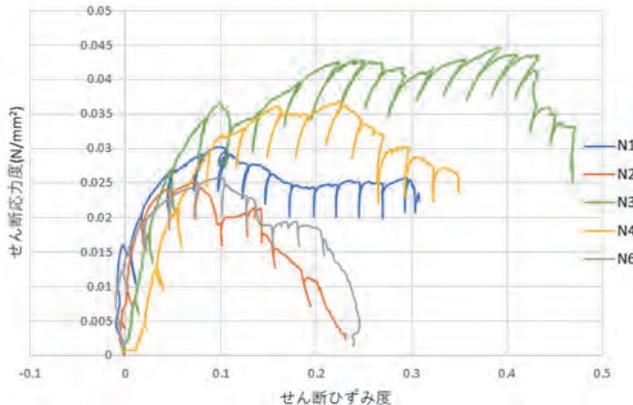


図 11 せん断応力度－せん断ひずみ度関係

4. 躯体から採取した木材の材料特性値

解体時の壁切り出しと同時に、躯体の木部材を採取し、その古材から切り出した試験片の曲げ試験を行う。

4.1 古材の採取と試験片の切り出し

採取した古材は、小屋裏の梁（梁 1,2）と桁（桁 1,2）、1階柱（柱 1）、2階柱（柱 2）、および、土台（土台 1,2）の 8 部

材である（表 3）。材種は、梁・桁・柱はスギ、土台はクリで、大工へのヒアリングから、福島県産と推定される。部材は建築当時のもので桁 2 には蟻害が見られた。含水率は 20~25%程度が平均的であったが、30%に近い部材も見られた。

これらの古材から試験片を計 32 本切り出した。

4.2 試験・計測方法

JIS Z 2101 に準じて 4 点曲げ試験を行う。横臥した試験片の上下中央にひずみゲージを貼り付け、荷重とひずみの計測値より、曲げ強度及び曲げヤング係数を推定する。試験前に寸法と質量の計測を行い、密度を求める。

4.3 試験結果

試験結果を表 2 に示す。スギは曲げ強度が 6~9N/mm²程度で、ヤング係数が 11~15kN/mm²であった。蟻害が確認された桁 2 はヤング係数が低く、含水率も高い。クリは曲げ強度が 9N/mm²程度で、ヤング係数に差があった。土台 1 は土台 2 より含水率が高く、ヤング係数が低い。

5. まとめ

本報では、喜多方市の伝統的な土蔵造建造物の耐震性の評価基準の見直しに向けた知見を得るため、N 邸を対象として、建物の構造調査を実施し、切り出した壁要素に対する対角圧縮試験、および、古材の曲げ試験を行い、土蔵の耐震性の把握、大壁の破壊モードやせん断強度、および、木材の材料特性を把握した。

謝辞

本研究の一部は、松井角平記念財団 2019 年度研究助成（代表者：多幾山法子）の補助を受けた。また、喜多方市役所の皆様、福島県建築士会喜多方支部・加藤俊哉氏、ならびに、株式会社庚塚公務所・庚塚俊恵氏より多大なご協力を頂いた。

参考文献

- 1) 木造軸組構法建物の耐震設計マニュアル編集委員会：伝統構法を生かす木造耐震設計マニュアル-限界耐力計算による耐震設計・耐震補強設計法，学芸出版社，2004.3.
- 2) 藤井文雲，千野詠子，扇野智弘，船津寛子，多幾山法子：喜多方市小田付における伝統的土蔵造建物の構造調査と土壁剥落を仮定した耐震性検討，日本建築学会関東支部研究報告集，91(I)，pp.401-404，2021.3.
- 3) 文化庁：伝統建造物群保存地区 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/>，(2020 年 12 月 1 日参照)
- 4) 小池奨，陳昕岩，多幾山法子：静的加力実験に基づく硬質ウレタンフォームを充填した木造平面壁の力学特性の解明，日本建築学会関東支部研究報告集，2020.3.
- 5) 諏訪愛，大楠海加，角崎康太，田才晃，高島健史，中村亮太：ALC ブロックを用いた組積体の材料特性と組積壁の面内せん断性状に関する実験的研究 その 2:プリズム圧縮試験及びプリズムせん断試験，日本建築学会大会学術講演梗概集，2015.9.

表 3 古材より切り出した木材試験片の曲げ試験結果

部材名	梁 1	梁 2	桁 1	桁 2	柱 1	柱 2	土台 1	土台 2
密度 (×10 ³ kg/m ³)	0.437603	0.521823	0.431664	0.485793	0.509721	0.421531	0.656815	0.525924
曲げ強度 (×10 ³ N/mm ²)	0.08689	0.090288	0.069769	0.078163	0.082927	0.064208	0.089813	0.087827
ヤング係数 (×10 ³ N/mm ²)	11.76593	15.10545	14.79111	9.112187	11.29174	12.51566	11.45716	15.19966
搬入時の含水率 (%)	20.4	25.2	20.9	28.5	21.2	24.2	34	14
材種	スギ						クリ	

壁土の水合わせ期間最適化に関する基礎的研究
(2019年度松井角平記念財団助成研究)

京都府立大学大学院
田淵敦士

1. はじめに

伝統的な土壁においては土、藁および水を混ぜたのち、適当な期間寝かせておく水合わせと呼ばれる手法が用いられていた。水合わせをすることで、施工性や力学的特性を向上させる目的がある。経験的に夏季3～4ヶ月とも言われ、ある程度の高湿多湿な環境で寝かせることが想定されている。本研究では京都の夏(8月)を想定した温湿度において、京都産の荒壁土が水合わせによって強度的な変化を起こす過程を実験的に明らかにすることを目的とする。

2. 実験のパラメータ

供試体作製に際して、表1に示す水土比と水合わせ期間を変数とした。

表1. 実験パラメータ

水土比 (W/M)	荒壁土の重量 (M) に対する水重量 (W) の割合で、40%から25%まで5%刻みで4段階 (40%, 35%, 30%, 25%) を設定した。
水合わせ条件	荒壁土、水および藁スサを混合してから一定の温湿度条件で静置し、型枠に詰めるまでの期間で、京都市の8月を想定して29°C、湿度66%とした。これは京都地方気象台で観測された8月の平均気温と平均湿度について2011年から2020年までの平均をとったものである。期間は0日、7日、14日、21日および28日の5段階を設定した。

藁スサは荒壁土の重量(M)に対して0.45%となるようにした。これは土塗壁の壁倍率を規定した建設省告示第1100号(以下、告示)を参考に決めたものである。告示では荒壁土100リットルに対して藁スサを0.4kg以上0.6kg以下で混合するとある。今回の実験ではプラスチック製のバケツ(容量10リットル)を用いて供試材料である荒壁土の見かけの密度を測定したところ約1.2g/mm³であった。そのため荒壁土の重量(M)に対して0.45%となるように藁スサの重量を測定して混合すれば告示同等の荒壁土になると判断した。本研究における荒壁土、藁スサならびに水の重量を表2に示す。

また、荒壁土のみの特性を明らかにするために、藁スサを混合しない供試体を水土比毎に作製した。この供試体は水合わせ期間を0日とした。

表2. 荒壁土圧縮試験供試体の調合

荒壁土重量(kg)	藁スサ(g)	水重量 (kg)			
		水土比25%	水土比30%	水土比35%	水土比40%
8.0	36	2.0	2.4	2.8	3.2

3. 供試体作製方法

以下の手順で供試体の作製を行った。

1) 荒壁土と藁スサの乾燥

実験に使用する荒壁土と藁スサをステンレス製の容器に入れ、105°Cに設定したオーブンをを用いて全乾状態にした。ここでの全乾状態とは6時間ごとに測定した質量の差が供試材（土または藁）の質量の0.1%以下の状態にあることとした。

2) 荒壁土の養生と藁スサの混合

乾燥した荒壁土は重量を測定したのち、プラスチック容器に移し所定の水土比になるように水を入れて24時間程度静置した。その後、水土比の微調整を行ったあと、所定重量の藁スサを混合した。図1に荒壁土、藁スサならびに水を混合したのちの状態を示す。

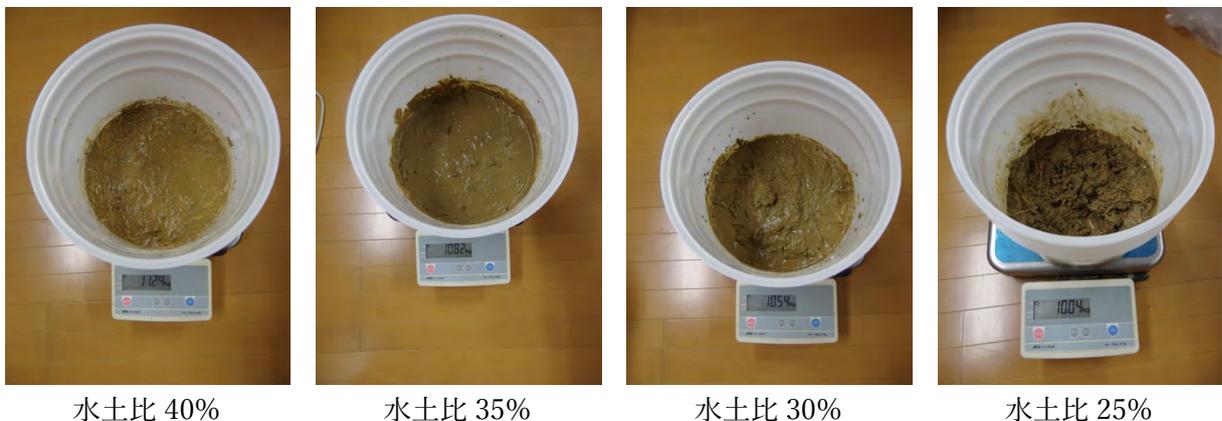


図1. 各水土比における藁スサ混合直後の様子

3) 水合わせ

温度29°C、相対湿度66%に設定した恒温恒湿機（espec PR-4KPH）に上記の混合した土を静置した。水合わせ期間中は概ね1日ごとに重量測定を行い、減少した重量分の水を補充した。なお、かき混ぜ等の作業は行っていない。

4) 型枠充填

水合わせ期間が終了したものについて、重量の確認を行った上で型枠に充填した。型枠の形状はJIS A 1132（コンクリート強度試験用供試体の作り方）に準拠し、直径

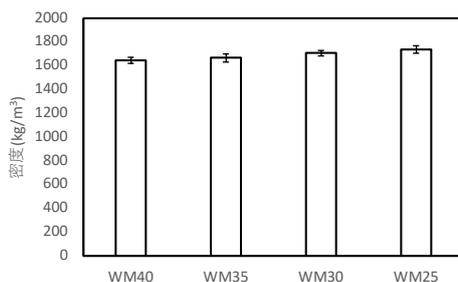


図2. 各水土比における供試体密度



図3. 圧縮試験のセットアップ概要

100mm、高さ 200mm の円柱状のものとした。

5) 供試体養生

型枠に充填した壁土は 40°C に設定したオーブンに 5 日程度入れ脱型が出来る程度の硬さまで乾燥させた。脱型後さらに 2 日程度 40°C のオーブン中で乾燥させたのち 105°C で重量変化がなくなるまで乾燥させた。この乾燥後に測定した重量および体積から算出した供試体の密度を水土比毎に図 2 に示す。水土比が小さくなると目視で確認出来る程度の空隙もあったが、密度を算出するのに用いた体積にはこれらの空隙の影響は含んでいない。それでも水土比が小さくなる、つまり水が少なくなるにつれて密度が大きくなる結果となった。

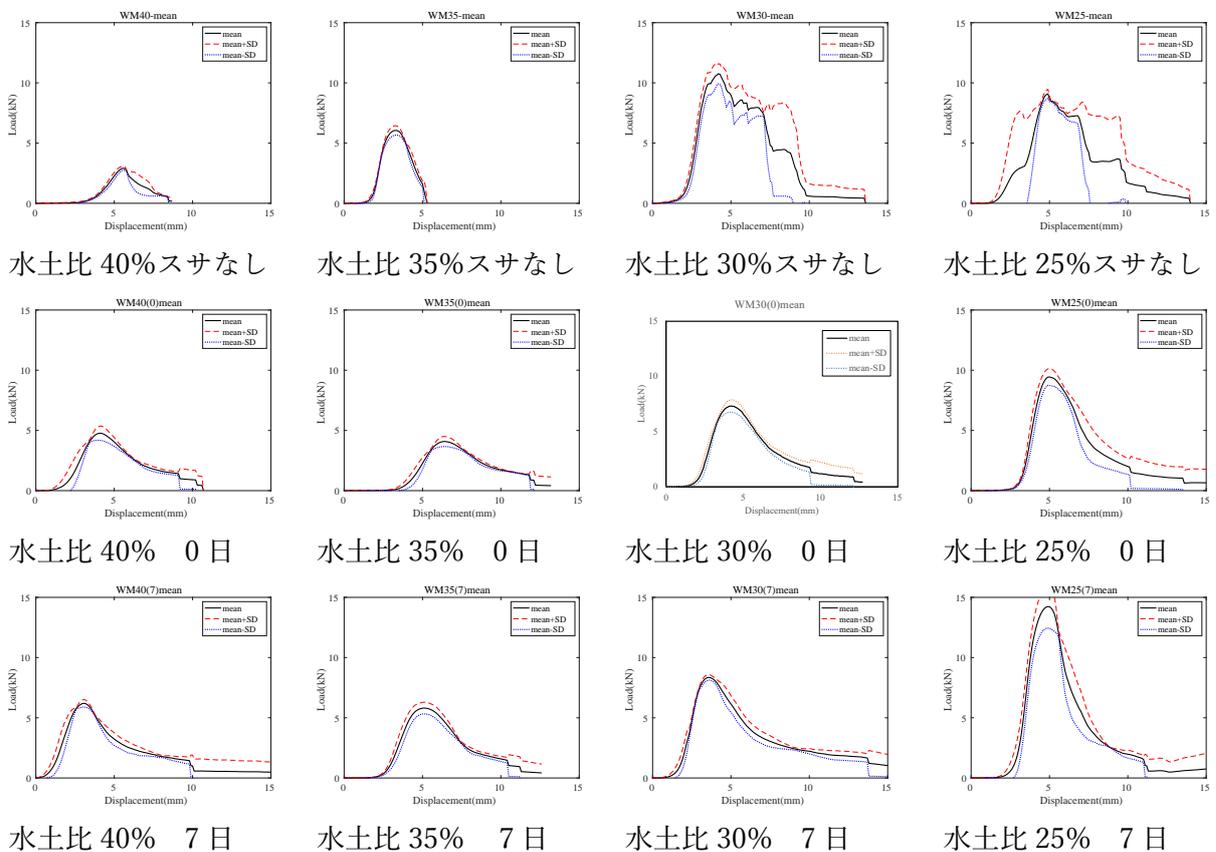
4. 圧縮試験

4.1 試験方法

圧縮試験は万能試験機を用いて行った。供試体の上にコンクリート圧縮試験用のアンボンドキャッピングを載せ、載荷速度 1mm/min にて供試体が破壊にいたるまで載荷した。このとき載荷台への反力を荷重として、また載荷台とクロスヘッドとの相対距離の変化を変位として計測した。図 3 に圧縮試験供試体を万能試験機載荷台に載せたときのセットアップの様子を示す。

4.2 試験結果

荷重-変位関係を図 4 に示す。ここで示すグラフは、3 体の圧縮試験結果に対して、最大荷重を発生した際の変位を一致させた後、荷重の平均値をとったものである。同時に標準偏差を求め、平均値±標準偏差の関係もあわせてグラフ化した。



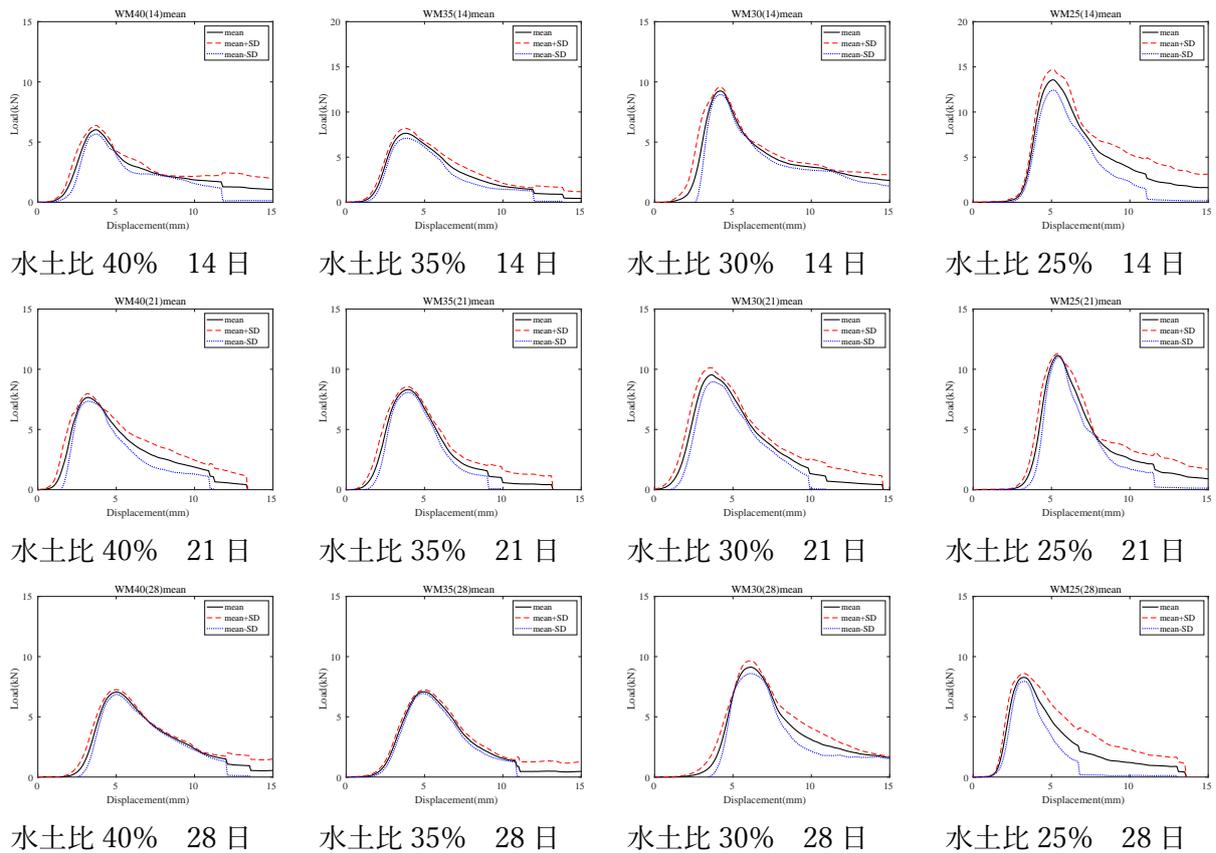


図 4. 平均化した荷重—変位関係

藁スサを混合していない供試体、特に水土比の小さなものは荷重—変位関係が不安定なまま推移した。水土比が 30%と 25%のものは最大荷重後に荷重が低下したのち、さらに上昇したり下降したりを繰り返しながら破壊にいたった。藁スサを混合している供試体は初期すべりを経て滑らかに荷重が上昇し、最大荷重後も滑らかな荷重低下の傾向を示した。

各水合わせ期間において、概ね水土比が小さくなると最大荷重が大きくなる傾向があった。

一方で荷重—変位関係の概形的な特徴には水合わせ期間の顕著な特徴はなかったが、水土比が大きな 40%と 35%のものについては、水合わせ期間が長くなると最大荷重がやや大きくなる傾向が見てとれた。このことは水合わせ期間に関係なく、藁スサが適正量混合されていれば、最大荷重到達後も滑らかな変形特性を有していることを示している。

5. 剛性と圧縮強度

各圧縮試験の結果として得られた荷重—変位関係から剛性と圧縮強度を求めた。剛性は最大荷重の 10%と 40%となる荷重—変位関係図上の点を結んだ直線の傾きとし、圧縮強度は最大荷重を供試体断面積で除した値とした。また密度は圧縮試験の載荷前に計測した供試体重量を供試体の体積で



水土比 40% 14日 水土比 30% 14日
図 5. 圧縮破壊の例

除して求めた。図 6 に剛性、圧縮強度および密度のそれぞれの関係を示す。いずれも正の相関があり、決定係数が 0.51~0.76 と高い相関を示すことが分かった。

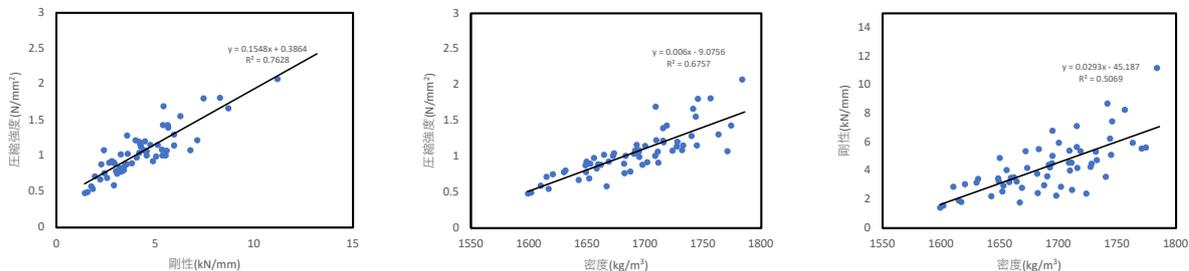
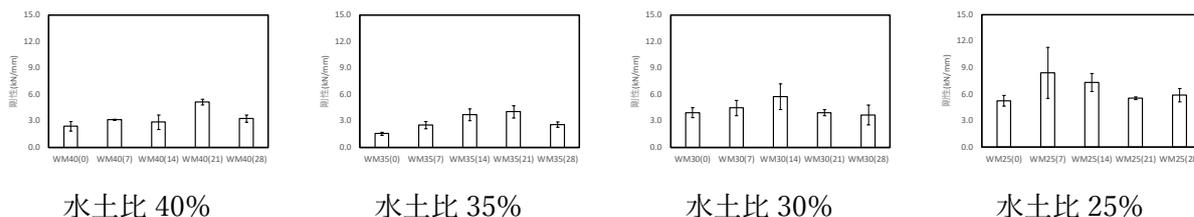


図 6. 剛性、圧縮強度および密度の関係

次に各水土比における水合わせ期間別の剛性および圧縮強度の平均値を図 7 と 8 に示す。いずれの水土比についても水合わせ期間 7 日~21 日の間に剛性および圧縮強度ともにピークがある。また水土比が小さくなるにつれて、剛性および圧縮強度ともに上昇する傾向がみとれる。



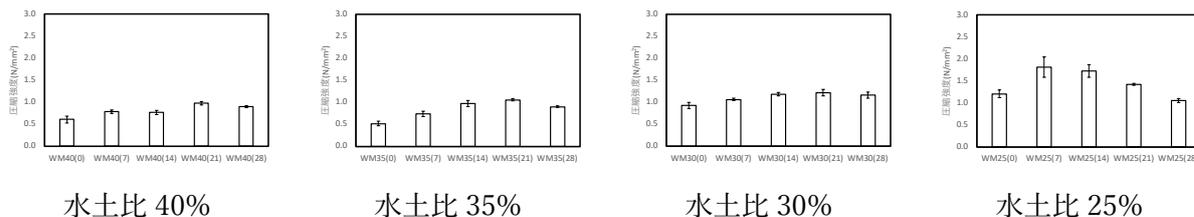
水土比 40%

水土比 35%

水土比 30%

水土比 25%

図 7. 各水土比における水合わせ期間別の剛性



水土比 40%

水土比 35%

水土比 30%

水土比 25%

図 8. 各水土比における水合わせ期間別の圧縮強度

6. まとめ

伝統的な荒壁土の水合わせにおいて、藁スサの混合有無、混合する水の量（水土比）ならびに京都の 8 月を想定した温湿度条件において圧縮実験を行ったところ、次のことが分かった。本研究においては圧縮性能のみに関しての結果であり、曲げ性能やせん断性能などの他の力学的特性についても検証する必要がある。また、本研究では水土比は水合わせ期間中も同程度に保ち途中の練り混ぜを行わないという条件で実施した、水合わせ期間中の適切な水土比や練り混ぜのタイミング、あるいは藁スサ追加の是非などについても検証が必要である。

1. 藁スサを混合することで強度の発現ならびに低下の過程において安定した破壊に至る。

2. 破壊の仕方に水土比ならびに水合わせ期間の影響は現れなかった。
3. 水土比を小さくすると密度が大きくなり、剛性および圧縮強度ともに大きくなる。
4. 剛性と圧縮強度の間には高い相関があり、密度と剛性および密度と圧縮強度の間にも高い相関があった。
5. いずれの水土比においても水合わせ期間を長く取ることによって剛性や圧縮強度の力学的性能が必ずしも向上するわけではないが、藁スサを追加する適切なタイミングを判断するデータにはなり得る。

歴史的建築物の活用からみた建築基準法適用除外の現状と課題

豊島 祐樹

1. はじめに

現在、日本において地域の魅力を引き出すために歴史的建築物を歴史的資源として再生や活用する気運が高まっている。しかし、歴史的建築物は現在運用されている建築基準法に適合していない既存不適格建築物といえるため、改修や用途変更等を行う際には、建築法規をクリアすることがハードルとなる場合が少なくない。建築基準法第3条により、国宝、重要文化財等に指定された歴史的建築物は自動的に建築基準法が適用除外とされるが、その他の歴史的建築物が適用除外されるには、前提として自治体が建築基準法第3条第1項第3号に規定された条例（以下、適用除外条例）を定める必要がある。その上で、条例に基づき、現状変更の規制及び保存のための措置が講じられ、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定した建物については、建築基準法が適用除外される。2018年に国土交通省が適用除外条例整備のガイドライン¹⁾を公開し自治体が条例を整備しやすくしているが、現在、適用除外条例を整備・運用している自治体数や適用除外の実績数は限られている。

以下に適用除外条例に関連する既往研究を示す。八木ら（2016）は横浜市指定文化財日露亜銀行横浜支店を事例とし、適用除外条例による適用除外を受ける際の手続きを設計者の立場から報告している。文化財指定、建築審査会の同意、安全確認の方法について課題と対策を述べている²⁾。上北（2017）は京都市の適用除外条例の仕組みや運用について、適用除外された具体的な事例をあげながら、保存調査を行うためにかなりの費用がかかること、震度6強の地震に耐える耐震補強を行うと改修費用が高くなることをえないうこと、改修によって税負担が増加すること、などの課題をあげている³⁾。阿部ら（2020）は適用除外条例による建築基準法適用除外の実績が多い京都市を対象として、条例制定の経緯と普及啓発活動について文献調査やヒアリング調査によって明らかにしている。京都市の建物の保存活用の基盤が整った理由として、市民・専門家・行政が関わる組織の存在と活動の拡大、悉皆調査による建物の減少状況の把握、京都市による専門家への条例の積極的な普及活動、市民や専門家のネットワークの存在をあげている⁴⁾。

これらの既往研究は、適用除外条例の運用に関する特定の自治体・建物の事例を扱ったものがみられる程度で、適用除外条例について広く国内の自治体を対象として調査・分析を行った研究は見られない。そこで本研究では、徐々に全国で整備がされつつある適用除外条例について、条例整備済の自治体に広く調査を行い、条例整備済の自治体における条例の内容とその運用や実績について現状と課題を明らかにし、保存・活用の促進を考察することを目的とする。

2. 研究の方法

2.1 研究の方法の概要

研究の方法として、まず、文献調査として歴史的建築物に関わる

法制度や各自治体の適用除外条例についての文献を収集・整理し、分析を行う。次に、適用除外条例の整備済自治体に対しアンケート調査を行い、適用除外条例の整備や運用について明らかにする。その上で、一部の自治体に対してヒアリング調査を行い、適用除外条例に関するより詳しい現状や課題を明らかにする。

2.2 文献調査

2018年に国土交通省が公開した適用除外条例整備のガイドラインを用い、大まかに適用除外条例の仕組みや整備状況、運用を把握する。次に各自治体の適用除外条例の条文を用いて比較・分析を行い、自治体ごとの条例の違いや運用の違いについて明らかにする。

2.3 自治体へのアンケート調査

条例整備済の自治体に対し、2020年8月～9月にかけて、資料により把握した18の自治体へ郵送とメールでアンケートの依頼を行い、17（94%）の自治体から回答を得た。

2.4 自治体へのヒアリング調査

アンケート調査を行った自治体のうち、一部の自治体に対してヒアリング調査を行った。適用除外条例による適用除外の実績建物が多く先進的な京都市、景観条例の改正によって条例整備を行った横浜市、京都市を参考に条例の新規制定で整備を行った金沢市を対象とした。自治体ごとに都合の良い方法を確認し、2020年8月～11月に遠隔会議システム、電話、対面でそれぞれ調査を行った。

3. 歴史的建築物に関する法制度

3.1 歴史的建築物を改修・活用する際の選択肢

歴史的建築物を改修・活用する際の選択肢は、大きく以下の3つがあげられる。①一定規模以上の用途変更、増改築、大規模の修繕・大規模の模様替えを実施し、現行法規に合わせる。②大規模の修繕・模様替えにならない範囲で工事を行う。③歴史的建築物への建築基準法適用除外の特例を用いる。

上記①の現行法規に合わせて確認申請が必要なケースを細かくみると、主に以下の3つがあげられる。①延べ床面積200㎡を超える特殊建築物への用途変更を行う。②防火・準防火地域での増築、もしくはそれ以外の地域で10㎡を超える増築を行う。③1号～3号建築物の大規模の修繕や大規模の模様替えを行う。

3.2 歴史的建築物の保存・活用に関わる法改正

近年、歴史的建築物の保存・活用を後押しするような法改正が行われている。例を以下に記す。

歴史的建築物の保存のため、解体せずに移動する曳家の手法がとられることがある。曳家の敷地外への移動について、従来は新築または増築扱いであったが、敷地外へ移動する場合でも既存不適格のまま移動が可能になった。従来は新築または増築扱いの場合、法への適合が求められ、費用が多くなったり歴史的価値が損なわれたりと活用希望者の負担が大きかった。

用途変更による他用途への転用について、従来は 100 ㎡以下の建築確認手続きが不要であったが、改正後は 200 ㎡以下の建築確認手続きが不要になったため、活用希望者の負担が軽減された。ただし、建築確認手続きが不要になった場合でも法への適合は必要である。

4. 各自治体における適用除外条例の整備状況と実績数

資料や調査により把握できた 18 の自治体の適用除外条例について、自治体名、制定年月、施行年月、条例の整備方法、2020 年 7 月時点での適用除外実績数について表 1 に示す。

条例の整備方法は、既存条例の改正を行う方法と条例の新規制定を行う方法の大きく 2 つがある。既存条例の改正による整備は、2007 年に萩市が伝建条例の改正により初めて行い、条例の新規制定による整備は、2012 年に京都市が初めて行った。既存条例の改正による整備が 5 (28%)、条例の新規制定による整備が 13 (72%) で、条例の新規制定による整備の方が多く、特に近年でその傾向が強いことがわかる。アンケート調査では、既存条例の改正で整備を行った理由として「既存の指定制度の規定を活用するスキーム」「条例の検討が容易だから」「主に参考にした自治体と同じ方法」等があげられた。一方で条例の新規制定による整備を行った理由として、「対象となる建物を広く捉えられるため」「自由度が高いから」「主に参考にした自治体と同じ方法」等があげられた。回答から、条例の目的や対象建物から、条例の整備方法を判断していると考えられる。

2020 年 7 月時点での適用除外実績数は、京都市が 17 件で最も多く、その他は 0~3 件にとどまり、全国的にみて実績はまだ少ない状況であるといえる。

表 1 適用除外条例の一覧

No.	自治体名	制定年月	施行年月	条例の整備方法	実績
1	萩市	2007.3	2007.4	既存条例の改正	2
2	神戸市	2010.12	2011.1	既存条例の改正	2
3	京都市	2012.3	2012.4	条例の新規制定	17
4	兵庫県	2013.3	2013.10	既存条例の改正	1
5	横浜市	2013.12	2014.7	既存条例の改正	2
6	福岡市	2015.3	2015.4	条例の新規制定	3
7	川越市	2016.3	2016.10	条例の新規制定	0
8	鎌倉市	2016.10	2016.10	条例の新規制定	0
9	富岡市	2017.4	2017.4	条例の新規制定	1
10	豊岡市	2017.4	2017.4	条例の新規制定	0
11	津山市	2017.6	2017.10	条例の新規制定	1
12	箱根町	2017.12	2017.12	既存条例の改正	1
13	藤沢市	2018.6	2019.4	条例の新規制定	0
14	佐倉市	2019.3	2019.4	条例の新規制定	0
15	喜多方市	2019.3	2019.4	条例の新規制定	0
16	金沢市	2019.3	2019.10	条例の新規制定	0
17	奈良市	2019.10	2020.4	条例の新規制定	0
18	熊本市	2020.6	2020.6	条例の新規制定	0

5. 適用除外条例の条文や基本情報の比較

各自治体の適用除外条例の条文を収集し、条文記載事項について整理を行った。合わせて特定行政庁か否か、条例整備方法等の関連情報について整理を行った。

18 自治体のうち 14 自治体は特定行政庁で、4 自治体は非特定行政庁（限定特定行政庁を含む）である。特定行政庁は、建築主事を置く地方公共団体の長をいう。特定行政庁か否かで適用除外条例の制定プロセスが異なる。具体的には、条例の検討初期段階において、特定行政庁の場合は庁内のみ調整に対し、非特定行政庁の場合は、庁外との調整が必須となるため、調整に時間がかかることが考えられる。

対象建物については、多い順に「文化財保護法による国の登録有形文化財」「その他市長・町長が指定する（認める）建物」がそれぞれ 14 自治体、「景観重要建造物」が 12 自治体、「景観条例やその他の条例で規定された建物」が 9 自治体、「自治体による指定・登録文化財」が 8 自治体、「歴史的風致形成建造物」が 6 自治体、「伝建条例による伝統的建造物」が 5 自治体となっている。対象建物は複数設定されることも多く、自治体によって組み合わせが違う。

保存活用計画の作成主体については、「所有者等」が 16 自治体、「市長」が 2 自治体で、作成主体は「所有者等」である場合が多い。作成主体が「市長」の 2 自治体はどちらも景観条例の改正による条例整備を行った自治体である。

保存活用計画への記載事項については、多い順に「その他必要な事項」が 15 自治体、「工事の内容」「安全性」「維持管理」がそれぞれ 13 自治体、「名称・概要」が 11 自治体、「所有者の氏名・住所」が 10 自治体、「敷地の所在・用途地域」が 3 自治体、「目標・方針」「現状変更の規制及び保存のための措置に関する事項」がそれぞれ 2 自治体であった。3 自治体については、条文中に保存活用計画への記載事項について記述が無かった。

対象建物の登録にあたっての意見聴取について、「義務」が 14 自治体、「任意」が 1 自治体、特に記述無しが 3 自治体であった。意見聴取で聴く相手については、「建築審査会」「専門委員会・審議会」がそれぞれ 8 自治体と分かれた。

各自治体の適用除外条例に関連する部局については、「建築基準法関連部局」が 8 自治体、「景観関連部局」が 9 自治体、「文化財関連部局」が 11 自治体、「歴史的建築物専門部局」が 2 自治体、「その他」が 2 自治体、「不明」が 4 自治体であった。「歴史的建築物専門部局」が関わっているのは京都市と金沢市のみであり、専門部局を設けるハードルの高さがうかがえる。単独の部局が関わるのは 4 自治体にとどまり、10 自治体は複数の部局が連携して適用除外条例の運用に関わっている。

6. アンケート結果からみた条例整備済自治体の状況

17 自治体へのアンケート結果の概要を以下に記す。

6.1 条例整備の理由、検討期間

条例整備の主な理由としては、「歴史的建築物の保全活用や歴史まちづくりの気運の高まりがあった」が 5 自治体、「歴史的建築物の空き家化、滅失が進行していた」が 4 自治体、「建築基準法との関係で、歴史的建築物の利活用を断念するような経験があった」が 2 自治体、「条例の制度を使って活用したい具体的な歴史的建築物があった」が 2 自治体、「その他」が 4 自治体と理由は多岐にわたる。「その他」の内容としては、「地域の景観形成に重要な役割を果たしている建造物が、地域のまちづくりに貢献するべく、その積極的な活用が求められていたため」「市内の歴史的建築物の保存等について条例制定の必要性を感じていたところ、国から条例制定に関するガイドラインが示されたため」「既存条例（伝建条例）を改正して、伝統的建造物を適用除外の対象とすることを目指した」「建築基準法がネックになっている歴史的建築物があり、自治協議会長他団体から条例制定の要請書が提出された」と具体的な回答が得られた。

条例整備の検討期間は、1~6 年と幅広く回答が得られたが、既存条例の改正で整備を行った自治体は 1~2 年と検討期間が短い。

6.2 適用除外の実績建物の基本情報

適用除外を受けた建物の構造種別（主構造）は、「木造」21件、「鉄筋コンクリート造」6件、「組積造」1件、「木造＋鉄骨造」1件となっており、実績の多くが木造である。

適用除外を受けた建物の建築年代は、「江戸期以前」が7件、「明治期」が7件、「大正期」が8件、「昭和期」が7件と年代は幅広い。

適用除外を受けた建物の延床面積は、「100㎡未満」が3件、「100㎡以上 200㎡未満」が5件、「200㎡以上 500㎡未満」が7件、「500㎡以上」が14件で、比較的大きな面積の建物が多い。

適用除外を受けた建物について当時の建築基準法で困難であった建築行為は、「増築」19件、「用途変更」16件、「大規模修繕・模様替」7件、「移転」2件、「改築」2件、「解体後に再築」1件である。

6.3 適用除外のプロセスに要する期間

事前相談に要する平均的な期間は2～18ヶ月と幅広い回答があり、全自治体を平均すると6ヶ月程度であった。手続きに要する平均的な期間についても2～36ヶ月と幅広い回答があり、全自治体を平均すると7ヶ月程度であった。事前相談と手続きに要する期間を合わせると、平均13ヶ月程度かかることになり、適用除外を受けるためには時間的な余裕が必要となる。

6.4 包括同意基準の策定・検討状況

個別の審議を経ることなく同意を得て適用除外指定を行うための技術的基準である「包括同意基準」の策定・検討状況については、「策定済」が1自治体、「策定を検討中」が1自治体、「過去に策定を検討したが、策定していない」が1自治体、「策定を検討したことはなく、今後も検討予定はない」が14自治体であった。

「包括同意基準」を策定・検討したことのある3自治体の「包括同意基準」を検討した主な理由は、「建築審査会による包括的な同意を事前に得ていることで、時間を短縮することができるため」が2自治体、「適用除外の措置を受けるにあたって、対象建築物が満たすべき基準を事前に把握できるため」が1自治体であった。また、包括同意基準の検討で感じた難しさについては3自治体とも「実務で活用できる基準とすること」という回答があげられた。

「包括同意基準」を検討したことが無い14自治体に検討していない理由について聞いたところ、「建物の個性が高いため」「適用件数があまり多くないと想定しているため」がそれぞれ6自治体、「県との協議によるため」が2自治体であった。

6.5 保存活用計画に関わる専門家

保存活用計画の策定に関わる専門家について、「建築士」「大学教員・研究者等の学識経験者」「ヘリテージマネージャー」「改修工事を行う建築技術者」の順で関わる人が多いと回答があった。

6.6 歴史的建築物に関わる部署、職員

各自治体内の歴史的建築物に関わる部署数は1～4、職員数は3～62名で平均22名、技術系職員（技術職）数は2～35名で平均11名となっている。歴史的建築物の数や分布、歴史的建築物の保存・活用の方針によって必要な職員数は大きく異なると考えられる。

6.7 歴史的建築物の件数

自治体内における歴史的建築物のおおよその件数について、歴史的建築物の定義は各自治体で異なるため、件数の他、「カウントした建物の基準」を記載してもらった。例えば、「登録有形文化財」「景観重要建造物」などである。各自治体の歴史的建築物のおおよその

件数は、10～7,000件と自治体によって大きく異なる結果となった。一番件数の多い金沢市は、「金澤町家」と呼ばれる市内中心部に広く分布する昭和25年以前に建てられた木造建築物を対象としている。

6.8 歴史的建築物の需要と改修・活用の状況

自治体内における歴史的建築物の需要と改修・活用の状況について、「需要は高く、改修・活用が進んでいる」が5自治体、「需要は高いが、改修・活用があまり進んでいない」が6自治体、「需要は低く、改修・活用があまり進んでいない」が5自治体であった。条例整備済であっても歴史的建築物の需要と改修・活用の状況は自治体によって様々であることがわかった。

6.9 適用除外条例に関する自由記述より

これまで実績が無い自治体からは「手続きに要する期間の目安や、法適合させる又は代替措置を求める規定などの事例を蓄積したい」「用途変更の対象が200㎡以上に改正されるなどの背景もあり、民間所有の歴史的建築物では建築確認の対象とならない範囲での改修・活用事例が多数生じている状況であり、様々な手法があって良いと考える」などの記述があった。

実績がある自治体からは「建築基準法の緩和を受けるための手続きは煩雑であり時間も要する。保存活用計画を策定しなければならず、民間の個人が作成することは困難なため、活用されることがほとんどない。他都市で積極的な活用がなされているところのような措置を取られているのか知りたい」「市有施設の活用を当初目的としていたため、罰則規定については設けていない。今後の更なる活用のためには運用規定の見直しも考えたい」などの記述があった。

6.10 箱根町のケース

4階建ての大規模木造を含む「富士屋ホテル（図1）」の適用除外の事例をもつ箱根町から、県との役割分担や適用除外のプロセス、今後の課題など詳細に記述いただいたので、参考に引用したい。

箱根町は特定行政庁ではなく、最終的に特定行政庁である神奈川県による。そのため条例制定（改正）にあたって両方で協議した結果、両者の役割、事務の流れは以下のとおりとした。

- ①箱根町は指定物件以外の建造物に現状変更規制と保存のための措置を義務づけるため、条例で対象物件を登録し、法的な網をかけ、改修等が文化財的価値に問題ないよう事業者が作成した保存活用計画を審査、同意する。
- ②適用除外の申請を受けた神奈川県は、町が同意した保存活用計画を尊重しつつ、耐震上、防災上の安全を確保できるような仕様を協議し、建築審査会の同意を得て指定する。

特定行政庁以外の自治体による前例のない試みだったため、今度の課題も多いと思われる。

例えば今回、一連の事務を経験したところでは、やはり残すべき文化財的価値と安全性を確保するための仕様に関する協議（代替措置等）が思ったより時間を要したこと、そして今回は大規模宿泊施設という条件だったためさらに安全性確保にかなり力点が置かれた仕様が求められた結果となった。

箱根の場合は、こうした大規模木造建築物（特に宿泊施設）

が多いため、同様の対応が、改修費用の問題も含め各施設で理解をいただけるかどうか、今後この制度を進めていく上で大きな課題となるように感じた。

以上の箱根町の事例は、非特定行政庁であることや大規模木造建築物の宿泊施設であることから、貴重な先行事例であり、地域内はもちろん、同様の課題を持つ他の地域の参考になると考えられる。



図1 富士屋ホテル メインダイニングルーム・ザ・フジヤ

7. ヒアリング調査からみた適用除外条例の状況

7.1 京都市へのヒアリング調査結果の概要

京都市では、役所内でプロジェクトチームを立ち上げ、2009年に内部用資料として「京町家に係る法規制の合理化に関する調査研究」を作成した。この内容の一部が現在「京町家できること集⁵⁾」として公開されている。改修・活用する際に「急勾配の階段を現行の規定に適合する階段に取り替え」や「屋根瓦や野地板の全面的な葺き替え」を行っても建築基準法の遡及適用を受けないとしている。

条例の整備方法は新規制度で、理由は当時京町家に関する条例が無かったこと、対象建物を広く設定したいことの2点である。

京都市の適用除外の実績が多い要因は、対象建物の絶対数が多いこと、適用除外を受けられる基準が明確化していることの2点である。条例整備当初は、対象建物を景観重要建造物や市指定・登録文化財の500件程度を想定していたが、包括同意基準を作成することで京町家約40,000件も対象となり得ることになった。包括同意基準によって設計者が案件ごとに判断しやすく設計者から所有者へ提案できることも実績が増える一因である。

京都市の運用の特徴として、専門に助言をしてもらいやすい体制をつくるため、「京都市構造基準適合性調査委員会」や「京都市歴史的建築物保存活用アドバイザー」を設けていることがあげられる。

適用除外の課題としては、耐震改修の義務があり、所有者の負担が大きいことがあげられた。この課題に対し、「安全性の確保等に関する指針」を用いて段階的改修を認め、負担の軽減を試みている。

代替措置の検討のプロセスについて、まずは「不適合の条項の洗い出し」と「価値の洗い出し」が重要である。また、行政側のスタンスとして、許認可ではなく、所有者・設計者と保存や活用に向けて一緒に考えるスタンスで協議をしている。代替措置の提案は設計者側からと行政側からの場合がある。

用途変更の確認申請不要の面積上限の緩和の影響については、設計者判断が増加し、相談件数が減少することで、これまでであった「用途変更の相談から増築もしたい」ケースが減ることが懸念される。

適用除外条例の周知については、現場見学会やシンポジウムの開催で設計者や不動産業者には周知できているので、今後は所有者や活用者へ周知して行きたいとのことであった。

他の自治体との条文の違いは、建築基準法と同程度の厳しい罰則を設けていること、所有者への登録証書の交付をしていること、定期的な状況調査と報告が必要なことなどがあげられた。

7.2 横浜市へのヒアリング調査結果の概要

横浜市では、主に神戸市を参考とし、京都市も参考にしながら、関連法に位置付けしやすい既存条例の改正の整備方法を選んだ。

条例の運用方法の特徴としては、指定にあたって横浜市都市美対策審議会の意見を聴取することがあげられた。

適用除外の課題として、費用面での補助がなく所有者のメリットがあまりないことがあげられ、実績2件は市が所有の建物である。

7.3 金沢市へのヒアリング調査結果の概要

金沢市では、条例を整備する際に実績が多く実際に条例を運用できている京都市を参考にしている。京都市の担当者に教えてもらい、将来の包括同意基準の策定を見据えて建築審査会の開催を任意にできるように条文を工夫している。

定期報告については川崎市を参考にし、提出の義務を明記せず「作成と保存」を求め、市長は必要に応じて「提出」を求める。住宅レベルで定期報告を求めるのは所有者も行政も負担になるためである。

条例の名称には「保存」「活用」などのキーワードを入れず「金沢市歴史的建築物の現状変更の規制及び保存のための措置に関する条例」とし、金沢市の既存の条例との差別化を図っている。

8. おわりに

本研究では、適用除外条例について広く各自治体の現状と課題を明らかにした。条例整備ガイドラインは示されているものの全国的に適用除外の実績は少なく、手探りの状態だといえる。各自治体が抱える課題は多様であるが、それぞれの工夫について理由まで含めて詳細に共有することが課題解決のために重要であると考えられる。

参考文献

- 1) 国土交通省住宅局建築指導課、歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン、2018-3
- 2) 八木真爾・境静也・松本大平、旧露亜銀行横浜支店の保存活用における建築基準法第3条1項第3号適用の実際、日本建築学会技術報告集、第50号、pp.351-354、2016-2
- 3) 上北恭史、特例措置による適法化 京都市条例とその運用、日本建築学会 歴史的な大規模木造宿泊施設の安全性能確保特別研究委員会、「歴史的価値を持つ大規模な木造宿泊施設の耐震的・防火的安全性を確保するための技術的・法的側面からの調査研究」所収、pp.141-149、2017-3
- 4) 阿部由香里・松井大輔・高橋彰、京都市における建築基準法第3条第1項第3号規定の条例制定経緯と普及啓発活動、日本建築学会計画系論文集、第85巻、第769号、pp.615-623、2020-3
- 5) 京都市都市計画局建築指導部、京町家できること集(令和3年改訂版)、2021-11

謝辞

本研究は松井角平記念財団の研究助成によって取りまとめることができました。また、自治体関係部署の皆様のご協力のおかげです。深く感謝いたします。

松井角平記念財団 2019 年度助成研究
「重文堀家住宅（賀名生皇居）の当初復元研究」研究成果報告書

中尾七重（山形大学理学部）、坂本稔（国立歴史民俗博物館）、箱崎真隆（国立歴史民俗博物館）、鈴木あるの（京都橋大学）、確田智子（大阪教育大学）、藤田盟児（奈良女子大学）、植松清志（大阪教育大学）、大野敏（横浜国立大学）

1. 重要文化財堀家住宅

国指定重要文化財堀家住宅（奈良県五條市西吉野町賀名生）は、現在日本に残る江戸時代以前の古民家 3 棟の一つであるが、棟札などの文字記録は無く、建築年代は不明である。堀氏は初代熊野別当長快が先祖で、承久の乱後、賀名生に土着した。堀信増は賀名生行宮時の後醍醐天皇と後村上天皇に尽くしたと伝わる。堀家住宅建設時の状況は不明である。水戸光圀の「大日本史」で堀家住宅が賀名生皇居に比定された。最古の日の丸の旗など南朝関連の宝物や天誅組関係の遺物が所蔵されている。

本助成研究は、松井角平記念財団 2018 年度助成研究「重要文化財堀家住宅の建築年代調査と当初復元」を進展させ、放射性炭素年代調査を進め、堀家住宅の変遷と当初、1 次改造、2 次改造のⅢ期にわたる変遷復元を行った。研究成果は、堀家総合調査研究会第 1 回研究報告会および日本文化財科学会第 38 回大会にて研究発表を行った。研究明パネルを作成し、堀家にて展示活用されている。

2. 試料採取および測定

2020 年 12 月 3 日は中尾・鈴木、2021 年 11 月 19 日は中尾が、重要文化財堀家住宅にて ¹⁴C 年代調査の試料採取を実施した。試料は 1 部材につき 2~3 ヶ所、各 5 年輪試料で 20~50mg 程度、日常損耗の範囲で採取した。堀 3（天井貫/保存材、再測定）、堀 10（小屋裏柱/保存材）、堀 11（柱は四/中二階）、堀 12（柱ほ四/中二階）、堀 13（根継柱ほ四/保存材）、堀 14（天井根太受/保存材）、堀 15（切断柱ほ五/中二階）、堀 16（柱ほ六/中二階）、堀 17（中二階床板/中二階）、堀 18（梁ろ通二-七）、堀 19（柱に五/中二階）について、各 1~3 点の年代試料と樹種試料を採取した。

採取試料は、樹種同定を箱崎が、有機溶媒中の超音波洗浄および酸・アルカリ・酸（AAA）処を坂本が国立歴史民俗博物館年代実験室で行った。堀 13 は酸素同位体比年輪年代法にも供するため、セルロース抽出を箱崎が行った。処理済試料のグラファイト化および AMS 測定は山形大学高感度加速器質量分析センター門叶冬樹教授が行った。IntCal20 の較正プログラム RHC¹ を用いた解析および暦年較正を坂本が行った。測定の結果を表 1 に示す。

3. 酸素同位体比年代法による堀 13 の部材年代決定

堀 13(根継柱ほ四)について、箱崎が酸素同位体比年輪年代法と炭素 14 年代法の年代測定を実施した。酸素同位体

比年輪年代法は、木材資料の年輪セルロースの酸素 16 と酸素 18 の比を測定し、その変動パターンを標準年輪曲線と照合して誤差 0 年の年代を求める新しい年輪年代法である。2010 年代に長期にわたる標準年輪曲線が日本各地で整備され、実用化に至った。

表 1 堀家試料データ

部材番号	部材名番付	木取樹種	年輪位置/最外層を1	測定番号	¹⁴ C年代 (yrBP±σ)	較正暦年代 calAD	peak 1st 2nd	建物変遷期
堀1	天井貫に三	芯持材マツ	1-5	YU-10015	323±20	1503-1605(75.7%)	1633	Ⅲ
			9-13	YU-10016	335±20	1618-1642(19.8%)	1527	
堀2	梁ぬ又三~ぬ七	芯持材マツ	1-5	YU-10017	359±20	1484-1528(53.4%)	1504	Ⅰ 庫裏
			10-14	YU-10018	356±20	1592-1634(42.1%)	1619	
			26-29	YU-10019	362±20			
堀3	天井貫に七~へ七	四ツ割材 辺材ありマツ	1-5	YU-12912	331±20			Ⅱ
			16-20	YU-12913	252±20	1547-1577(95.4%)	1564	
			24-28	YU-12914	277±20			
堀4	桁は七	芯持材マツ	1-5	YU-10023	333±20	1489-1534(36.5%)	1628	Ⅲ
			9-13	YU-10024	349±20	1560-1640(59.0%)	1522	
堀5	棟束又へ柱へ三	芯持瓜割マツ	1-5	YU-10025	326±20	1495-1605(75.8%)	—	Ⅲ
						1610-1641(19.7%)		
堀6	柱へ三	ヒノキ	1	YU-10026	324±20	1494-1602(75.8%)	—	Ⅱ or Ⅲ
						1609-1640(19.6%)		
堀9	柱ち七	芯持材ヒノキ	1-5	YU-10031	310±20	1522-1595(74.4%)	1539	Ⅱ or Ⅲ
			8-12	YU-10032	303±20	1628-1647(21.0%)	1638	
			16-20	YU-10033	341±20			
堀10	小屋裏柱へ四	四ツ割材ヒノキ	1-5	YU-12915	313±20	1560-1592(95.4%)	1571	Ⅱ
			21-25	YU-12916	267±20			
			39-43	YU-12917	271±20			
堀11	柱は四	四ツ割材ヒノキ	1-5	YU-12918	269±20	1530-1561(30.6%)	1649	Ⅱ or Ⅲ
			21-25	YU-12919	317±20	1638-1663(64.8%)	1549	
			54-58	YU-12920	363±20			
堀7	柱へ四南面	ヒノキ	1	YU-10027	334±20	1483-1532(29.0%)	—	—
						1536-1637(67.1%)		
堀12	柱へ四東面	ヒノキ	1-5	YU-12921	280±20	1534-1570(47.5%)	1649	Ⅱ
						12-16		
堀13	根継柱ほ四	芯去材ヒノキ	1	YU-13511	364±20	1503-1522(95.4%)	1513	Ⅰ 二階建
			21	YU-13512	368±20			
			35	YU-13513	347±20			
			50	YU-13514	395±20			
			69	YU-13515	450±20			
堀14	天井根太受ほ四~ほ六	四ツ割材マツ	1-5	YU-14848	328±20	1502-1545(41.9%)	1629	Ⅲ
			11-15	YU-14849	351±25	1547-1555(1.8%)		
			29-33	YU-14850	352±20	1572-1576(0.8%)		
堀15	切断柱ほ五	四方柱ヒノキ	1-5	YU-14851	301±20	1530-1586(95.4%)	1553	Ⅱ
			31-35	YU-14852	323±20			
			74-78	YU-14853	379±20			
堀16	柱ほ六	四方柱ヒノキ	1-5	YU-14854	363±20	1609-1638(95.4%)	1626	Ⅲ
			61-67	YU-14855	369±20			
			148-152	YU-14856	353±20			
堀17	中二階床板	板目板マツ	1-5	YU-14857	405±20	1453-1475(95.4%)	1466	Ⅰ
			11-15	YU-14858	441±20			
			21-25	YU-14859	440±20			
堀18	梁ろ二~ろ七	太鼓落しヒノキ	1-5	YU-14860	311±20	1524-1602(90.4%)	1551	Ⅱ
			21-25	YU-14861	304±21	1632-1636(0.7%)		
			30-34	YU-14862	342±20	1636-1649(4.3%)		
堀19	柱に五	不明ヒノキ	1-5	YU-14973	344±20	1561-1637(95.4%)	1591	Ⅱ
			65-69	YU-14975	326±20			



図1 資料写真および堀家住宅平面解体番付

従来の年輪年代法は、標準年輪曲線の整備された樹種が限られ、必要な年輪数も100年以上であったため、適用可能な資料は限定的であった。一方で、酸素同位体比年輪年代法は、ひとつの標準年輪曲線で理論上あらゆる樹種の年代決定が可能であり、必要な年輪数も30-50年程度のため、適用範囲が飛躍的に拡大した。堀家の部材は年輪数の少ない資料がほとんどであったが、そのなかで比較的年輪数の多い堀13(根継柱ほ四)部材に酸素同位体比年輪年代法を適用した。

試料から72年輪が確認された。樹皮、辺材は確認されなかった。板ごとセルロース抽出法(Kagawa et al. 2015)によってセルロース板を作成し、1年輪単位で切り出して、酸素同位体比分析を行った。得られた酸素同位体比時系列データを中部・近畿版標準年輪曲線(Nakatsuka et al. 2020)とクロスデーティングし、暦年代を求めた。

また、セルロース板から5点の年輪をピックアップし、AMS法で炭素14年代を得た。各年輪の炭素14年代をIntCal20(Reimer et al. 2020)に対してウィグルマッチングし、較正暦年代を求めた。

酸素同位体比年代法クロスデーティングの結果、最外年輪の暦年代はAD1518と求められた(図2)。

4. 部材年代

¹⁴C年代調査の結果から、堀家部材の年代は3期に分かれることが判明した。1期は16世紀前半の堀2、堀13、堀17で、前身建物の転用古材である。2期は1550~70年頃の堀3、堀6、堀7、堀9、堀10、堀11、堀12、堀15、堀18で、今回調査した当初材はこの年代の部材が最も多い。現存堀家住宅当初材である。III期は1620~40年頃の堀1、堀4、堀5、堀14、堀16、堀19で、二階建て当初建物を平屋の茅葺入母屋に改造した際の後補材である。

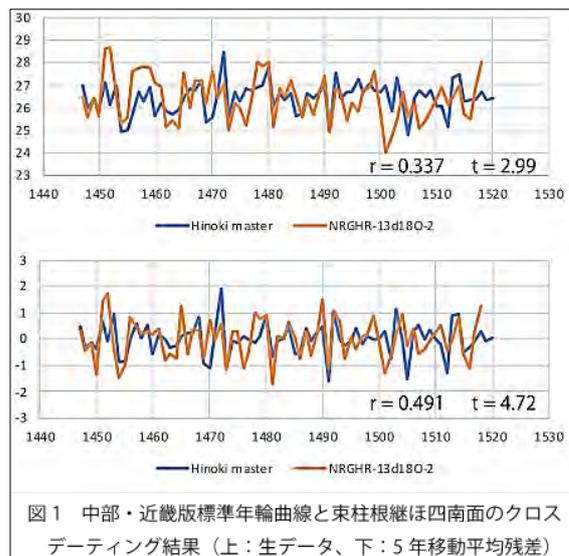


図2 堀13のクロスデーティング

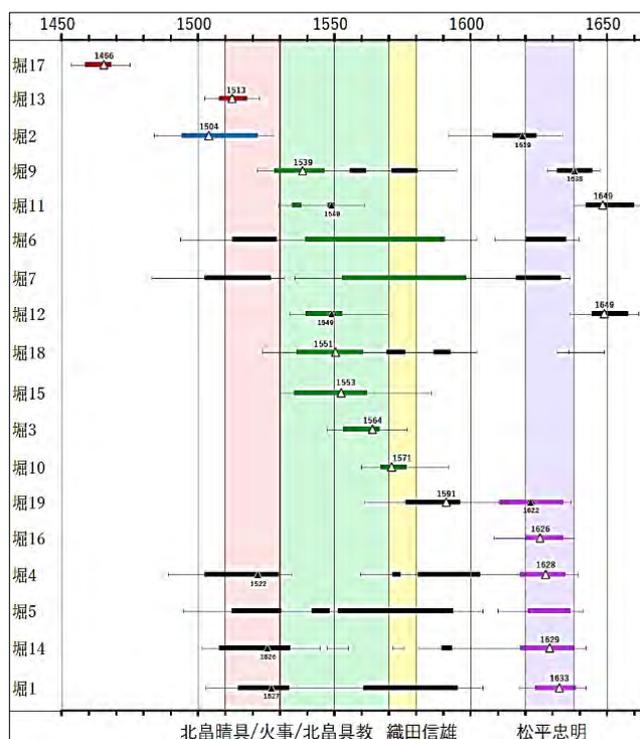


図3 堀家部材の年代一覧(Multi Plot)

5. 地下調査による屋敷地の変遷

地下調査で現状の地表より約30cm下に旧地表面の層が確認された。I期(当初)の屋敷地は「は通~C通」(緑色)である。I期の終わりに火災(黄色・茶色)があり、焼けた木片・壁土・竹と小石の混じった焼土が大きな方形の穴(茶色)に埋められていた。II期は、火災後に30cmの盛土・整地をして屋敷地を広げた(桃色)。III期は現状の屋敷地(水色)である。以上屋敷地変遷を整理すると、I期:屋敷地旧地表面「は通~C通」、II期:火災・屋敷地を30cmかさ上げ拡大「い通~通」、III期:南側を整地(江戸時代前期)となる(図4)。

I期の遺構は、表面加工された礎石（赤色）が検出された。近世農民（民家）とは異なる階級の建物だった可能性が高い。礎石間隔 2.3m を基準寸法と仮定し、東西約 3 グリッド、南北 4 グリッドを礎石建物（前身建物）の基底とすると、この礎石建前身建物の規模は 3 間×5 間程度となる。これらの礎石や葛石は火災の影響を受けていないので、火災より前の時代の遺構と考えられる。

火災遺構は 2 本の焼け残った柱根と根石が検出された。付属的な掘立柱建物に火災があったと思われる。

II期の建物はほぼ現状と同一規模で、床上部は二階建て、土間部は平屋建ての切妻屋根、表側に間口三間の 12 畳間を持つ当初平面が推定された（修理工事報告書 p.4）。

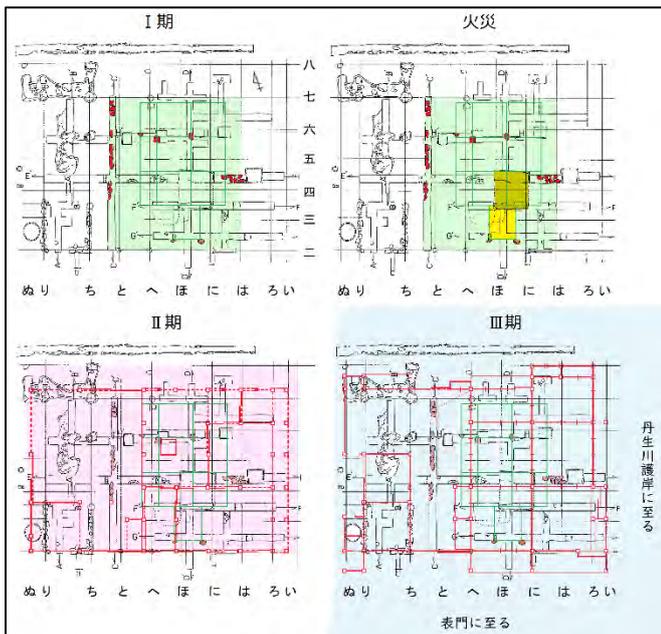


図 4 堀家敷地変遷図

6. 扱き柱（コキバシラ）

中二階の小屋束（元扱き柱）の痕跡から、元は二階柱あるいは扱きのある通し柱だったこと、茅葺平屋建てに改造された際に二階柱・通し柱の上部を切断し、ホゾを刻んで小屋束として使用されたことが判明した。

「に四」柱は扱き柱で床高 2,360mm を境として下部は 142mm 角、上部は 121mm 角である。「ろ七」「に七」「ほ七」の束も元は扱き柱だったことが分かっている。扱き柱は、柱穴をあけた落とし込み梁を扱き柱に落とし込み、柱どうしを繋ぐ落とし込み工法の柱である。

民家は平屋建てのため、堀家のような二階床梁の落とし込みは類例が無い。一方、二階床梁の落とし込み工法は金閣（鹿苑寺舍利殿）に用いられている²。金閣は一・二階の通し柱が扱き柱である。金閣の扱き柱は下部（一階）が六寸角、上部（二階）が五寸角で、堀家の扱き柱よりもひと廻り大きい。周囲 16 本の柱が全て扱き柱である。扱き柱による落とし込み構造のため、一階（法水院）と二階（潮音洞）は同じ広さ・同じ柱位置である。三階（究竟頂）は柱筋も異なる別構造で二階軸組に載っている。

金閣の落とし込み工法と同様、堀家の扱き柱も二階床を支える落とし込み構造であったと考えられる。堀家の扱き柱の寸法はちょうど金閣の扱き柱のおよそ 80% であることも注目される。堀家前身建物は、二階柱と胴梁と扱き柱を用いた二階建て建物であったことが判明した。

7. 立地と景観

防災的に不適切な、丹生川と宮谷川の合流点の低地に堀家住宅の建つ理由は何か？

堀家住宅の襖絵は丹生川からの景観が描かれ、「賀名生古行宮真趣 庚戌春日敬寫前景」と記されている。古行宮のイメージを投影する景観こそ、堀家住宅がこの位置でなければならない理由だった。さらに、この位置からの堀家住宅の背後山中に北直親房墓所の赤い鳥居が遠望できる（図 5）。これより、丹生川の景観は浄土庭園、堀家前身建物は庭園建築と考えられる。堀家の扱き柱が金閣の扱き柱と相似形であることや、堀家前身建物が二階建て以上であること、屋根勾配は緩く檜皮葺か柿葺き（修理工事報告書）などから、堀家前身建物が金閣と共通性を持つ建物だったことが窺える。

堀家の扱き柱、平面規模、二階棟高はいずれも金閣の約 80% である。堀家前身建物は金閣の 80% のサイズで作られたと推定した。

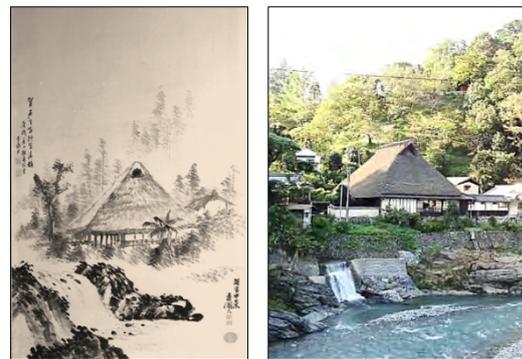


図 5
左：
堀家襖絵
右：
東側景観

8. 前身庫裏建物 華蔵院

堀 2（梁ぬ又三～ぬ七）は土間の部材で、16 世紀前半、1 期前身建物の年代を示している。ところが 1 期は屋敷地が狭く、土間部分は存在しない。すなわちこの部材は現在の敷地ではないところに建てられていた建物の一部で、火災後現在の位置に移築され、再建二階建て建物と接続されたと考えられる。その前身土間部建物は、①勾配が緩く杉皮葺きあるいは板葺きの切妻屋根 ②当初の架構がほぼ残っているとされる屋内土間の大きい間取り。③特徴ある差物架構。堀家前身土間部建物の差物架構は、13 世紀の重要文化財東大寺大湯屋や 14 世紀の東大寺法華堂手水屋など中世寺院付属屋の初期差物架構と、16 世紀末の重要文化財黄梅院庫裏や 17 世紀の禅宗寺院庫裏の成熟期差物架構の間に時期的に位置する。

堀家住宅当初復原の妻入口上部に舟肘木が残されていた。妻入面に舟肘木が装飾として用いられる建物といえ

ば、近世禅宗寺院の庫裏である。堀家住宅前身土間建物は切妻妻入の庫裏建物であった可能性が高い。かつて山側に「華蔵院（けぞういん）」という庵を営んでいたと堀家に伝承が伝わっている。前身庫裏建物はこの華蔵院だったと考えられる。

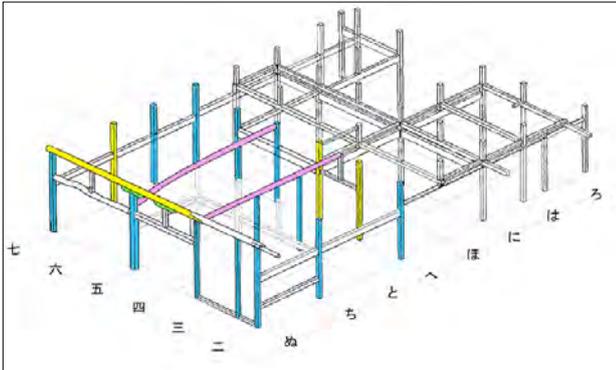


図6 堀家住宅軸部架構図 黄色：年代調査部材

9. 堀家住宅の変遷

痕跡による建物変遷、年代調査による部材年代、発掘による遺構により、堀家住宅の画期と変遷が推定できた。

【賀名生の小金閣】16世紀前半

丹生川沿いに二階建て礎石建物（前身建物）。山側に平屋建切妻妻入の庫裏華蔵院。

【火災】掘立柱付属屋が火災。前身建物も一部被災。

【小金閣+華蔵院庫裏=合体建物】16世紀末期

屋敷地を拡大。二階建て礎石建物の部材を再利用し、庫裏建物と合体、床上二階建て土間部一階建て当初建物）。

【幕領化】郡山藩、1619~39年、松平忠明（家康外孫）

【入母屋茅葺の江戸時代庄屋民家】

17世紀前半：在地上層農民の住居形態に改められる。主屋は二階建て部分の柱を切り縮め平屋建てとし、土間部を含めた茅葺入母屋の大屋根を架けた。平側に主出入口、南側に門を建設。

10. 前身「賀名生の小金閣」の背景

伊勢の戦国大名北畠晴具の天文年間（1532-1555年）大和侵攻は、北畠親房を祀る堀家にとって大きな画期となった。北畠親房の墓所を守り祀る住坊華蔵院を営む修験堀家と北畠氏が北畠親房顕彰および南朝追慕の大プロジェクトとして、賀名生の小金閣を建築し、日の丸の旗など由緒の品を制作したと考えられる。天正期に織田信雄が北畠氏を乗っ取り、北畠氏の権威は織田氏にとっても価値が高かったことから「賀名生の小金閣+華蔵院庫裏=合体建物」は維持された。

江戸時代になり、徳川幕府の在地支配のもと、家康の外孫松平忠明が郡山藩藩主となり、堀家住宅は庄屋住居にふさわしい入母屋茅葺民家に改造された。

謝辞

重要文化財堀家住宅当主堀丈太様、レストランKANAUスタッフの皆様、山形大学高感度加速器分析センター理学部教授門叶冬樹先生、元奈良県教育委員会文化財保存事務所主幹吉井博様、京都女子大学鶴岡典慶先生、京都大学横山操先生、京都大学高谷光先生、近畿大学南武志先生、京都大学筒井忠仁先生、名古屋大学中塚武先生、李貞様、五條市教育員会山本望美様、賀名生の里歴史民俗資料館鍵本理恵様、京都府教育庁指導部文化財保護課様に感謝申し上げます。

注

- 坂本稔「表計算ソフトによる炭素14年代較正プログラムRHCバージョン4」国立歴史民俗博物館研究報告176, pp.169-176, 2012.
- 堀家住宅解体修理工事監督奈良県教育委員会吉井博主幹（当時）のご教示による。最近の金閣屋根葺き替え工事でも扱き柱が確認されている。（野々部万美恵、特別史跡特別名勝鹿苑寺舍利殿（金閣）屋根葺き替え工事について、建築研究協会誌 第35号、pp.9-23、2021.10

変遷	I期 16世紀前半 北畠晴具の大和侵攻	火災	II期 16世紀後半	郡山藩	III期 1619年 譜代大名松平忠明(家康外孫)
堀家の立ち位置	北畠親房の顕彰 地侍、修験、在地有力者		北畠家親房の顕彰 地侍、修験、在地有力者		江戸幕藩体制下の庄屋
建物	二階建（一部三階）庭園建築 別の場合に庫裏建物（華蔵院）	二階建物 一部被災	二階建て建物と土間部建物を合体、杉皮葺		平屋建て茅葺入母屋に改造、表門
敷地	は通〜と通	火災	屋敷地拡大 い通〜る通		い通〜る通
	<p>鹿苑寺金閣を参考に作成 鹿苑寺庫裏を参考に作成</p>				

図7 堀家住宅の変遷 建物、敷地、政治背景

公益財団法人松井角平記念財団 2019年度助成研究 研究報告(概要) 「桂離宮御殿群修理の研究－戦後昭和期の文化財修理理念の発展－」

研究代表者 平賀あまな (東京工業大学 環境・社会理工学院 特任准教授)
研究助成期間 2020年4月1日～2022年3月31日

1. はじめに

桂離宮御殿整備工事(昭和51～56年度、以下、「整備工事」)は、創建以降初めての全解体を伴う修理であり、日本を代表する芸術作品の修理として当時注目を集めたことが知られているが、修理の概要が示されるのみで、修理方針の策定過程や手法の実態に関する研究はこれまでなされてこなかった。本研究は、資料として、『桂離宮御殿整備記録』¹⁾(以下、『整備記録』)と、桂離宮御殿群修理に際して、文化庁文化財保護部建造物課から宮内庁京都事務所に出向し、文化財修復の専門家として工事の設計監理や技術指導を担当し、建築史的調査も行った斎藤英俊博士(現・京都女子大学客員教授)の所蔵史料を用い、整備工事の実態を明らかにすることを目的とする。斎藤資料は、専門家との協議内容を含む委員会等記録及び書類や図面、施工写真等、整備工事に関わる一次資料であり、修理体制の構築過程、基本方針の策定経緯、専門家の意見とそれらがどのように修理に反映されたか、さらには具体的な実施工法の詳細を知ることができる。



図1. 桂離宮御殿外観(「斎藤資料」より)

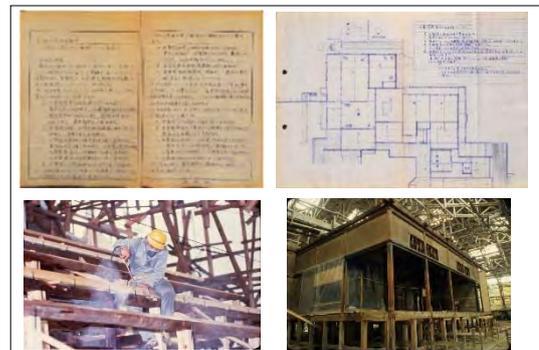


図2. 「斎藤資料」の例(議事録、図面、写真)

2. 桂離宮御殿整備工事の概要

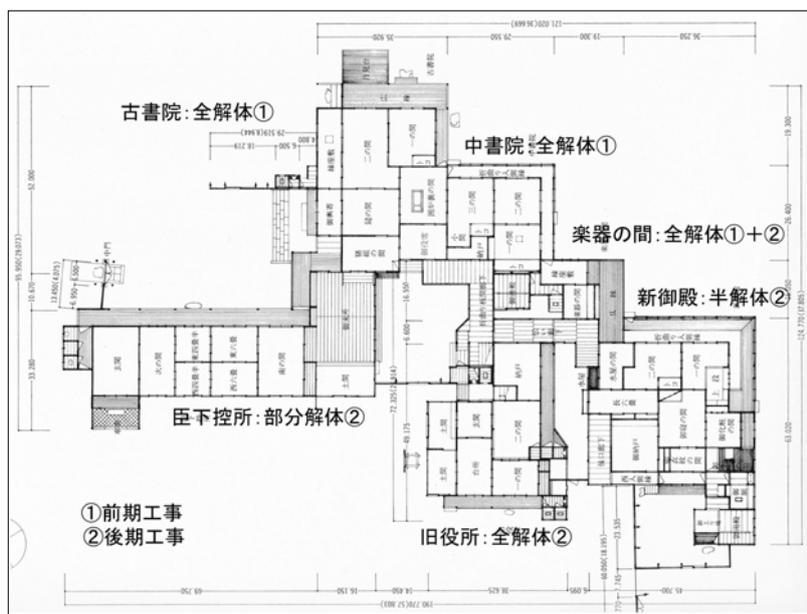


図3. 桂離宮御殿整備工事における前期工事、後期工事の区分

桂離宮御殿整備工事は、宮内庁京都事務所が調査・設計・監理を行った。前期工事として、昭和51～54年に古書院、中書院、楽器の間の全解体修理を行い、後期修理として、昭和54～57年に新御殿、臣下控所の半解体修理と旧役所の全解体修理を行った。桂離宮御殿は、明治16年の宮内省移管後、明治21年から32年にかけて「明治の大修理」と呼ばれる御殿群の全面的修理と附属建物の整理撤却が行われ、その後も整備工事までに屋根葺き替え等の部分修理が行われたが、全解体修理が行われたことはなく、整備工事は創建以降初めての全解体を伴う

修理であった。その為に、整備工事は桂離宮御殿の維持を主な目的とするほか、不明とされていた桂離宮御殿の造営年代や各建物の創建の経緯など桂離宮御殿及び桂離宮の造営過程を知ることができる機会として、文化財建造物分野だけでなく建築史の観点からも注目を集めた。

3. 文化財建造物修理としての修理体制の構築と修理方針の決定過程

宮内庁では整備工事に先立ち、昭和 48～50 年度に「桂離宮御殿基本調査事業」(以下、「調査事業」)を実施した。調査事業では、法隆寺金堂修理(昭和 9～29 年)等の指導を行った村田治郎京都大学名誉教授(所属・肩書は当時、以下同じ)と、初代文化財保護委員会事務局保存部建造物課長を務めた関野克東京国立文化財研究所(以下、「東文研」)所長を顧問とし、鈴木嘉吉奈良国立文化財研究所(以下、「奈文研」)建造物研究室長を技術指導とする「小委員会」を設置し、調査及び基本方針の策定を行った。このことは、桂離宮は文化財保護法による指定文化財ではないものの、宮内庁では「文化財保存に対する一般の関心が高まっている」²⁾と認識したことによるものであった。

第 1 回小委員会では、「現状を尊重し、今後の保存に重点をおき、基本的には現状変更は考えない」³⁾とする宮内庁の方針が説明された。具体的な事項としては、広縁の縁板を含めた化粧古材は原則として再利用すること、土壁の年代を特定し古壁を保存すること、合成樹脂を応用すること、が検討課題となった⁴⁾。小委員会での議論を踏まえ、調査事業では破損調査等の文化財建造物修理に際しての基本調査に加え、東文研、奈文研の主導により、文化財建造物修理に応用されたばかりの X 線撮影調査や生物被害調査等の保存科学的調査が行われた。土壁については日本壁研究の第一人者である山田幸一関西大学教授の技術指導のもと、年代特定や技法の解明が行われるなど、各分野の専門家が携わった。これらの調査をもとに、解体を伴う修理が計画され、昭和 49 年 6 月に「桂離宮御殿修理調査報告書」、昭和 50 年 4 月に「桂離宮御殿修理・整備計画案」がまとめられ、合成樹脂の使用や古壁の大ばらし等の新技術の導入が提案された。修理前調査の時点から、文化財専門家の指導による詳細な調査を行い、当時最先端の技術の導入が検討されたことが明らかになった。

宮内庁では、修理計画を諮るための専門家による懇談会設置が検討された。宮内庁は当初、「一般の建築専門家並びに文化人(有識者)からも、広く意見を徴」するとしたが、関野の助言により、建築や庭園の専門家を中心とすることとし、表 1 に示す委員による「桂離宮整備懇談会」(以下、「懇談会」)が構成された。委員 16 名のうち、谷口吉郎は文化庁文化財保護審議会(現在の文化審議会文化財分科会)の委員、7 名は同第二専門調査会(建造物担当)専門委員であり、さらに、文化庁建造物課長伊藤延男と、後に建造物課長を務める鈴木と工藤圭章も委員として加わっている。したがって、この当時の日本の文化財建造物の保護行政や保存・修理の方針に大きな影響力をもつ専門家によって構成されていたといえる。宮内庁は懇談会を修理開始前の 1 回のみ開催することとしていたが、鈴木らの助言により修理工事期間を通じて年 1 回開催することが原則となり、懇談会は整備工事に直接関与することが可能な体制となった。

設計監理、調査は宮内庁京都事務所工務課と林園課が当たり、工務課に臨時桂離宮御殿整備係が

表 1 桂離宮整備懇談会委員(所属は委嘱時)

浅野清	愛知工業大学教授	谷口吉郎	東京工業大学名誉教授
伊藤延男	文化庁建造物課長	土居次義	京都工芸繊維大学名誉教授
大岡実	日本大学教授	中村昌生	京都工芸繊維大学教授
岡崎文彬	京都大学名誉教授	福山敏男	西日本工業大学教授
工藤圭章	文化庁建造物課	藤岡通夫	日本工業大学長
鈴木嘉吉	奈良国立文化財研究所 建造物研究室長	藤島亥治郎	東京大学名誉教授
		村田治郎	京都大学名誉教授
関野克	東京国立文化財研究所長	森 蘊	元奈良国立文化財研究所 建造物研究室長
関口鉄太郎	京都大学名誉教授		

表 2 桂離宮御殿整備工事の基本方針(「桂離宮御殿整備記録本文編」より)

- ①建物の歴史的沿革を尊重し、解体によって旧規が判明した場合でも原則として旧規に復さず、現状の外観を大切に維持し、保存する。
- ②美しいとされる現状は永い間の風雪に耐えた人為でない要因に負うところが多いことを重視し用材は極力生かして再利用することとする。そのために必要な補強を加え、全体として耐久度を増大させるように努める。
- ③建物と庭園との調和を損なわないようにし、御殿廻りにある飛石、畳石、沓脱石及び階段石等庭石類は現状を保つようにする。
- ④江戸期の古い壁を生かして保存するため、大ばらし工法により解体し、補強を加えたいえ再使用する。
- ⑤合成樹脂の併用による根継ぎ、埋木、補強、古色付け、模刻等を行う。
- ⑥ワイヤー、ボルト、火打、筋違、その他補強材を用いて構造上の強化を図る。
- ⑦学識経験者の指導を受けて、工事全般にわたって慎重を期する。

置かれた。技術指導体制は懇談会の他、村田、関野、鈴木、工藤による小委員会を設置し、専門的な指導を行うとともに、必要に応じて各種工事に関わる専門家・研究者による技術指導の場が設けられた。施工体制は工事技術と現場監理の困難さが小委員会で指摘され、大手建設会社への一括発注を採用し、その下に木造建築の施工や修理経験が豊富な専門業者、職人を配する形となった。

御殿整備の基本方針として、『整備記録』には表2の7項目が示されている。これらの項目の策定経緯について、調査事業と古書院・中書院の解体が完了し、基本的な施工方針が議論された第4回懇談会までの記述を分析したところ、初めて施工方針が議題となったのは昭和52年6月の第4回懇談会であることが確認できた。配布資料のうち「御殿整備の施工方針」に、(1)整備にあたっては、建物と庭苑との一体の姿を損なわないようにする、(2)修理の方針としては、現状をなるべく変更しないことを原則とする、(3)材料は、極力旧材を再用し、これを補修して使用しながら建物としての耐久性を増大することに努めるものとする、の3つの方針が示された。この施工方針は、(1)が基本方針③に、(2)が同①に、(3)が同②に該当する。

施工方針(1)は、第1回懇談会で「茶室などの小さい建物も含んだ桂離宮全体について考えたい」とする意見が村田、藤島亥治郎から出たことが反映されたと考えられる。また、第5回小委員会で、鈴木は素屋根を鉄骨造にすると基礎が庭石に影響するため、影響の出ない木構造にすべきであるとするなど、庭園への影響への配慮がみられる。施工方針(2)(3)は調査事業から示されていた方針である。(2)については、第3回小委員会、第3回懇談会で関野、村田が「現状を変更しないと云うのが宮内庁の方針である」旨を述べており、(3)については、第1回懇談会で藤島が「出来るだけ古材を使うそうで結構」と発言したことや、第5回小委員会で宮内庁側が古材の扱いを質問し、鈴木は「できるだけ補強して使う方がよい」と答えており、文化財専門家の主導であることから、施工方針には宮内庁と文化財専門家の議論の結果が反映されたと考えられる。

第4回懇談会以降には、基本方針に関する議論がみられないため、「御殿整備の施工方針」が整備工事を通じた主要な修理方針であったと考えられる。(1)から(3)で示されていない基本方針④⑤⑥については、施工方針(3)の具体的な手法であると考えられる。基本方針⑦は、学術的な指導に関する方針であり、前述の経緯により実現していた。

4. 部材の保存と新技術の導入

古材を可能な限り再用することは、文化財建造物修理の基本的な考え方であるが、整備工事では土壁や風化した縁板等、文化財建造物修理においてさえ、塗替えや取替えが一般的な箇所についても保存することが方針となっていた。そのため、継木・埋木等の伝統的修理技術を用いたうえで、基本方針④⑤⑥に示された先進的技術を併用することが定められた。

基本方針④に示された土壁の大ばらしについては、整備工事以前は如庵等の小規模な茶室建築で行われた事例が中心であった。整備工事は大規模建築への初めての導入事例であり、懇談会では2、3面のみを対象とすることが提案されたが、施工を行う過程で中書院の小壁を中心とする14面の当初壁全てが再用され、当時における最大規模の大ばらしとなった。施工上の課題として、小壁の大ばらしの際に壁の支持方法が問題となり、梁・桁から受木を吊り、受木から金具で壁上端を吊る新しい手法が考案された。また、2間以上の小壁中心部では、梁・桁から金物で壁下の鴨居を吊る手法が採用され、吊り金物によるクラック等の損傷に備え、ステンレス製スリーブに丸鋼を通す工法が考案された。大地震の際は構造に問題があることを鈴木は懸念していたが⁹⁾、兵庫県南部地震で震度5の揺れを受けた際もクラック等の被害は生じなかった。土壁の大ばらし技術の確立は、非破壊調査による土壁の年代判別、土壁

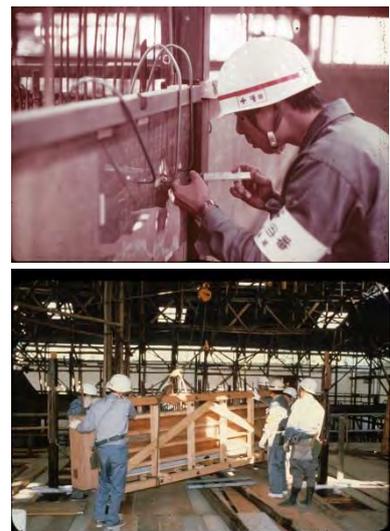


図4. 中書院土壁の大ばらし
(樹脂注入による点接着、養生後の運び出しの様子)「斎藤資料」より

内部の構造解明、合成樹脂の使用、ステンレス鋼を用いた構造補強の採用により実現したものであり、文化財建造物の解体修理において土壁の再用を可能とする新しい技術として注目された。

基本方針⑤に示された合成樹脂の使用については、整備工事以前に建造物全体に合成樹脂を使用した修理工事は法隆寺羅漢堂と如庵のみで、いずれも東文研が技術指導を行った事例であった。整備工事における合成樹脂の選択の経緯について、斎藤資料に含まれる東文研の指示書や懇談会及び小委員会の議事録、会議資料により分析した。整備工事で用いられた合成樹脂は、大きな充填や人工木材としてはガラスマイクロバルーン混入のエポキシ樹脂であるアラルダイト XN1023 が、小規模な充填にはより流動性のあるチオコール変性エポキシ樹脂であるペンギンセメント 7834 が用いられた。これらは整備工事以前に修理工事での使用がみられないが、フィラーであるガラスマイクロバルーンは従来使用されていたフェノールマイクロバルーンよりも耐候性に優れるとされ、採用されたものと考えられる。古書院縁板の補強に用いられたフェノール変性レゾルシノール樹脂は、集成材製作で用いられる樹脂であり、従来の文化財建造物修理の範疇を超えた選択がなされている⁶⁾。基本的に整備工事で用いられた合成樹脂は、初めて文化財建造物修理に応用されたものが中心であり、最新技術の導入に対する積極的な姿勢が窺える。さらに、柱の根継に関しては芋根継と合成樹脂接着を併用した新たな手法を開発することによって、見え掛りを避けた根継ぎを可能とするなど、新技術を併用することによる利点を発揮している。

合成樹脂使用の方針は、「構造材及び陽光を受ける材は木材による補修を原則とし、腐朽の程度によって合成樹脂による補修を行った」と『整備記録』に記述されている。使用方針の決定の過程での懇談会の議論から、古材を再用する目的での合成樹脂使用は関野の主導であると考えられるが⁷⁾、第4回小委員会で「合成樹脂をはっきりうたうのはよくない」とするなど慎重な態度も見られた。

合成樹脂の使用にあたっては、東文研の研究者が施工者に直接現地指導等を行い、合成樹脂の使用方法を徹底することに努めていた。しかし、後期工事前には懇談会委員兼小委員会委員の鈴木が「始め考えていた時よりも樹脂の使用量が多い」ことを指摘し、「(目割れした)材料に樹脂で埋めていたが、これは必要ない」と具体的な使用箇所や使用量についても提言している。

また、前期工事では合成樹脂補修部分を古色付けした部分に白華現象がみられたことが問題となった。原因を明らかにするために実験が行われ、模刻していない面には白華現象が生じていないと判断し、アラルダイト XN1023 に混入されているガラスマイクロバルーンが彫刻刀により破壊されていたことが原因であると考えられた。そのため、後期工事では、模刻でガラスマイクロバルーンのかすの除去を徹底すること、古色付けに使用していたリカレジン ST-001 を塩化ビニル系塗料に変更するなどの仕様変更を行うなど、合成樹脂の使用における試行錯誤の様子が窺える。

基本方針⑥に示された構造補強については、技術指導を行った金多潔京都大学教授が、当初の構造を重視し補強材は目立たせないこと、補強材は容易に撤去できること、当初の架構の荷重の伝達経路を大幅に変更しないこと⁸⁾という方針を示していたことが知られ、このような方針は昭和の法隆寺修理以降に構造専門家によって表明されたものであったと考えられる⁹⁾。構造補強の手法としては、主に見え隠れである床組と小屋組部分を中心に補強材が入れられた。金物の使用については、部材の損傷を減らすため、ボルトではなくできる限り鋸を用いることが指示され、特注の箱型金物を開発するなどの工夫が見られた。

これらの部材の保存のための先進的技術の導入においては、いずれも実際の手法の選択に懇談会や専門家からの詳細な指導を受けていたこと、新技術の導入期ならではの試行錯誤が見られること、最新技術の考案や応用が行われたことが明らかになった。



図 5. 合成樹脂の使用
(部材の充填、開発された新しい根継)「斎藤資料」より

5. 桂離宮御殿整備工事での現状変更の特徴

整備工事は現状をなるべく変更しないとする基本方針の下で実施されたが、「それぞれの理由で現状変更を行った箇所」として64か所が『整備記録』に記載されている。記述内容から、まず維持を目的とした現状変更（22か所）と復原に伴う現状変更（42か所）に分類した。維持を目的とした現状変更は、屋根や基礎部分での雨仕舞や湿気対策、床組や小屋組における構造補強、旧役所・臣下控所の管理上の変更であった。復原に伴う現状変更を内容ごとに31項目にまとめたものを表3に示す。

表3 復原に伴う現状変更
 (『桂離宮御殿整備記録本文編』記載の42か所を内容ごとにまとめた31項目)

	変更内容	改修年代	復原年代	議論
基礎・ 床組	新御殿の床下の旧排水施設を露出	不明	当初	
	新御殿床組の足固め貫及び大引受けを復旧整備	明治修理時	当初	○
床	古書院,中書院,新御殿の畳の敷方を明治の古図に倣い復旧	明治修理以降	明治21~24年	○
	古書院「縁座敷」の炉は畳切りをして現わした	明治修理以降	江戸	○
	楽器の間の「御廁」及び「廁廊下」の薄縁を明治の古図に倣い板敷に復旧した	明治修理以降	明治21~24年	○
	旧役所の一階は畳敷きを止めて、荒床板を化粧張りとした	明治修理以降	明治21~24年	
壁	古書院、中書院「御湯殿」「折曲り板間廊下」、楽器の間及び「伝い廊下」、新御殿、臣下控所、高塀の土壁上塗りの大阪土壁は「大阪土切返し塗り」に統一	明治修理以降	当初	○
	新御殿、臣下控所の漆喰壁は「ばらり塗り」に統一	明治修理以降	明治修理以前	○
	旧役所の室内の土壁上塗り仕上げを「中塗土切返し塗り」とした	不明	当初	
	中書院「納戸」壁に腰板を撤去して腰貼りを現す	不明	不明	
	新御殿南外壁の腰板を撤去	大正9年	—	
	旧役所「土間」北側妻面の壁を真壁造から大壁造へ復旧	明治31年	当初	
壁紙	古書院、楽器の間、新御殿の唐紙の桐紋を復原	明治以降	当初	○
	古書院「御役席」の壁紙貼りを復旧	不明	江戸	
	新御殿「御衣紋の間」「長六畳」及び「御納戸」の障壁下地の変更で壁紙貼りを土壁に直貼りとする	明治	江戸	
柱間 装置	旧役所「土間」中央間仕切装置を引込戸に復旧	明治31年	当初	
	旧役所「土間」北面の窓を当初の位置に復旧	明治31年	当初	
造作材	古書院「膳組の間」の竿縁天井を撤去して化粧屋根裏を現す	明治26年	江戸	○
	古書院の天井吊木を竹製とした	不明	当初	○
	楽器の間「伝い廊下」西窓の竹連子を板連子に復す	不明	江戸	
	旧役所「土間」西側上の力天井を撤去し化粧屋根裏を現す	明治31年	当初	
屋根・ 妻・ 小屋組	古書院、中書院、楽器の間、新御殿の柿葺屋根野地を木舞野地に復原	明治修理時	当初	
	古書院東妻の六葉を金箔押しに復原	不明	当初	○
	中書院の転用されていた当初母屋を旧位置に復す	明治修理時	当初	○
	中書院・楽器の間入隅の野垂木に転用されていた中書院当初の南西野隅木を旧位置に復す	江戸	当初	○
	楽器の間「縁座敷」上の南鬼瓦の菊紋を復旧	戦後	当初	
	新御殿西側の小屋梁を復旧整備	昭和39年	当初	
	旧役所二階南側に鋸庇を復原	明治修理時	明治修理以前	
その他	中書院「板間廊下西廁」の便器を整備	不明	—	
	旧役所「南縁廁」及び「西縁廁」の便器を整備	不明	明治以降	
	新御殿「西入側縁」西の落縁（竹簀子縁）に階段を復旧	不明	明治修理以前	

※「改修年代」「復原年代」の「当初」は、古書院、中書院等、建物ごとの建立当初を意味する

※「復原年代」の「—」は、痕跡等からの類推によるもの



図 6. 唐紙の復旧(当初の技法による再現)「齋藤資料」より



図 7. 劣化していた古書院東妻懸魚の六葉の金箔押しの復旧(左・修理前、右・修理後)「齋藤資料」より

復原に伴う現状変更のうち、人為的に改変された意匠の復原に関しては、古書院「膳組の間」の天井部分の復原、古書院「縁座敷」と中書院「一の間」の炉の復原が懇談会で議論され、大岡が「明治頃に変えられたものは復原してもよいのではないかと」発言し、他の委員も同意している。一方で、古書院西妻懸魚等の江戸時代に変更されたことが判明した箇所については、基本的に懇談会において復原の議論は行われなかったことから、復原は明治修理時以降の改変部分に限定的に行われたといえる。なお、古書院土壁の筋違、小屋組や屋根野地等、明治修理時以降¹⁰⁾の変更で不都合が生じた部分については、痕跡等より明らかな当初の仕様の方が合理的であると判断され、復原されたこと、小屋組の当初材が転用されている場合は、史料保存の目的もあり旧位置に復したこと¹¹⁾、といった異なる判断基準の復原もみられた。

また、復原に伴う現状変更部分には、人為的に施された改変・改造ではなく、長い年月の中で人為的な原因ではなくて変化した部分があり、それは、1)伝統技術の質の低下や変化が見られる部分、2)風化・劣化・損傷により当初の状態が損なわれている部分、の復旧を意図したものがあつた。

1)の事例としては、土壁を新規に塗替える場合の上塗りを江戸時代の仕様である「大阪土切返し塗り」としたものの、漆喰壁を明治以前の仕様である「ばらり壁」で塗り直したしたもの、があげられる。また、古書院、楽器の間、新御殿の唐紙について、当初の唐紙が下貼りから発見されたことから、第8回小委員会で「江戸時代の紋様の方が形がよい」との意見を受け、さらに、具引の程度や黄土と雲母の配合の比率など当初の技法を明らかにすることで、桐紋の形状とともに、雅やかな色彩の江戸時代の唐紙の特徴が再現され、新規に貼られたことが特徴的なものである。

2)としては、劣化していた古書院東妻懸魚の六葉の金箔押しの復旧が代表的な事例である。第5回懇談会で金箔押しの痕跡の発見が報告され、当初は庭園との調和の観点から金箔押しの復旧を行わない方針が示されたが、歴史的事実を示すことを重視する意見などの議論を経て、新規に当初の仕様で復旧される懸魚の六葉に金箔押しを復旧することが承認された。

整備工事で行われた解体に伴う詳細な学術調査では、各御殿の建立時期に加え、吟味された材料を高度な技術で加工して用いていたことや、王朝文化の雅を理想とした内部意匠の当初の姿が明らかになったことが知られている¹²⁾。整備工事では基本方針を尊重し、意図的な意匠の変更に関する復原は限定的に行われたが、伝統的技術の衰退や風蝕等の劣化に起因する当初の状態が損なわれた部分の復旧により、結果的には修理前には認識できなかった桂離宮の当初の「雅やかな姿」の一端が再現されることとなったと考えられる。

6. まとめ

以上の考察から、桂離宮御殿整備工事について下記のことを明らかにした。

桂離宮御殿整備工事の実施に際し、宮内庁では文化財保護に対する一般の関心が高まっていることを認識し、専門家の指導を受けることとしたこと、修理計画策定時点から文化財専門家の指導による詳細な調査を行ったこと、修理体制については、「桂離宮整備懇談会」の設置のほか、小委員会も設けられ、文化財建造物の保存と修理に大きな影響を持つ専門家が工事期間を通じて直接指導を行ったこと、修理方針の策定については、(1)整備にあたっては、建物と庭苑との一体の姿を損なわないようにする、(2)修理の方針としては、現状をなるべく変更しないことを原則とする、(3)材料

は、極力旧材を再利用し、これを補修して使用しながら建物としての耐久性を増大することに努めるものとする、の3項目が昭和52年度の懇談会の議論により決定されたこと、を明らかにした。

修理内容については、部材の保存が重視され、文化財建造物修理においてさえ塗替えや取替えが一般的な土壁や風化した縁板等も保存することが方針とされたことから、伝統的修理技術を用いたうえで、合成樹脂、金物を用いた構造補強、壁の大ばらしという特徴的な手法を用いたことが知られている。その中でも合成樹脂の使用については、関野克と東京文化財研究所が主体となり導入がすすめられたこと、使用方針策定時には慎重な意見が見られたが、当時使用事例が無い最新の合成樹脂の使用、合成樹脂を用いた新技術の開発などの積極的な取り組みが行われたこと、工事における必要以上の使用や合成樹脂の変色といった課題に対して、監督体制の見直しや原因解明のための調査や実験を行い対処したことを明らかにした。さらに、現状をなるべく変更しないとする修理方針の下での現状変更については、復原に伴う現状変更は、人為的に変更された意匠の復原と、経年劣化や技術の変化による変更部分の復原に分類できること、意図的に変更された意匠の復原は明治修理における変更部分を中心とした最小限度に留められた一方で、唐紙や土壁など伝統的技法の質の低下や変化が見られる部分は当初の技法を復原し、古書院東妻懸魚の六葉の金箔押しといった劣化部分は当初の姿に復旧されたことで、結果的に修理前とは異なる桂離宮御殿群の雅やかな姿を再現することとなったこと、を明らかにした。

これらの修理内容は、文化財の種類が多様化や新技術の導入に伴う戦後昭和期の文化財修理理念の変化を反映した「新しい文化財修理像」を示すものと考えられる。これらの成果を踏まえて、修理時の調査によって明らかになった建築史的成果の影響や当時の文化財専門家による修理理念といった「新しい文化財修理像」の理念的背景を明らかにすること、修理内容の現在の視点からの評価を行うこと、が今後の課題であると認識している。

謝辞

本研究は、公益財団法人松井角平記念財団の2019年度研究助成によるものであり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮していただき、一年間の期間延長を承認いただいたことで、研究の遂行が可能となりました。ここに記し感謝の意を表したいと思います。

なお、本研究は東京工業大学大学院環境・社会理工学院博士後期課程1年の高野麗さんと共同で行いました。研究の成果は日本建築学会計画系論文集に投稿する予定です。

また、研究と並行して斎藤英俊博士（現・京都女子大学客員教授）所蔵史料については、目録作成、デジタル化の進行中であり、桂離宮御殿整備工事に関する一次資料として、広く研究者の利用可能なアーカイブとなるよう、報告書の出版等の準備を行っております。

註)

¹ 『本文編』『図録編Ⅰ』『図録編Ⅱ』『図面編』の全4冊、宮内庁、1984～1987

² 「桂離宮御殿解体修理について 宮内庁の基本方針」、『工事関係雑書類』（宮内庁、昭和48年4月28日、斎藤資料）

³ 「桂離宮御殿解体修理」（宮内庁、昭和48年度作成と推定、斎藤資料）

⁴ 「桂離宮御殿修理調査報告書」『調査報告』（宮内庁、昭和49年6月、斎藤資料）

⁵ 太田博太郎、亀井伸雄、鈴木嘉吉、麓和善「文化財における修理の考え方と技術」『建築雑誌』No.1471、日本建築学会、pp.25-30、2001年5月。なお、兵庫県南部地震により、桂離宮周辺も震度5の揺れを受けたが、大ばらしして再度取り付けられた土壁にはクラック等の被害は生じていない。

⁶ 竹之内裕、川野邊渉「文化財建造物の修復に用いられた合成樹脂の変遷」『保存科学』第37号、東京国立文化財研究所、1998年3月、pp.99-123

⁷ 関野は昭和48年に「腐朽木材に科学的処置を加えて耐用化し、再使用することによる古建築復元の一連の業績」により日本建築学会賞（業績）を受賞している。

⁸ 西澤英和、金多潔「層塔の構造形式に関する力学的な考察—鉄骨による構造補強を巡って—」、『建築史学』第13号、pp.51-75、1989年9月

⁹ 金多潔「6.3 保存の工学」、『新建築学体系50』、彰国社、pp.350-371、1999年

¹⁰ 明治16年の宮内省移管後、明治21年から32年にかけて御殿の全面的修理と付属建物の整理撤却が行われ、その後も屋根葺き替え等の部分修理が行われた。

¹¹ 中書院当初の南西野隅木については、明治修理時ではなく、新御殿建設時に野垂木に転用されたものであり、御殿造営の過程を示す重要な史料として旧位置に戻された。

¹² 斎藤英俊『桂離宮』、毎日新聞社、1982年、他

2019年度 研究助成 「近年の伝統的木造建築の風被害に関する調査研究」

東京大学大学院工学系研究科建築学専攻・教授 藤田香織
 東京大学大学院工学系研究科・修士課程^{当時} 北原 瞭

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

本研究は、伝統的木造建築が台風などの風力による被害の調査・分析を通じて簡易な耐風診断を行うための基礎的な資料となることを目的としている。現在、文化財建造物の耐震診断指針は文化庁から発行されており、未指定の歴史的建築物についてもこの指針が準用されている。しかし、風圧力に対する診断・補強方法についてはその必要性が認識されてはいるものの未だ整備されていない。

近年の度重なる台風により、木造建築物を始めとして数多くの建築物が被災している。本研究では、千葉県を中心に7万棟を超える住家被害が報告された（総務省消防庁）令和元年（2019年）台風15号の現地調査を行った。木造建築物を対象として現地調査および文献調査に基づき風圧力による被害の分析を通じて、耐風診断法を作成するための基礎的な資料を整備することを目的としている。

1.2 研究の方法

本研究は文献調査と現地調査に基づいて実施した。文献調査では過去の台風の建築物風害とその対策、法令や基準（以降、基規準と略記）の変遷を整理した。現地調査は、令和元年（2019年）台風15号の被害を対象に、初動調査（2019年11,12月）と悉皆調査（2020年10月）を実施した。初動調査では伝統的木造建築物を中心に房総半島の建築物被害を概観した。初動調査の結果、住家被害が最も大きかった岩井袋地区を対象に悉皆調査を実施した。

2. 台風・強風による木造建築の被害と規準の変遷

2.1 過去の台風・強風による被害

台風は北西太平洋に存在する熱帯性低気圧のうち低気圧域内の最大風速約17m/s（34ノット、風力8）以上にまで発達したものであり、日本には平均して年に2～3回上陸する。台風による被害には風害と水害があげられるが、治水対策が整備されるまでは大河川の氾濫・洪水により数万棟規模の建物流出が繰り返し発生した。

風速記録のある古い例では大正6年（1917年）の台風（風速39.6m/s）があげられる。東京湾では明治以来最大の高潮が観測され、大阪・名古屋でも大水害が発生した記録がある。この台風による被害を鑑み、木造建築の耐風性能に関する注意が建築学会の法規委員会から提案されている。

昭和9年（1934年）の室戸台風では、多数の木造小中学校が倒壊する被害が発生した。大阪府下の小学校は3割が全壊・大傾斜の被害を受けたことが報告されている。この被害を機に、木造建築の耐風対策が本格的に行われるようになった。室戸台風では大阪四天王寺の五重塔が倒壊し、関西の文化財建造物も多く被害を受けた。特に建仁寺方丈や醍醐寺をはじめとする京都府下の歴史的建造物の被害が大きく、上下賀茂神社をはじめとして倒木による被害が多かったことも指摘されている。

伊勢湾台風（1959年）は明治以降最大の台風被害を発生させたが、高潮・強風・倒木に加え貯木場からの木材流出に伴う漂流物の被害も大きかった。伊勢湾台風以降の台風被害としては、1998年9月台風7号による室生寺五重塔の倒木による被害や、1999年台風18号による巖島神社殿の 水害などがあげられるが、総じて伊勢湾台風以降は、被害が大きく減少している。水害については、主に土木工事による治水対策の整備、風害については、法令や標準設計などの整備による個別建築物の対応によるところが多い。更に人的被害の減少には気象予報や警報の整備もあげられる。

1951年以降に日本を襲った台風を住家被害の大きい順に表1に示した¹⁾より作成。平成30年台風21号・令和元年台風15号・令和元年台風19号の建築被害が、過去70年間の中でも上位に位置付けられることがわかる。

表1 住家被害の大きな過去の台風

順位	名称	年	住家被害
1	伊勢湾台風（昭和34年台風第15号）	1959	833,965
2	第2室戸台風（昭和36年台風第18号）	1961	499,444
3	ルース台風（昭和26年台風第15号）	1951	221,118
4	洞爺丸台風（昭和29年台風第15号）	1954	207,542
5	平成3年台風第19号	1991	170,447
6	平成30年台風第21号	2018	97,910
7	昭和28年台風第13号	1966	86,398
8	ルイズ台風（昭和30年台風第22号）	1955	85,554
9	令和元年房総半島台風（令和元年台風第15号）	2019	76,874
10	昭和34年台風第7号	1959	76,199
11	令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）	2019	75,758
(参考)	枕崎台風（昭和20年台風第16号）	1945	89,839
(参考)	室戸台風	1934	92,740

（『デジタル台風：台風被害リスト』¹⁾を元に作成）

2.2 風力に関する基規準の変遷

文献調査^{文3,4}をもとに風力に対する建築物の基規準の変遷のうち、主要なものを以下に列記した。1970年頃までは木造の倒壊被害軽減のための基規準が主であったが、強風による木造住宅の倒壊は壁量計算の風圧力規定で大きく減少し、1970年代以降は、屋根瓦・ガラス・鋼板製屋根に関する規準が整備されるようになった。

- ・1917年：東京地方に於ける木造建築の耐風構造に関する注意私案
- ・1947年：日本建築規格建築3001制定：速度圧の規定
- ・1970年：壁量計算に風圧力算入
- ・1971年：建設省告示第109号：屋根葺き材用風圧力の規定
- ・1977年：鋼板製屋根構法標準 →2008年：改定
- ・2000年：建築基準法改正：速度圧の新たな規定
- ・2001年：板硝子協会推奨基準
- ・2002年：瓦屋根標準設計・施工ガイドライン

3. 社寺建築の被害調査（初動調査）

2019年11、12月に行った初動調査の調査範囲及び台風15号の経路を図1に示す。強風によって被害が発生した鹿野山神谷寺・布良崎神社の現地調査および、久留里神社・亀山神社・洲崎神社の文献調査結果を示す。

・鹿野山神谷寺：関東最古の名刹であり、関東三大修験道の一山。主要な被害は以下のとおりであるが、境内の全ての建物が半壊または全壊していた。なお、鹿野山神谷寺は1917年の台風の際にも大規模被害を受けたことが伝えられている。

表門：倒壊(写真1、2)国指定重要文化財建造物であり、室町時代(1504~1520年頃)建設。茅葺切妻造の四脚門。奥の院：半壊。柱が礎石からずれ・浮きあがっており、全体的に後方に傾斜していた。

旧護摩堂：倒木により半壊(写真3)

- ・布良崎神社：拝殿の傾斜(写真4)。みこし倉の倒壊。
- ・久留里神社：千葉県君津市。拝殿脇の大木が根元から倒れ、拝殿の左半分が大きく潰れた。
- ・亀山神社：千葉県君津市。倒木により被災。



図1 初動調査の調査範囲と令和元年台風15号経路



写真1 鹿野山神谷寺表門
(鹿野山神谷寺公式サイトより転載)



写真2 倒壊前の鹿野山神谷寺表門 (君津市経済振興課(観光振興係)『君津市の文化財・記念物』より転載)



写真3 倒木により半壊となった鹿野山神谷寺旧護摩堂 (2019.12 北原撮影)



写真4 布良崎神社拝殿 (2019. 12. 23 北原撮影)

4. 住宅被害調査（岩井袋悉皆調査）

4.1 調査対象と調査方法

2020年10月12日～14日にかけて、千葉県安房郡鋸南町岩井袋の住家101棟と調査時点では解体済みであった建物32棟を対象に、被害調査および補修動向調査を行った（図2）。岩井袋は山に囲まれた漁村であり、台風15号による被害が最も大きい集落であった。現地調査に加えて、Googleの衛星写真、ストリートビューも参照した。

4.2 建築物概要

101棟の内、1棟は台風後に解体・新築され、1棟は建物の一部を解体していた。101棟の構造形式・構法は以下のとおりである。

- ・構造種別と建物用途：すべて木造建築。戸建専用住宅が95棟、倉庫が4棟、寺兼住家、公共建築が各1棟。
- ・建物階数：平屋建て30棟、2階建て71棟。
- ・屋根形状：切妻屋根52棟、寄棟屋根40棟、方形屋根6棟、片流れ屋根2棟、マンサード屋根1棟。
- ・屋根葺き材：台風前の屋根葺き材の内訳と台風後の変更を図3に示す。
- ・外壁仕上げ：台風前の外壁仕上げの内訳を図4に示す。

4.3 住宅被害内容

岩井袋地区の被害の分布を図5に示す。南風を直接受ける北部集落に解体済の住家が多いことがわかる。被害内容は、屋根の被害が最も多く、倒壊や傾斜は認められなかった。顕著な被害としては、小屋組の飛散（写真3）、屋根葺き材・野地板・垂木が一体となったが屋根の飛散（写真4）が認められた。また、屋根葺き材や庇・けらば・軒下に被害や、飛来物による衝突による被害が見られた。外壁は約2/3の住宅で被害が生じたと推定される。屋根と同様、強風自体による被害と飛来物の衝突による被害が見られた。強風自体による被害としては、乾式工法である窯業系サイディング・木材・金属・樹脂系サイディングでは脱落・破損（写真10）、湿式工法であるモルタル壁ではモルタル仕上げの剥がれ・亀裂が見られた（写真11）。この他、飛来物の衝突による窓ガラスの割れや、強風による雨戸・窓格子・ベランダの変形・破壊も認められた。

5. まとめ

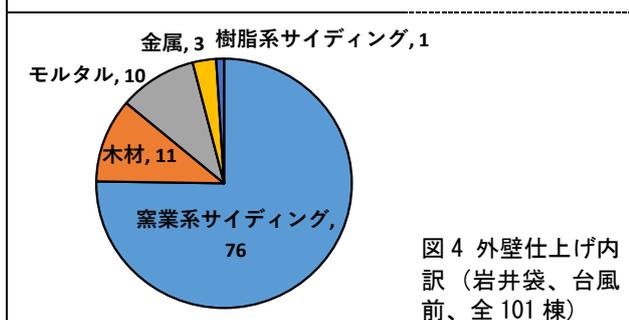
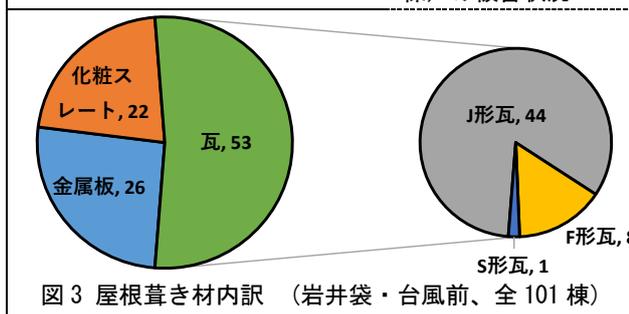
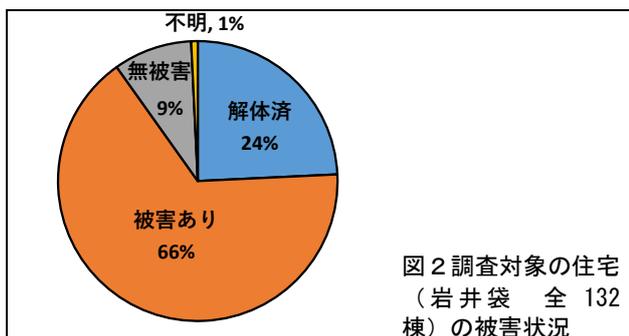
令和元年台風15号による房総半島の木造建築物の被害調査を実施した。社寺建築は構造的な被害を受けているものが多く、このうち立地条件から倒木に起因する被害もみられた。住宅は屋根被害が主であった。最も被害大きく、悉皆調査を大なした岩井袋では住宅の9割近くは何らかの被害を受けており、特に屋根被害が顕著であった。

【謝辞】

本研究にご協力して下さった千葉県安房郡鋸南町・館山市の方々を中心に感謝申し上げます。本報告書は、北原瞭：令和元年台風15号による木造建築物の被害に関する研究、2020年度東京大学大学院工学系研究科建築学専攻・修士論文をもとに作成いたしました。

【参考文献】

- 1) 北本朝展：デジタル台風：台風被害リスト（2021年1月6日）
<http://agora.ex.nii.ac.jp/cgi-bin/dt/disaster.pl?lang=ja&sort=house&order=dec&stye=number&basin=wnp>
 - 2) 総務省消防庁：令和元年版 消防白書, 2020.2
 - 3) 喜々津仁密：日本における建築物の台風被害と被害軽減に資する基標準の変遷, 日本風工学会誌, 2015.7
 - 4) 奥田泰雄：建築基準法の風荷重関係係数について, 日本金属屋根協会 HP より,
<http://www.kinzoku-yane.or.jp/technical/> (2021年1月6日)
 - 5) 内閣府：災害に係る住家の被害認定基準運用指針, 2020.3
 - 6) 国土交通省：令和元年房総半島台風を踏まえた建築物の強風対策の方向性, 2020.7
- 写真1) 鹿野山神谷寺公式サイトより（2020年1月9日）
<https://jinyaji.web.fc2.com/odou.html>
- 写真2) 君津市経済振興課（観光振興係）『君津市の文化財・記念物』（2020年1月9日）
<https://www.city.kimitsu.lg.jp/site/kanko/2199.html>



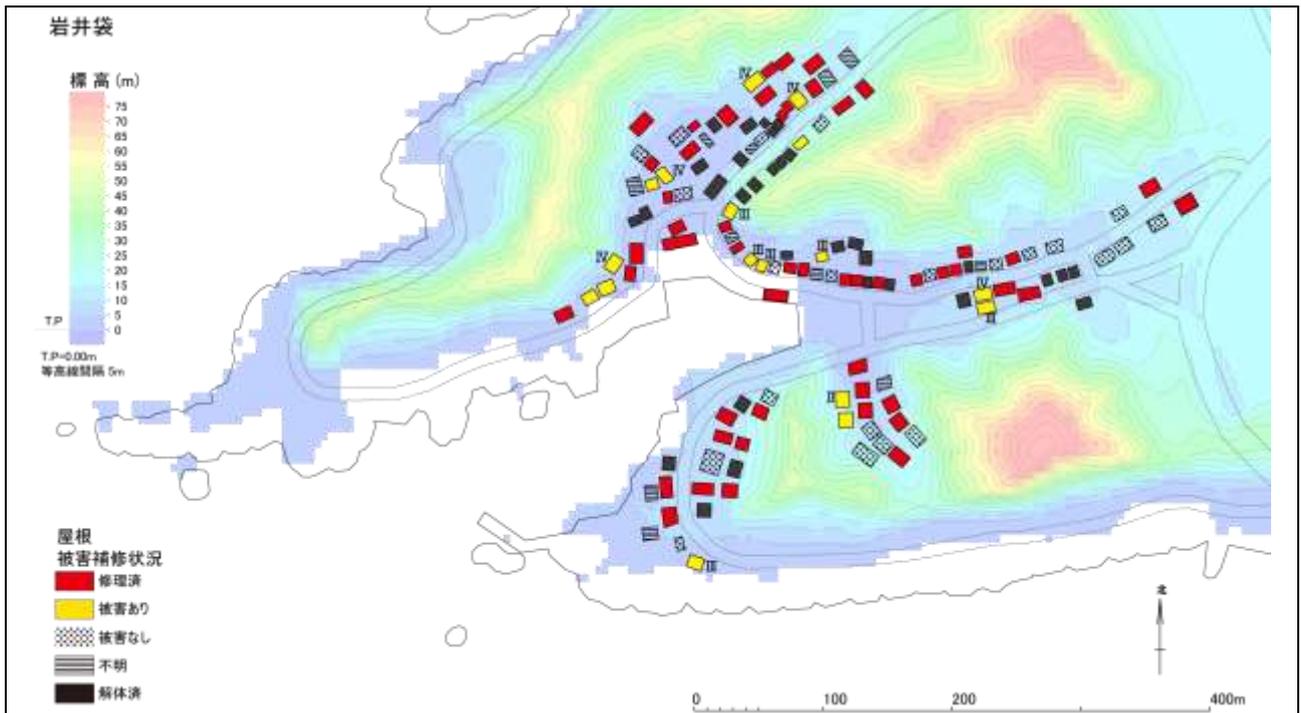


図 5 岩井袋の屋根調査結果（被害補修状況と被害程度）



写真 3 小屋組の飛散 (2019. 12)



写真 4 屋根の飛散 (2019. 12)



写真 5 J形瓦の飛散 (2020. 10)



写真 6 化粧スレートで貫通したドア (鋸南町勝山, 2019. 12)



写真 7 瓦棒葺き金属板屋根の剥がれ (2020. 10)



写真 8 J形瓦のパテ修理 (2020. 10)



写真 9 庇の垂れ (2020. 10)



写真 10 窯業系サイディングの脱落 (2019. 12)



写真 11 モルタル壁の脱落 (2020. 10)

旧海軍施設を中心とした近代建築における使用鋼材に関する研究（継続研究）

水野僚子

日本大学生産工学部建築工学科 助教

1. はじめに

近代建築において、躯体材料である鋼材は構造体として重要な要素といえる。日本の鉄鋼技術はたたら製鉄から始まる歴史で語られ、製法や業界について取り上げられることはあるが、製品や建築材料についての情報は少ない。そのため、近代建築において歴史的調査を行う場合、竣工時の史料や材に残るロールマークでも残っていない限り、得られる情報は限られているのが現状である。そこで、本研究は、実存していた旧海軍施設が解体される際に立ち合い、そこで使用されている鋼材について調査・分析を行うことで、今後の参考となる指標を得ることを目的とする。

本稿では、目黒に残っていた昭和初期の旧海軍技術研究所科学及電気研究場について、鋼材分析の結果をもとに当時の使用鋼材について報告する。

2. 旧海軍技術研究所科学及電気研究場の建物概要¹⁾

対象建物（写真 1）は、防衛装備庁艦艇装備研究所の庁舎として 2018 年まで使用されていた建物である。竣工当初の史料は残っていないが、海軍技術研究所の主要施設は昭和 5 年 9 月に完成しており²⁾、防衛研究所戦史研究センター所蔵資料には昭和 3 年～5 年の予算が確認できる³⁾ ことから昭和 5 年竣工と考えられる。当時の海軍省建築局長は柔構造を唱えた真島健三郎であり、本建物は真島の理論に基づいて設計した事例として紹介されており⁴⁾、当時の海軍で展開した耐震建築を知るうえで重要な建物であるといえる。

建物は梁間約 16m、桁行約 133m の長方形の平面で、同時期の海軍庁舎と比べ桁行が長い。規模は地下付き 3 階建て一部 4 階で、塔屋までの高さは約 17m である。構造は鉄骨鉄筋コンクリート煉瓦造であるが、柔構造理論が取り入れられているとすると、大地震時に煉瓦壁が崩れることを想定していると考えられ、鉄骨造に近いもの



写真 1 建物外観

と考えられる。しかし、鉄筋煉瓦の壁やコンクリートの入り具合を見ると、実際に建てられた建物は想定より頑丈なつくりになっているように思われた。

取り壊しは 2018 年 12 月から 2019 年 5 月にかけて行われ、解体業者協力のもと構成部材である柱・大梁・小梁（写真 1）を提供いただくことができた。



写真 2 提供部材（手前から大梁・中央最上階の小梁・柱）

3. 調査概要

3.1 調査試料

提供部材のうち、桁行方向に入っていた大梁について、コンクリートをはつきり、鉄骨の状態の良いところをガス切断で切り出し、アングル材（山形鋼）、プレート、リベット（丸鋳）を採取した。

3.2 外観調査

まず、外観を観察し、使用されている鋼材を確認し、試験片採取場所を検討し、外力による変形がほぼ見られないものを選び出した。

大梁は、主材のアングル（L-100×100×12.5）とつなぎ材のプレート（PL-10.5×180）をリベット（径 21mm）で組み立てた箱型断面であった。

3.3 引張試験

3.3.1 試験方法

梁を解体したアングルおよびプレートからそれぞれ 3 本の試験片を JIS Z 2241「金属材料引張試験方法」5 号で作製した。採取位置は図 1 に示したように、主材の引張試験片 3 本中、2 本は同じアングルから採取している（TL-2 と TL-3）。同様につなぎ材のプレートでも、3 本中、2 本は隣接させて採取した（TP-2 と TP-3）。なお、試験片には解体時の強制変形は認められなかったため、プレス加工を

行わずに試験に供した。

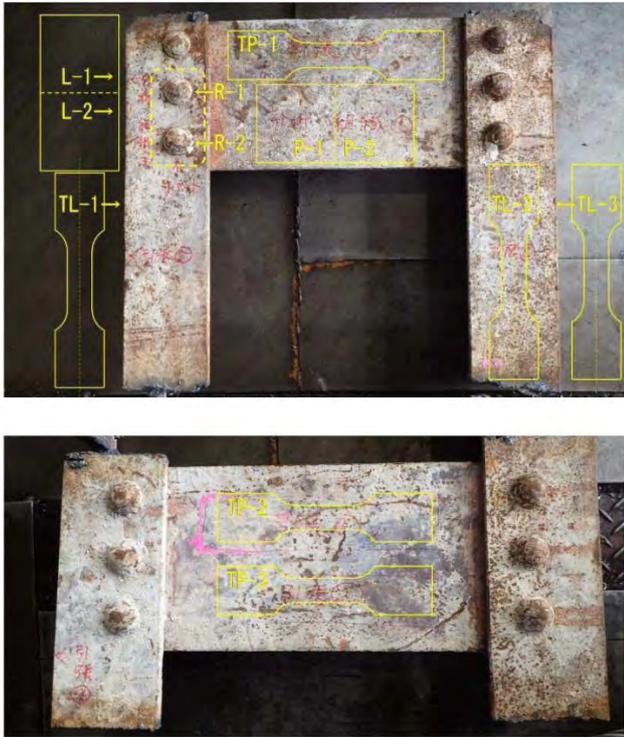


図1 試験片採取位置

3.3.2 試験結果

引張試験の結果(表1)から応力-伸び歪関係を示したのが図2である。主材・つなぎ材のいずれも、3本でほぼ同じ応力-伸び歪曲線が得られ、降伏強度は235N/mm²を超え、引張強さが400N/mm²を超えた値であった。

表1 引張試験結果

鋼種	試験片記号	平行部厚(mm)	平行部幅(mm)	上降伏点(N/mm ²)	下降伏点(N/mm ²)	0.2%オフセット耐力(N/mm ²)	引張強さ(N/mm ²)	破断伸び(%)	破断位置
組立箱形断面柱 主材	TL-1	12.3	25.0	239	236	236	412	38	A破断
	TL-2	12.4	25.0	252	250	250	417	39	A破断
	TL-3	12.6	25.1	257	248	254	419	40	A破断
組立箱形断面柱 つなぎ材 プレート	TP-1	11.0	25.1	280	253	259	425	43	A破断
	TP-2	10.4	25.0	280	272	277	431	35	A破断
	TP-3	10.3	25.0	288	281	286	438	38	A破断

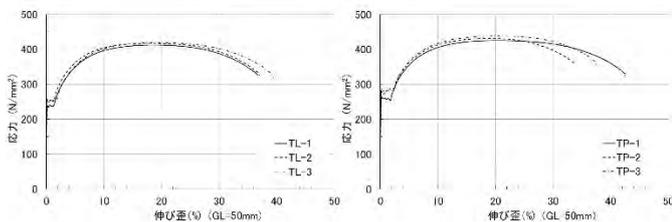


図2 主材アングルとつなぎ材プレート 応力-伸び歪関係図

3.4 組織調査

3.4.1 金属組織観察

試験片およびリベットを樹脂埋込し、断面研磨後エッチングを行い、光学顕微鏡により断面中央部における金属組織を観察した。観察方向はアングルとプレートは図3-1に示した観察面、リベットは図3-2に示した軸部と頭部を観察箇所とした。

アングルおよびプレートの断面組織(図4-1)を見ると、各鋼材ともにフェライト・パーライトが観察される金属組織であるが、プレートの方が細かい組織が観察された。リベットの断面観察結果である図4-2では、軸部と頭部で金属組織に差はみられず、熱影響を受けた組織が観察された。

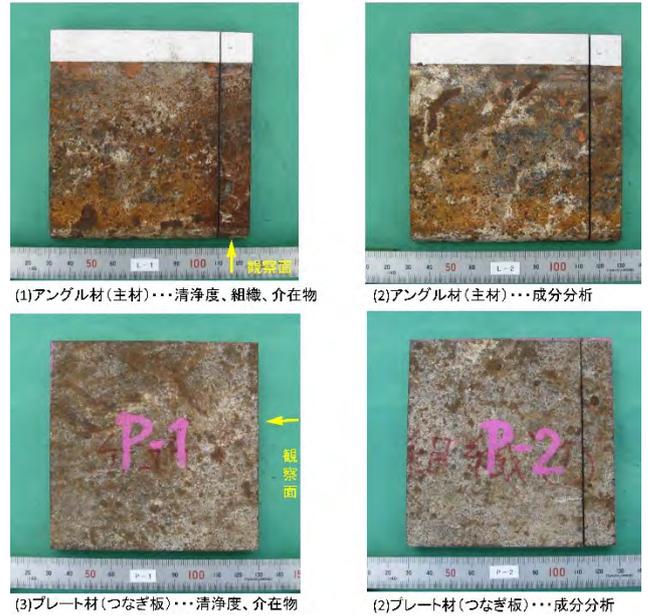


図3-1 アングルとプレートの観察用試料



図3-2 リベットの観察用試料

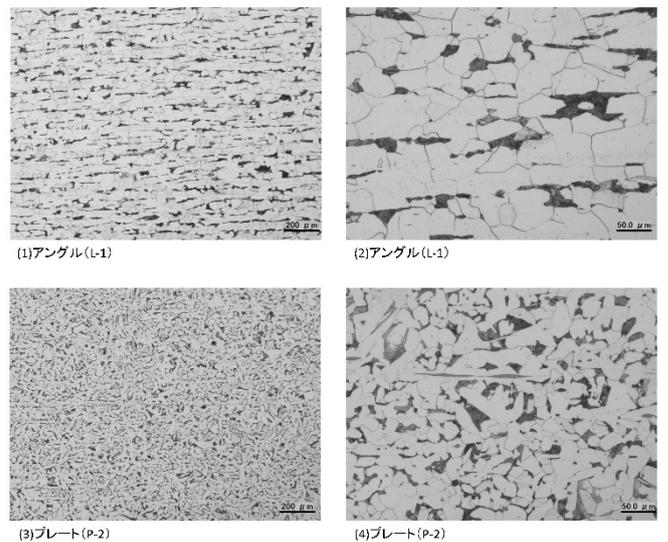


図4-1 アングルとプレートの金属組織観察結果

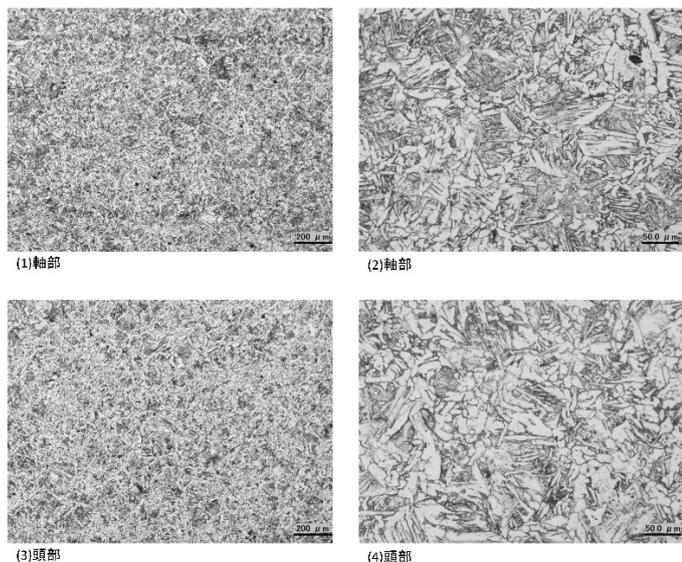


図 4-2 リベットの金属組織観察結果

3.4.2 清浄度

樹脂埋込した試験片を、断面を研磨し光学顕微鏡により観察、清浄度を測定した。組織観察面と同じ面の断面中央で観察した。この観察面にて点算法⁵⁾により介在物を測定した結果を表 2 に示す。鋼材に存在する非金属介在物は、大きく分けて次の 3 系に分類される。

- A 系：加工によって変形をうけたもの。主に MnS。
- B 系：加工方向に不連続に粒状に並んだもの。おもに Al₃O₃。
- C 系：変形をあまりしないので不規則に分散した粒状物。たとえばシリケート等。

鋼材の通常の数値は形鋼で 0.20~0.35 程度といわれており、本調査対象材は比較的清浄な鋼材といえる。

表 2 清浄度測定結果

		点算法による介在物測定結果 (%)			
		A 系	B 系	C 系	清浄度
アングル	L-1	0.08	0.00	0.00	0.08
プレート	P-1	0.06	0.00	0.01	0.07
リベット	R-1	0.05	0.03	0.01	0.08

3.4.3 非金属介在物

金属組織を観察した試料にて観察された介在物を、走査型電子顕微鏡 (SEM) とエネルギー分散型 X 線分析器 (EDS) により観察した。観察結果の事例として L-1 を図 5 に示す。

アングル、プレート、リベットそれぞれで見られた 3 つ介在物 (アングル①~③, プレート④~⑥, リベット⑦~⑨) について、形状と分析結果より、分析箇所①, ④, ⑦, ⑧が粒状で Al が多く検出されていることからアルミナ系の介在物、分析箇所③, ⑥, ⑨は圧延方向に伸び Mn, S が検出されていることから MnS と推定される。分析箇所②と⑤は圧延方向に伸び、Mn や Si が検出されていることから Mn 酸化物や Si 系が混在した介在物と推定される。

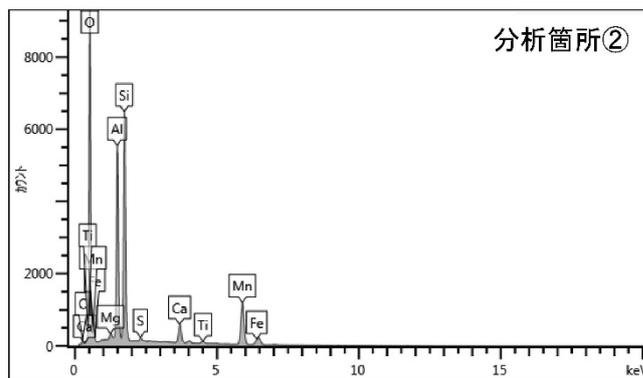
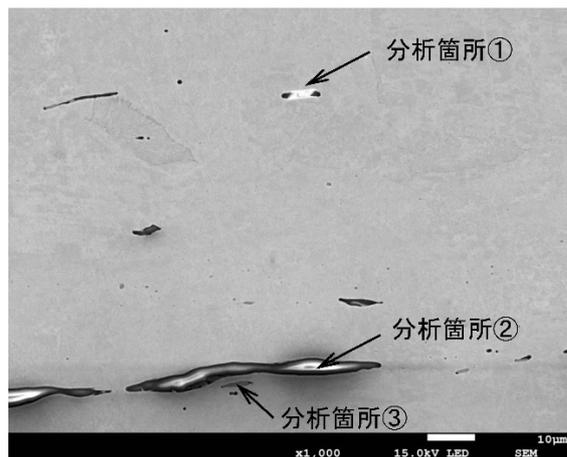


図 5 EDS による介在物 (L-1) 観察結果

3.4.4 硬さ

清浄度測定を行った観察面にてピッカース硬さを測定した結果は表 3 に示すとおり、アングルとプレートは、おおよそ同等の硬さである。

表 3 硬さ測定結果 (HV10)

試験片		N	硬さ	平均
アングル	L-1	1	127	129
		2	130	
		3	130	
プレート	P-1	1	121	123
		2	125	
		3	123	
リベット	R-1	1	154	155
		2	154	
		3	155	

3.5 成分分析

3.5.1 分析方法

- 引張試験片作製時に分析用試料を作製し、化学成分を分析した。
- ・試料：アングル材 (L-2), プレート材 (P-2), リベット (R-1)
 - ・分析元素：C, Si, Mn, P, S, Cu, Ni, Cr, Mo, V, B, N
 - ・分析方法：赤外線吸収法 (C, S),
ICP 発光分光法 (Si, Mn, P, Cu, Ni, Cr, Mo, V),
吸光光度法 (B), 熱伝導度法 (N)

3.5.2 分析結果

アングル (L-2), プレート (P-2), リベット (R-1) の化学成分を

分析した結果を表4にまとめる。プレート(P-2)は、アングル(L-2)やリベット(R-1)よりSi, Cuが低い傾向がみられる。

表4 化学成分分析結果(mass%)

	C	Si	Mn	P	S	Cu	Ni	Cr	Mo	V	N	B
L-2	0.154	0.15	0.49	0.015	0.035	0.10	0.03	0.02	<0.01	<0.01	0.004	0.0004
P-2	0.189	0.01	0.56	0.042	0.049	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.003	0.0004
R-1	0.164	0.19	0.60	0.024	0.028	0.12	0.04	0.03	<0.01	<0.01	0.004	0.0003

4. 考察

1) 引張試験特性

大正15年制定の日本標準規格 JES 第20号「構造(橋梁, 建築其ノ他)用圧延鋼材」⁶⁾では、平鋼の引張強さが39~47kg/mm²(382.2~460.6N/mm²)とされているが、アングルの引張強さ412~419N/mm², プレートの引張強さが425~438N/mm²という試験結果は、当時の規格値を満たした鋼材であったといえる。また応力-ひずみ曲線でも3本でほぼ同じ応力-伸び歪曲線が得られている。

2) 金属組織

プレートとアングルは、炭素鋼の一般的な組織であるフェライト・パーライト組織で、リベットは、熱影響を受けた組織が観察された。リベット締め作業は、リベットを900~1100℃に赤熱後、締結部にセットしリベット打ちを行うことから⁷⁾, リベットの金属組織は、締結作業時における加熱時の熱影響を受けた組織となつたと考えられる。

3) 化学成分

日本標準規格 JES 第20号「構造(橋梁, 建築其ノ他)用圧延鋼材」では、化学試験項目に成分, 製鋼法について

・第一種: P, S ≤ 0.06%, 酸性または塩基性平炉で製造

・第二種: 平炉 P ≤ 0.08%, S ≤ 0.06%

転炉 P ≤ 0.12%, S ≤ 0.06%

酸性または塩基性平炉もしくは転炉で製造。

とされている。分析結果は、Pはアングルが0.015%, プレートが0.042%, リベットが0.024%であり、Nはアングルとリベットが0.004%(40ppm), プレートが0.003%(30ppm)という成分値であった。当時の転炉である八幡製鉄所のベッセマー転炉(酸性転炉, 1927年に休止⁸⁾)による鋼では、Pは0.070%以下を得ることが困難であったが平炉材では0.040%以下で得られ、またNは空気を吹き込む転炉では0.008%(80ppm)以下は困難であったと報告されているが^{9) 10)}, 今回のP, Nの分析結果では、以上の報告にある当時の転炉鋼の値より低いことから平炉鋼と推定される。

またVの分析値は0.01%未満であったが、塩基性炉の場合はスラグとの反応によりV量が低下する傾向があること、当時の八幡製鉄所ではベッセマー転炉と同時に塩基性平炉を導入したことから、塩基性平炉による鋼の可能性が考えられる。

Cuの分析値ではアングルおよびリベットとプレートで差異がみられるが、原料の鉄鉱石、または使用されたスクラップ由来によると推定される。

以上により、今回調査した鋼材は、JES 第20号(1925年)の第一種の規格値を満たした鋼材といえる。

5. まとめ

昭和初期に竣工した海軍庁舎建築について、解体時に回収された鋼材の調査結果を以下にまとめる。

- ・主材であるアングルの引張強さは412~419N/mm², つなぎ材であるプレートの引張強さは425~438N/mm²であった。
- ・アングルとプレートの金属組織は、フェライト・パーライト組織であり、プレート材の方が細かい組織であった。
- ・リベットは、施工時の加熱による熱影響を受けた組織であった。
- ・清浄度は、0.07%~0.08%であった。
- ・観察された介在物は、MnSと推定されるA系、アルミナ系と推定されるB系、Mn酸化物やSi系が混在したと推定される介在物が観察された。
- ・硬さは、アングルが129HV, プレートが123HVとほぼ同様であり、リベットは155HVであった。
- ・成分分析では、アングルリベットよりプレートの方がSiとCuが低い傾向がみられ、Nはアングルとリベットが40ppm, プレートが30ppmであった。

今回調査した梁に使われた鋼材は、平炉鋼と推定され、JES 第20号「構造(橋梁, 建築その他)用圧延鋼材」(1925年)の第一種の規格値を満たした鋼材といえる。

謝辞

本調査では防衛装備庁艦艇装備研究所とコーナン建設株式会社関係者の皆様にご協力いただきました。また実験は、日鉄テクノロジー株式会社富津事業所材料ソリューション部材料解析室にご協力いただきました。ここに深く感謝申し上げます。

注

- 1) 水野僚子・藤本利昭・中島久男・湯本桂・山中美穂・河地駿介: 旧海軍技術研究所科学及電気研究場にみる真島健三郎の柔構造理論の影響について、日本建築学会大会学術講演会梗概集, 2018.9, pp.1031~1032
- 2) 『日本無線史 10巻』電波監理委員会, 1951.9.30
- 3) 防衛研究所戦史研究センター所蔵「昭和4年度 公文備考 巻94」昭和 年度 公文備考 巻118」
- 4) 海軍施設系技術官の記録, 海軍施設系技術官の記録刊行委員会, 1972.5, 「如何なる構造を以て地震に対するべきかー耐震構造に関する海軍省真島博士の所説(1)」『土木建築工事画報』第5巻9号, 1929.9
- 5) JIS G 0555 (2003) 付属書1「点算法」, 観察条件は100倍, ノーエッチ。
- 6) 『日本標準規格 合本第1巻』商工省, 1932
- 7) 島田静雄『講義テキスト・リベット構造』1968(電子化版, 2001)
- 8) 『八幡製鉄所八十年史』新日本製鉄株式会社, 1980
- 9) 山崎鯛介・菅野良一ほか: 旧犬吠埼信号所霧笛舎に使用された鋼材について, 日本建築学会計画系論文集 第76巻 第670号, 2011
- 10) 大石徹: 鉄道レールの組成からみた製鉄の歴史 環境と測定技術 Vol.36 2009

越後国村松藩の大工一族・小黒家の建築活動に関する基礎的研究

目黒 新悟

独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究員

1. 序

1-1. 背景と目的

重要文化財旧笹川家住宅（新潟市南区）の棟梁、小黒左衛門重命（以下「五代」と略称、安政3年（1856）87歳没）は、越後国村松藩領で代々続いた大工一族の五代目である^{注1)}。初代小黒左衛門休意（正徳6年（1716）95歳没）は出雲崎大工の出自を持ち、村松に転居し村松陣屋の造営に従事したのを端緒として、それ以降の歴代が越後大工・小黒左衛門を世襲・襲名し、村松に居住した。筆者はこれまでに、五代が造営した建物の軒まわり構法などに着目し、研究を進めてきた^{注2)}。

本研究は、小黒左衛門一族（初代～七代）の建築活動、建物の存否、規模・構造形式等を明らかにし、五代の位置付けを考察する基礎資料を得ることを目的とする。

1-2. 方法と対象

小黒家末裔の個人宅には、『小黒家文書』（未整理）が伝来する。まず、小黒家所蔵『小黒家文書』の史料調査を行い、造営に関する記載がある「小黒左衛門旧日記帳」^{注3)}、「小黒左衛門先祖由来之事」^{注4)}、「越後国蒲原郡村松城町小黒左衛門由緒之事」を対象として、小黒左衛門一族が造営した建物を抽出する。次に、踏査を行い、存否と所在地等を確認する。さらに、建立年等を確認できる資料の収集を行い、建立時の領分を確認する。これらを整理しと分布図と一覧表を作成する。なお、五代については既に発表したため、ここでは省略する。

1-3. 先行研究

『新潟県の近世社寺建築』によれば、小黒姓の出雲崎大工による重要文化財種月寺本堂と新潟県指定文化財雲洞庵本堂は、越後の曹洞宗寺院本堂において後世の規範になったとされる^{注5)}。

高橋恒夫は、出雲崎大工が曹洞宗寺院の造営に多く従事したこと、出雲崎と村松に小黒姓の大工が多く存在したこと、小黒左衛門一族が造営した建物として、曹洞宗福厳寺本堂（五泉市木越荒屋）、法華宗陣門流本住寺本堂（新潟市秋葉区横川浜）、曹洞宗宗慶寺本堂（南蒲原郡田上町川船河）、曹洞宗長寿院本堂（五泉市上戸倉）、白山神社拜殿（三条市長沢）^{注6)}、法華宗陣門流本行寺鬼子母神堂・同寺山門（五泉市村松）、浄土真宗東本願寺派専徳寺本堂（燕市長所）の存在を明らかにした^{注7)}。

杉野丞は、北信地方で越後大工が造営した曹洞宗寺院本

堂は、越後に集中した前面土間8室型の傾向にあり、軒と天井を高く上げ、広い内部空間を造る点に特徴があることを指摘した^{注8)}。

2. 小黒左衛門一族

「小黒左衛門先祖由来之事」などを参考に在世年を整理した（表1）。歴代が越後大工・小黒左衛門を世襲・襲名するが、五代の倅である六代は短命で五代より先に他界したため、「左衛門」を襲名しなかった。そのため、五代の次は孫の七代が「左衛門」を襲名した。

3. 小黒左衛門一族の建築活動

3-1. 抽出と存否

まず、個人蔵『小黒家文書』の検討を通して、初代4棟、二代5棟、三代12棟、四代25件、七代1棟の造営を抽出した（表2）。初代～四代・七代で、計47件を確認した。このうち、㊸余人頼家宅は複数の民家の造営を指すから、少なくとも47棟以上の造営を確認した。

建物の造営は、世代を経ることに増える傾向にあることが判明した。なお、五代については現時点で29棟の造営を確認しており、歴代の中で最も多く従事していた。

なお、先述した先行研究で指摘される曹洞宗福厳寺本堂（五泉市木越荒屋）は、見出すことができなかった。ここでは建立年を「江戸中期（1750）」とするが、『新潟県の近世社寺建築』では「寺蔵の過去帳は元禄13年（1700）の記事があり、建築様式から判断しても17世紀まで遡ると考えてよい」と言う^{注9)}。「江戸中期」の「小黒左衛門」の造営がいかなるものかは、判断としなかった。

次に、抽出した造営について、踏査や郷土資料^{注10)}などから、存否を確認した。47件のうち、7棟の現存と37棟の滅失を確認した。ほか3棟については、個別調査での

表1 小黒左衛門一族の在世年

世代	没年月日	行年
初代	正徳6年（1716）4月2日	95歳
二代	享保18年（1733）11月11日	79歳
三代	寛延元年（1748）9月11日	58歳
四代	寛政11年（1799）6月26日	72歳
五代	安政3年（1856）5月21日	87歳
六代	天保15年（1844）12月23日	49歳
七代	明治22年（1899）8月16日	67歳

表 2 小黒左衛門一族の建築活動の一覧表

No.	建物の名称	建立年	世代	現在の住所	領分	建物類型	主な典拠	存否	主要な構造形式
①	神明宮社殿	明暦 2 年 (1656)	初代	五泉市石曾根 305	村松	社殿	旧記帳、明細帳	滅失	「間口九尺／奥行九尺」(明細帳)
②	八幡宮本殿	寛文元年 (1661)	初代	五泉市矢津 1896	村松	社殿	旧記帳、近社寺、村松町史	現存	三間社流造、木羽葺
③	村松陣屋	寛文 3 年 (1663)	初代	五泉市村松乙 2-1	村松	武家住宅	旧記帳、村松町史	滅失	
④	堀宮内様(家老)本屋	寛文 4 年 (1664) ~ 寛文 9 年 (1669)	初代	五泉市村松乙 53 付近	村松	武家住宅	旧記帳、先祖由来、村松町史	滅失	
⑤	曹洞宗・願成寺本堂	元禄 16 年 (1703)	二代	五泉市川瀬 518	村上	仏堂	旧記帳、寺院名鑑、明細帳	大正 14 年 (1925) 滅失	「間口十二間三尺／奥行八間」(明細帳)
⑥	愛宕神社社殿	宝永 2 年 (1705)	二代	五泉市村松甲 3326	村松	社殿	棟札	滅失	
⑦	曹洞宗・清光寺本堂	不明	二代	五泉市熊沢 1238	村松	仏堂	旧記帳	滅失	
⑧	曹洞宗・大雲寺本堂	不明	二代	加茂市大字上戸倉 135	村松	仏堂	旧記帳、加茂市史	滅失	
⑨	宗派不明・倫宗寺本堂	不明	二代	不明	不明	仏堂	旧記帳	滅失	
⑩	春日神社拝殿	元文 4 年 (1739)	三代	五泉市村松甲 6531	村松	社殿	旧記帳、村松町史	宝暦 6 年 (1756) 滅失	
⑪	曹洞宗・興泉寺観音堂	享保 18 年 (1733) ~ 延享 2 年 (1745)	三代	五泉市錦町 2-35	白河	仏堂	旧記帳、世代名鑑	滅失	
⑫	堀太郎兵衛様(家老)本屋	延享 4 年 (1747)	三代	五泉市村松乙 53 付近	村松	武家住宅	旧記帳	滅失	
⑬	堀太郎兵衛様(家老)長屋	延享 4 年 (1747)	三代	五泉市村松乙 53 付近	村松	武家住宅	旧記帳	滅失	
⑭	曹洞宗・福昌寺本堂	延享 4 年 (1747)	三代	五泉市牧 1881	村松	仏堂	旧記帳、近社寺	現存	入母屋造、銅板葺、間口 60.55 尺、奥行 48.10 尺 (近社寺)
⑮	曹洞宗・長見寺本堂	不明	三代	三条市新屋 561-1	村松	仏堂	旧記帳	天保 3 年 (1832) 滅失	
⑯	曹洞宗・栄雲寺本堂	不明	三代	三条市原 894	村松	仏堂	旧記帳	昭和 41 年 (1966) 滅失	
⑰	曹洞宗・賢聖寺本堂	不明	三代	加茂市大字黒水 686	村松	仏堂	旧記帳、加茂市史	滅失	
⑱	曹洞宗・善興寺本堂	不明	三代	加茂市大字下高柳 631	村松	仏堂	旧記帳、加茂市史	滅失力	入母屋造、金属板葺、間口 51.15 尺、奥行 35.35 尺 (加茂市史)
⑲	曹洞宗・忠山寺本堂	不明	三代	五泉市今泉 77	御料所	仏堂	旧記帳	滅失力	寄棟造、金属板葺
⑳	真宗大谷派・三条別院山門	不明	三代	三条市本町 2-1-57	村上	門	旧記帳	文政 11 年 (1828) 滅失	
㉑	真言宗智山派・最明寺観音堂	不明	三代	三条市院内 193	村松	仏堂	旧記帳、下田村史	明治 27 年 (1894) 滅失	
㉒	真宗大谷派・三条別院食堂	宝暦 9 年 (1759)	四代	三条市本町 2-1-57	村上	仏堂	旧記帳	文政 11 年 (1828) 滅失	
㉓	余人頼家宅	宝暦 9 年 (1759)	四代	不明	村松	民家	旧記帳	滅失	
㉔	真言宗智山派・正円寺本堂	宝暦 11 年 (1761)	四代	五泉市村松甲 6335-1	村松	仏堂	旧記帳、村松町史	昭和 26 年 (1951) 滅失	
㉕	曹洞宗・英林寺本堂(造作)	宝暦 12 年 (1762)	四代	五泉市村松甲 5794	村松	仏堂	旧記帳、村松町史	昭和 26 年 (1951) 滅失	
㉖	真宗大谷派・法厳寺鐘楼門	明和 2 年 (1765)	四代	新潟市秋葉区結 146	新発田	門	旧記帳	慶応元年 (1865) 力 滅失	
㉗	真宗大谷派・清林寺本堂	明和 4 年 (1767)	四代	五泉市馬場町 1-4-25	白河	仏堂	旧記帳	滅失	「前通八間半、奥行七間半、出破風登り青海」(旧記帳)
㉘	曹洞宗・興泉寺観音堂楼門	明和 5 年 (1768)	四代	五泉市錦町 2-35	白河	門	旧記帳	滅失	「間口二間／奥行二間」(明細帳)
㉙	曹洞宗・賢聖寺本堂	明和 6 年 (1769)	四代	加茂市大字黒水 686	村松	仏堂	旧記帳	滅失	寄棟造、金属板葺、間口 51.23 尺、奥行 42.30 尺 (加茂市史)

No.	建物の名称	建立年	世代	現在の住所	領分	建物類型	主な典拠	存否	主要な構造形式
⑩	法華宗陣門流・本住寺本堂	明和7年(1770)	四代	新潟市秋葉区横川浜2983	新発田	仏堂	旧記帳、近社寺	現存	入母屋造、棧瓦葺、間口49.90尺、奥行39.25尺(近社寺)
⑪	曹洞宗・東龍寺本堂	安永元年(1772)頃	四代	田上町大字田上乙1374	御料所(新発田領内継所村)	仏堂	旧記帳、田上町史	現存	入母屋造、銅板葺、間口18.5m、奥行13.8m(実測)
⑫	曹洞宗・宗慶寺本堂	安永元年(1772)	四代	田上町大字川船河甲344	御料所	仏堂	旧記帳、田上町史	現存	寄棟造、棧瓦葺、間口15.3m、奥行13.0m(田上町史)
⑬	浄土真宗東本願寺派・専徳寺本堂	安永2年(1773)	四代	燕市長所4153	高崎	仏堂	旧記帳	滅失	
⑭	宗派不明・花城寺本堂	安永2年(1773)	四代	不明	不明	仏堂	旧記帳	滅失	
⑮	八幡宮本殿	安永2年(1773)頃	四代	五泉市宮町5-45	白河	社殿	旧記帳	滅失	
⑯	曹洞宗・長寿院法堂	安永3年(1774)	四代	五泉市上戸倉1358	村松	仏堂	旧記帳、近社寺	享和元年(1801)滅失力	寄棟造、鉄板葺、間口70.15尺、奥行45.30尺(近社寺)
⑰	曹洞宗・定光寺本堂	安永3年(1774)	四代	加茂市神明町2-19-4	村松	仏堂	旧記帳、加茂市史	慶応2年(1866)滅失	
⑱	白山宮本社	安永4年(1775)	四代	五泉市宮町5-45	白河	社殿	旧記帳	明治7年(1874)滅失	
⑲	白山宮拜殿	安永4年(1775)頃	四代	五泉市宮町5-45	白河	社殿	旧記帳	明治7年(1874)滅失	
⑳	真宗大谷派・浄覚寺鐘楼門	安永6年(1777)	四代	見附市元町1-3-5	村松	門	旧記帳、棟札	現存	三間一戸楼門、入母屋造、銅板葺
㉑	大手御門	安永8年(1779)	四代	五泉市村松乙118付近	村松	門	旧記帳	滅失	
㉒	曹洞宗・智徳寺本堂	天明7年(1787)	四代	見附市本町3-8-20	村松	仏堂	旧記帳	昭和33年(1958)滅失	
㉓	曹洞宗・智徳寺庫裡	天明7年(1787)	四代	見附市本町3-8-20	村松	庫裡	旧記帳	昭和33年(1958)滅失	
㉔	住吉神社本殿	天明8年(1788)	四代	五泉市村松甲5959	村松	社殿	旧記帳、村松町史、報告書	現存	三間社流造、銅板葺、間口11.50尺、奥行13.10尺(報告書)
㉕	浄土宗・安勝寺本堂	寛政3年(1791)	四代	五泉市吉沢1-3-12	白河	仏堂	旧記帳	滅失	
㉖	堀掃部様(家老)御家	寛政6年(1794)頃	四代	五泉市村松乙72付近	村松	武家住宅	旧記帳	滅失	
㉗	村松陣屋	安政6年(1859)	七代	五泉市村松乙2-1	村松	武家住宅	先祖由来	滅失	

凡例 並び順:建立年順、①:現存、②:滅失、③:未確認、旧記帳:個人所蔵「小黒左右衛門旧記帳」、明細帳:新潟県立文書館所蔵「新潟県寺院明細帳」、近社寺:『新潟県の近世社寺建築』、村松町史:『村松町史上巻』、寺院名鑑:『新潟県寺院名鑑』、先祖由来:個人所蔵「小黒左右衛門先祖由来之事」、加茂市史:『加茂市史資料編6文化財』、世代名鑑:『曹洞宗新潟県寺院歴住世代名鑑』、下田村史:『下田村史』、田上町史:『田上町史別編文化財』。

確認が必要である。

3-2. 地理的分布

造営時の領分を確認し、造営の分布図を作成した(図1)。分布図の下図は、新発田市立歴史図書館所蔵「越後蒲原一郡絵図」を用いた^{注1)}。

初代が造営に関与した4棟は、いずれも村松藩領に限られた。二代が造営した5棟は、⑨倫宗寺本堂が不明ながら、それ以外は3棟が村松藩領、1棟が他領であった。二代で他領での造営を確認できた。三代が造営した12棟は、9棟が村松藩領、3棟が他領であった。四代が造営した25件は、⑭花城寺本堂が不明ながら、それ以外は12件が村松藩領、12棟が他領であった。七代が造営した1棟は、村松藩領であった。なお、五代が造営した29棟は、14棟が村松藩領、15棟が他領である。世代を経るごとに、

他領での造営が増えていたことが判明した。歴代の中で、村松藩領・他領ともに、五代が最も多く造営を行った。

3-3. 建物類型

建物類型(社殿、仏堂、民家等の別)を整理した。初代は社殿2棟、武家住宅2棟(計4棟)、二代は社殿1棟、仏堂4棟(計5棟)、三代は武家住宅2棟、社殿1棟、仏堂8棟、門1棟(計12棟)、四代は武家住宅1棟、社殿4棟、仏堂14棟、門4棟、庫裡1棟、民家数棟(計25件)、七代は武家住宅1棟を確認した。

寺院の造営では、宗派として曹洞宗寺院の造営に多く関与していた。二代が造営した仏堂4棟のうち、倫宗寺は不明ながら、それ以外の3棟はいずれも曹洞宗寺院であった。三代が造営した仏堂8棟のうち、7棟が曹洞宗寺院であった。四代が造営した仏堂14棟のうち、花城寺は不明



図1 小黒左衛門一族の建築活動の分布図

ながら7棟が曹洞宗寺院で、さらに門1棟と庫裡1棟が曹洞宗寺院であった。

初代は、村松藩の造営事業として藩費で造営した①神明宮社殿・②八幡宮本殿と③村松陣屋に従事していた。②八幡宮本殿の棟札に初代の名はみえず、「御大工 佐久間平左衛門藤原久富」らの工匠名が散見する^{注12)}。③村松陣屋の造営では、初代は「御大工頭佐久間平左衛門」のもとで従事したことが知られる^{注13)}。一方で、二代からは村松藩の造営事業のほか、独立して仏堂を手掛けるようになった。また、三代からは加えて門、四代からは加えて民家、庫裡も手掛けるようになった。世代を経るごとに、造営する建物類型が増えていた。

なお、五代は社殿12棟、仏堂9棟、門2棟、民家4棟、庫裡2棟であった(計29棟)。民家は、他藩の大庄屋格の住宅である旧笹川家住宅表座敷・居室部と桂東吾家住宅主屋、さらに名主の住宅である小林八十八家住宅主屋であった。五代が造営した民家は一般の民家ではなく、大庄屋格・庄屋格の上層の民家で、五代でも手掛ける建物の種類がさらに増えていた。

3-4. 規模・構造形式

現存する建物は、踏査で主要な構造形式を確認した。報告書や郷土資料で報告がある場合は、その内容を追認した。明治16年(1883)以降に滅失した建物は、新潟県立文書館所蔵「新潟県神社明細帳」・「新潟県寺院明細帳」などから規模を確認した。

4. 結

本研究は、小黒左衛門一族(初代~七代)の建築活動、建物の存否、規模・構造形式等を明らかにした。特に初代~四代は、曹洞宗寺院の造営に多く従事しており、また武家住宅の造営にも従事していたことが判明した。

概略版では割愛したが、五代の造営を検討するため、五代が造営した桂東吾家住宅の前身である、桂六郎左衛門家住宅の史料調査・検討も本研究の一環として行った^{注14)}。

今後は、個人所蔵『小黒家文書』の整理・目録作成・翻刻および史料の検討、歴代の小黒左衛門一族が造営した建物の個別調査・検討、初代~四代の造営と五代の造営との比較、歴代の小黒左衛門一族が造営した建物と類例との比較・検討や、桂家住宅に関する史料調査・検討などが課題である。

謝辞

現地調査では小黒雅治氏・瀧澤修氏らの協力を得た。史料の検討・作図では原田宗周氏・諸見里凌氏の協力を得た。各位に謝意を表す。

注

- 注1) 参考文献1、2など。
- 注2) 参考文献3など。
- 注3) 参考文献1。
- 注4) 『松韻 村松藩の遺文を読む』古文書倶楽部、2001(私家版)。
- 注5) 参考文献4。
- 注6) 棟梁は「小黒右エ門」とされるが、棟札には「大工棟梁村松町小黒左衛門七十四才」とあった(圏点は筆者の挿入)。
- 注7) 参考文献5など。
- 注8) 参考文献6など。
- 注9) 参考文献5など。
- 注10) 参考文献2、4、5、7~11など。
- 注11) 整理番号:x01 一国1。「新潟県立歴史図書館郷土資料目録データベース」(https://www.histlib-shibata.jp/il/meta_pub/G000002kyodo_1454)で公開(2023年5月28日閲覧)。「文化二乙丑初冬赤浪組戸石村名主助之丞仕立之 同六年己巳年六月坂部甫作良永蔵書 文政八乙酉初夏齋藤儀右衛門忠検写之」とあり、制作年代が知られる。初代~四代の造営からは、比較的時代が降る点に留意が必要で、下図の領分と造営時の領分は一致しない場合がある。
- 注12) 参考文献2。
- 注13) 個人蔵『小黒家文書』「小黒左衛門先祖由来之事」(前掲注4)。
- 注14) 研究成果の一部は、参考文献12などで発表した。

参考文献

- 1) 岩淵忠雄「小黒左衛門日記録」『村松郷土誌』(4)、pp.88-93、1978
- 2) 『村松町史上巻』村松町教育委員会事務局、1983
- 3) 目黒新悟、黒野弘靖「越後大工・小黒左衛門重命の建築活動と建築作品にみられる(船榎造)」『日本建築学会北陸支部研究報告集』(63)、pp.459-462、2020
- 4) 『新潟県の近世社寺建築』新潟県教育委員会、1985
- 5) 高橋恒夫「近世在方集住大工の研究」中央公論美術出版、2010
- 6) 杉野丞「近世後期の曹洞宗本堂の平面形式の分化と内部空間および意匠の発展 東海・甲信地方を中心として 近世禅宗本堂の研究(3)」『日本建築学会計画系論文報告集』(437)、pp.119-133、1992 (DOI: https://doi.org/10.3130/aij.437.0_119)
- 7) 『新潟県寺院名鑑』新潟県寺院名鑑刊行会、1983
- 8) 『加茂市史資料編6文化財』加茂市、2020
- 9) 『曹洞宗新潟県寺院歴住世代名鑑』新潟県曹洞宗青年会、1989
- 10) 『下田村史』下田村史刊行委員会、1971
- 11) 『田上町史別編文化財』田上町、1994
- 12) 目黒新悟ほか2名「指図にみる新津組庄屋・桂六郎左衛門家住宅の空間構成」『日本建築学会技術報告集』28(68)、pp.459-464、2022 (DOI: <https://doi.org/10.3130/aijt.28.459>)